

## ② 認証評価

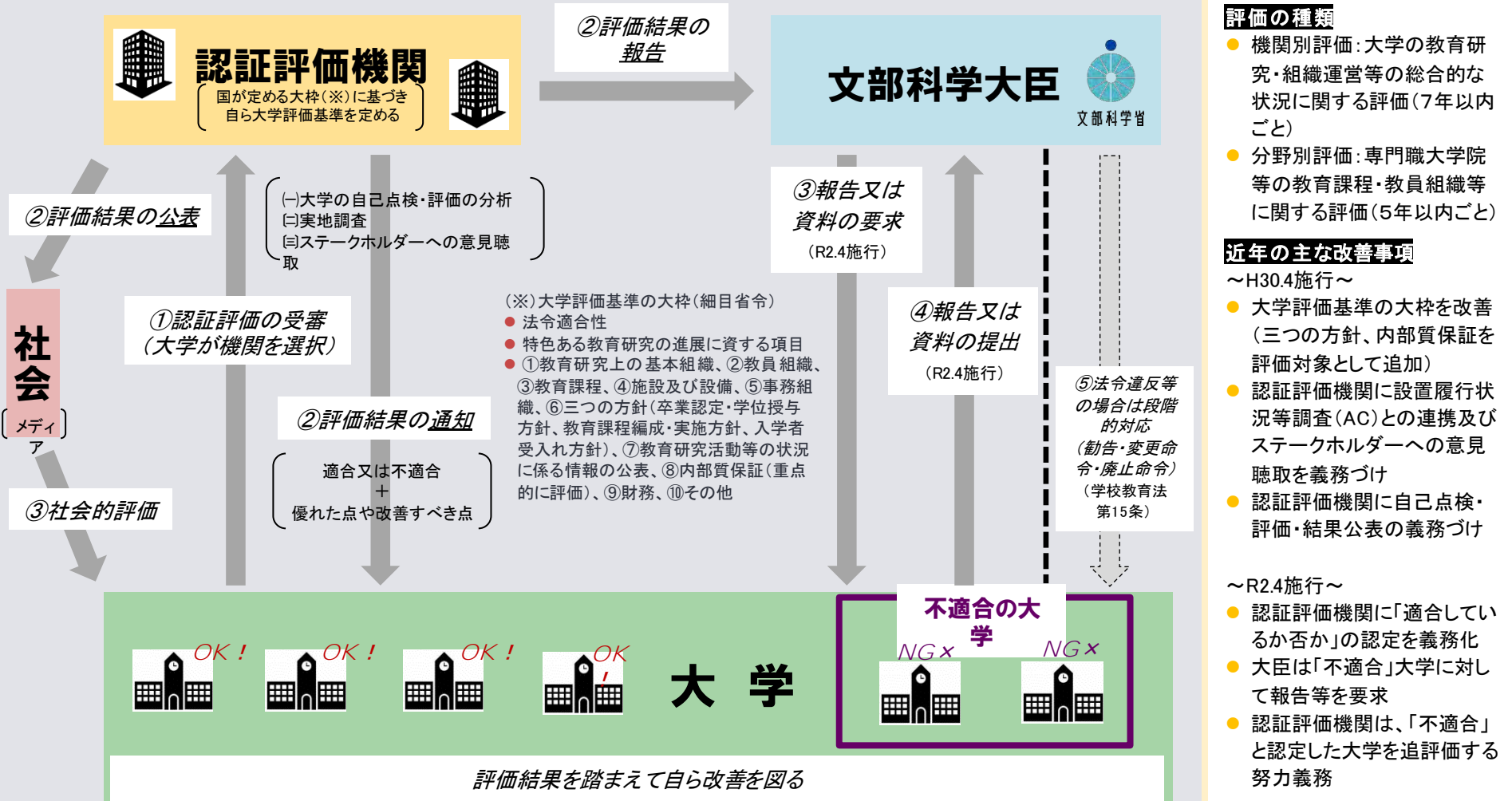
# 認証評価制度の概要

## 【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

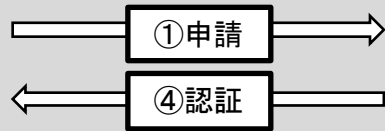
※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、  
第3サイクル目

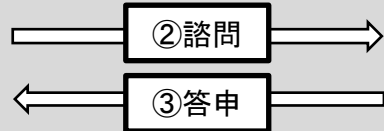


# 認証評価機関の認証の仕組み

認証評価機関  
になろうとする者



文部科学大臣



中央教育審議会  
大学分科会  
(認証評価機関の認証に  
関する審査委員会)

基準(学校教育法第110条)	機関別	基準に係る細目(細目省令)	うち法科大学院
1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準が、<b>学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。</b></li> <li>●大学評価基準において、<b>特色ある教育研究の進展に資する観点</b>からする評価に係る項目が定められていること。</li> <li>●大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。</li> <li>●評価方法に、<b>自己点検・評価の結果の分析並びに</b>大学の教育研究活動等の状況についての<b>実地調査</b>が含まれていること。</li> <li>●認証評価の結果、<b>適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項</b>を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、<b>再度評価を行うよう努めること</b>としていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準に次の事項が定められていること。</li> <li>①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥<b>卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針</b>、⑦教育研究活動等の状況に係る情報公表、⑧<b>教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)</b>、⑨財務、⑩その他教育研究活動等に関すること</li> <li>●<b>内部質保証について重点的に評価を行うこと</b>としていること。</li> <li>●<b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置</b>を把握することとしていること。</li> <li>●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの<b>意見聴取</b>が含まれていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価方法が、連携法第2条に規定する<b>法曹養成の基本理念</b>を踏まえて特に<b>重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するもの</b>その他の同法第5条第2項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</li> <li>●認証評価機関になろうとする者が、連携法第5条第3項に規定する<b>適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況</b>について、当該法科大学院の求めに応じ、<b>再度評価を行うよう努めること</b>としていること。</li> </ul>
2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が認証評価の業務に従事していること。</li> <li>●大学の教員が、その<b>所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置</b>を講じていること。</li> <li>●認証評価業務の従事者に対し、<b>研修の実施</b>その他の必要な措置を講じていること。</li> <li>●大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について<b>自己・点検及び評価を行い、結果を公表</b>するものとしていること。</li> <li>●法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。</li> <li>●認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務及び同条第3項(専門職大学院等の評価)の業務を併せて行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準に次の事項が定められていること。</li> <li>①教員組織、②教育課程(<b>教育課程連携協議会</b>に関することを含む。)、③施設及び設備、④<b>学修成果(進路に関することを含む。)</b>、⑤その他教育研究活動等に関すること。</li> <li>●評価方法に<b>関連職業団体関係者及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取</b>を行うこと。</li> <li>●大学評価基準を変更するに当たっては、<b>関連職業団体関係者等の意見聴取</b>を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学評価基準に次の事項が定められていること。</li> <li>①教育活動等の情報提供、②入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価、③専任教員の適切な配置その他の教員組織、④入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理、⑤教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な<b>教育課程の編成</b>、⑥一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定、⑦授業の方法、⑧<b>学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保</b>、⑨授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施、⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定、⑪専門職大学院設置基準第25条第1項に規定する法学既修者の認定、⑫教育上必要な施設及び設備、⑬図書その他の教育上必要な資料の整備、⑭法科大学院の課程を修了した者の<b>進路等の教育活動の成果(司法試験の合格状況を含む。)</b>及び当該成果に係る教育活動の実施状況に関すること。</li> </ul>
3. 認証評価結果の公表の前に大学からの意見の申立ての機会を付与していること。			● <b>法曹としての実務の経験</b> を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。
4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な <b>経理的基礎</b> を有すること。			
5. 認証の取消の日から二年を経過していないこと。			
6. 認証評価の公正かつ適確な実施ができること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法施行規則第169条第1～8号までに規定する事項(※文部科学大臣への申請書の内容)を公表することとしていること。</li> <li>●大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により<b>認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった<b>専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に</b>、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に<b>重要な変更事項があった時は、変更に係る事項については把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった<b>法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に</b>、当該法科大学院の第1項第1号に掲げる事項(※法科大学院大学評価基準の事項)について<b>重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること</b>としていることとする。</li> </ul>

# 認証評価機関の認証に関する審査委員会

※令和3年度時点

## 1. 所掌事務

学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、**専門的な調査審議**を行う。

## 2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

（臨時委員） 3名

川嶋 太津夫  
小林 雅之

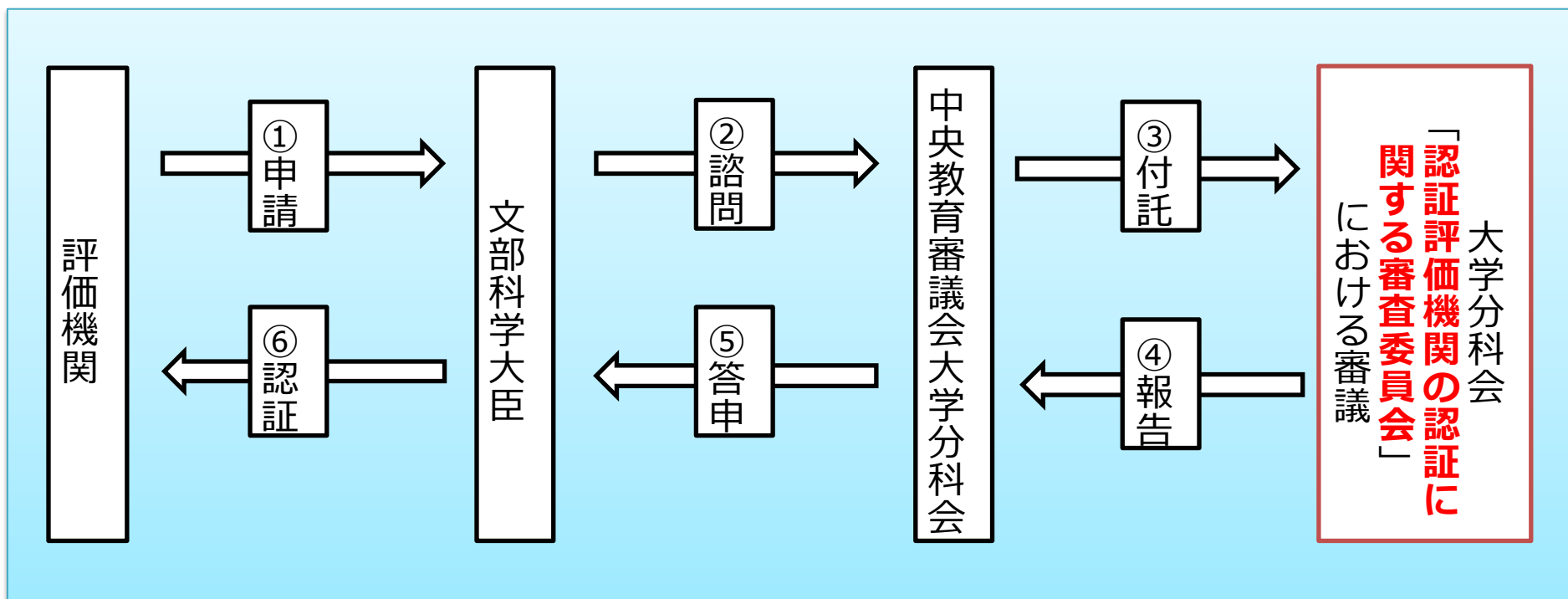
大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長  
桜美林大学総合研究機構教授

（専門委員） 3名

前田 早苗  
市川 太一  
大河原 遼平  
佐野 慶子

千葉大学国際教養学部教授  
広島修道大学名誉教授  
TMI総合法律事務所パートナー弁護士  
佐野公認会計士事務所

## 3. 認証評価機関の認証に係る審議について



# 平成15年の質保証に関する制度改革（平成13年～16年）

## 規制改革の動き

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「**国の事前規制である設置認可を弾力化し**、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、**大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する**。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

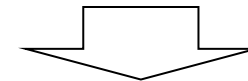
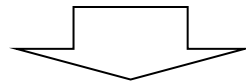
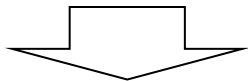
- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



### ①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

### ②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）  
（学校教育法の改正）

### ③法令違反状態の大学に対する段階的な是正措置の導入

（平成15年度より適用）  
（学校教育法の改正）

# 認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

## 議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）  
（平成28年3月18日）

## 省令改正

（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

※高等専門学校においても、準用。

## ● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。 ← **重点的に認証評価を行う**ものとする。

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

## ● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努める**ものとする。

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

## 施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- ◎ 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- ◎ 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- ◎ 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- ◎ 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

## その他

- ◎ 大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用(平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする)

## 認証評価制度の改善②(令和元年～)

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

### 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

#### <具体的な方策> 教育の質保証システムの確立

○ 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。

○ 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合していると認められなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。

○ また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。

○ 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。

○ また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。

○ さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

#### 学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

#### 施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討する。

# 認証評価制度の改善③(閣議決定)

## 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日）

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### (2) 主要分野ごとの改革の取組

##### ④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。

## 教育振興基本計画（平成30年6月15日）

### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

#### IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

##### 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など、他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。



## 認証評価機関一覧（令和3年5月現在）

○機関別認証評価（計 5 機関（実数））

機関名	評価の対象	認証日	評価大学数（※）	うち不適合数（※）
公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構 一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 一般財団法人 大学・短期大学基準協会	大学	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成17年 7月12日 令和 元年 8月21日 令和 2年 3月30日	728校 278校 691校 7校 0校	12校 1校 7校 0校 0校
一般財団法人 大学・短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構	短期大学	平成17年 1月14日 平成19年 1月25日 平成21年 9月 4日	687校 42校 19校	1校 0校 0校
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年 7月12日	149校	0校
合計			2,601校	21校

※ 認証日から令和2年度までの受審校数（延べ数）

# 認証評価機関一覧 (令和3年5月現在)

## ○分野別認証評価 (計 13機関 (実数) )

機関名	評価の対象分野	認証日	評価大学数 (※)	うち不適合数 (※)
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年 8月31日 平成17年 1月14日 平成19年 2月16日	66校 77校 40校	10校 12校 19校
一般社団法人 A B E S T 2 1	経営 (経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)	平成19年10月12日	22校	0校
公益財団法人 大学基準協会	経営 (経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)	平成20年 4月 8日	85校	7校
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日	21校	2校
一般財団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年 4月 8日	3校	0校
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年 9月 4日	13校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年 3月31日	13校	0校
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年 3月31日	6校	0校
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院, 学校教育	平成22年 3月31日	85校	1校
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力	平成22年 3月31日	11校	0校
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年 7月 4日	8校	0校
一般社団法人 A B E S T 2 1 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年 3月29日	0校 3校	0校 0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年 7月31日	2校	0校
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年 7月31日	2校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年 3月29日	1校	0校
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年 2月 2日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成29年 8月24日	1校	0校
公益財団法人 大学基準協会	グローバル法務	令和元年1月15日	0校	0校
公益財団法人 大学基準協会	広報・情報	令和2年 3月30日	0校	0校
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和3年 5月10日	0校	0校
<b>合計</b>			<b>460校</b>	<b>51校</b>

※ 認証日から令和2年度までの受審校数 (延べ数)

# 認証評価機関連絡協議会

Japan Network of Certified Evaluation and Accreditation Agencies (JNCEAA)

## ●目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

## ●参加機関（14機関）

大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学教育質保証・評価センター、日弁連法務研究財団、国際会計教育協会、日本助産評価機構、日本臨床心理士資格認定協会、教員養成評価機構、日本技術者教育認定機構、専門職高等教育質保証機構、日本造園学会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## ●これまでの取組 ※括弧内は実施年

### （1）評価結果や大学情報、認証評価制度等の積極的な発信

- ・評価結果や大学教育の改善事例等の共同記者発表

(H24)

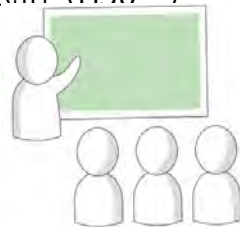
- ・本連絡協議会ウェブサイトを立て上げて評価結果一覧等を掲載し、英語版も作成（H27～、英語版H29～）
- ・高等学校関係者説明会での説明（H26～H27）
- ・リーフレット作成、高等学校関係機関に周知（H28）

### （2）大学ポートレート活用の検討

- ・大学ポートレート運営会議へ「大学ポートレートの充実についての要望書」を提出（H28）
- ・認証評価に活用する基礎データの共通様式化（H30～）

### （3）認証評価機関の職員育成

- ・職員の能力向上のための研修プログラムの実施（H23～）



## ●課題

### （1）評価者の資質の向上

- ・大学等及び評価機関の評価人材育成のための研修の充実
- ・認証評価制度の一層の周知

### （2）評価結果の活用と大学等が積極的に認証評価に参加する方策

- ・認証評価機関と大学等の継続的な関係の構築
- ・学内のIR機能の充実
- ・認証評価に積極的に取り組む大学等の評価

### （3）評価活動の新たな方向性の検討等

- ・評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有
- ・評価方法等に関する諸課題の改善方策の検討、研究
- ・社会的状況を踏まえた新たな評価のあり方を検討
- ・国内外への情報発信のあり方を検討



参照先：<https://jnceaa.jp>

# 評価結果と再評価(※1)の実施状況(平成16年度～令和2年度)

(機関別認証評価(大学、短期大学及び高等専門学校)の評価実施数)

	結果の種類	評価結果(※5)	再評価後(※6)
公益財団法人 大学基準協会	適合	727	749
	保留・期限付適合(※2)	30	1
	不適合	12	19
独立行政法人 大学改革支援・ 学位授与機構	大学評価基準を満たしている	441	441
	大学評価基準を満たしていない	1	1
公益財団法人 日本高等教育評価機構	適合	669	699
	保留(※3)	34	0
	不適合	7	11
一般財団法人 大学・短期大学基準協会	適格	667	682
	保留・条件付適格(※4)	18	2
	不適格	1	2

(※1) 令和元年度までは、判定が保留となった大学に対して、再評価の機会を設けていた。令和元年度の学校教育法の一部改正により、「認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする」とし、「保留」判定は想定されないこと旨を通知。

(※2) 第1期及び第3期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。第2期では、「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定。

(※3) 「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課し、適合・不適合を最終的に判定。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※4) 第3期では、「短期大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、指定する期日までに「再評価」の受審を課し、適格、不適格を最終的に判定。第1期では、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。第2期では、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後には再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

(※5) 評価結果が出た後の再調査により、評価結果の取消しや変更がされた後の数。

(※6) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。

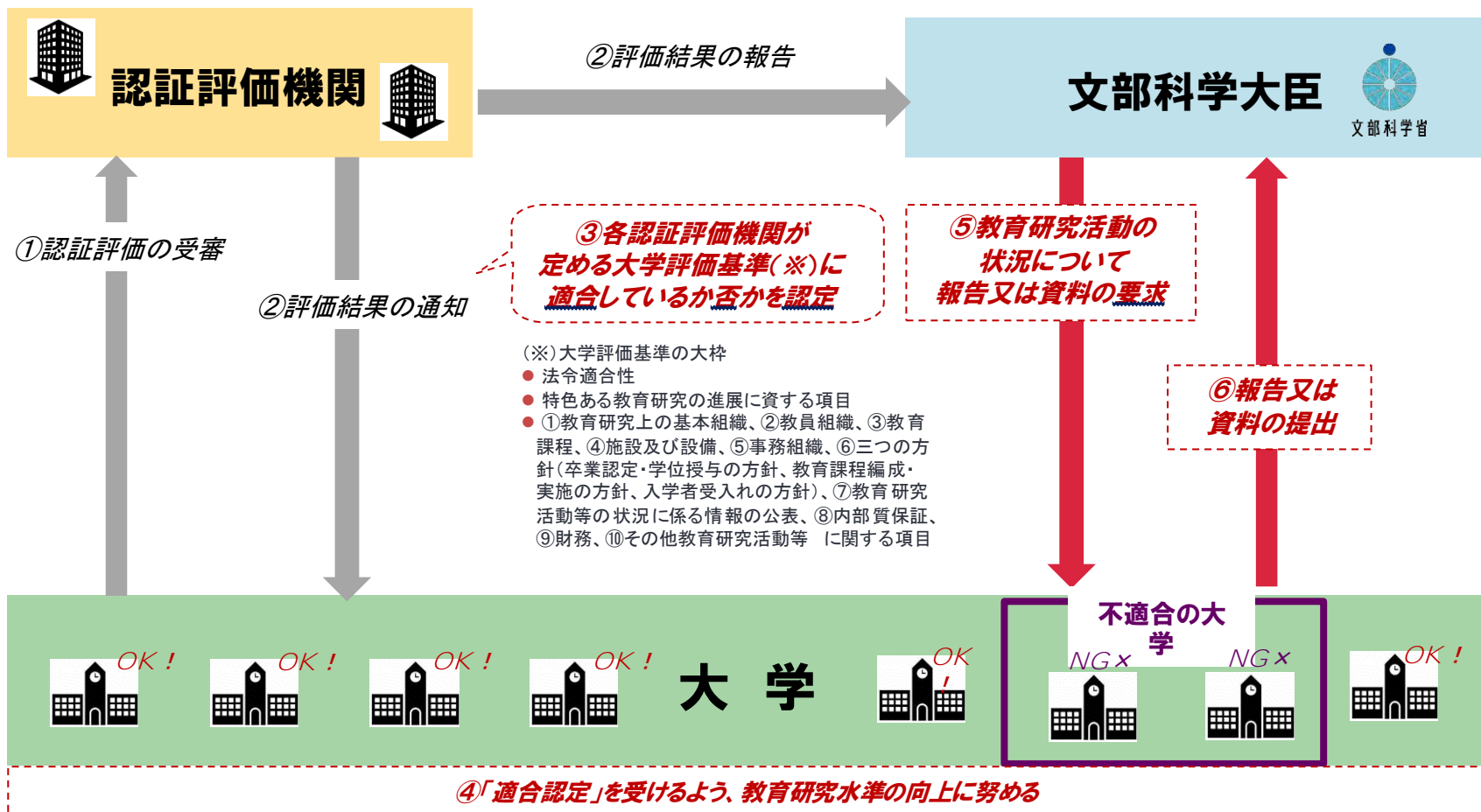
「再評価」の他に、「不適合」に対する「追評価」の機会を設けている(2年以内。令和元年度までは大学基準協会及び大学改革支援・学位授与機構のみ。令和2年度以降は全認証機関。「追評価」を受けるかは大学等の任意。)が、令和元年度まで実績はない。

# 認証評価の結果を踏まえた対応①

- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求する。【学校教育法第109条第7項】



- 適合している旨の認定を受けることができなかった大学からの報告等の結果、当該大学が法令に違反していると文部科学大臣が認めるときは、学校教育法第15条の規定により、改善勧告や変更命令等の措置を講ずる。



## 認証評価の結果を踏まえた対応②

### 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

#### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

#### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

#### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

#### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

#### (参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

## (参考) 認証評価の位置付けについて

### <参考①>

平成14年11月1日 衆・文部科学委員会議事録より(国務大臣答弁の一部を抜粋)

認証評価といいますのは、大学の自己改善を促すということによってその大学の教育研究水準の向上を図るものでございます。その機関が行います評価結果を大学に通知するとともに社会にも公表するというものでございますが、そういう目的でございますので、資源配分自体を目的とはしておりません。

(中略)

大学というものがこれから21世紀の知の部分を担当していくということにおいて非常に大事な機関でございますので、それはもともと自己改革をしていく必要がある。そのときに、評価の成果というものを受け取りながらさらに改革を進めていただくということは非常に大事なわけでございます。それが、直接には資源配分にはつながらないということでございます。

### <参考②>

平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁の一部を抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

一方、昨年の中教審答申におきましては、その認証評価結果を踏まえ文部科学大臣が法令違反を認めたとき、そういう法令違反の場合には、一定の資源配分への影響、反映ということも検討することが指摘されておりますが、その詳細については、今後設置する予定の、質保証システムに関する部会というのを今後中教審にも設置しますので、そこはそこでしっかりと検討していきたいと考えています。

### <参考③>

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成31年4月10日衆議院文部科学委員会)

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和元年5月16日参議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

(中略)

三 認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。

**(参考) (独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価における国立大学法人評価の活用について**

- 令和3年度以降に(独)大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価においては、国立大学法人評価における学部・研究科等ごとの教育に係る現況分析の判定結果を含む分析内容をもって、大学は領域6の各基準の自己評価に代えることができる。(「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)において規定。)

【国立大学法人評価】教育に係る現況分析の分析項目及び記載項目(一部抜粋)

分析項目	記載項目	
I 教育活動の状況	必須記載項目	1 学位授与方針
		2 教育課程方針
		3 教育課程の編成、授業科目の内容
		4 授業形態、学習指導法
		5 履修指導、支援
		6 成績評価
		7 卒業(修了)判定
		8 学生の受入
II 教育成果の状況	必須記載項目	1 卒業(修了)率、資格取得等
		2 就職、進学

評価結果の活用

【大学機関別認証評価】(独)大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	
領域2 内部質保証に関する基準	
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
領域5 学生の受入に関する基準	
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	
基準6-1	学位授与方針が具体的かつ明確であること
基準6-2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
基準6-3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
基準6-4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
基準6-5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
基準6-6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
基準6-7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること
基準6-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【参考】大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領(平成31年2月12日機構長裁定)(抄)

第3条 その評価の結果を活用できる第三者は、次の各号のいずれかに該当する機関とする。

- 一 学校教育法第110条第2項に基づき文部科学大臣が認証した評価機関
- 二 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関
- 三 設立後一定期間が経過し、当該分野における主要な評価機関である又は法令等に基づき大学の教育研究活動を含め評価を行っている等の理由により大学機関別認証評価委員会(以下「委員会」という)が認めた機関



## 国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

- 平成22年 7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表  
⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」
- 平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定  
⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」
- 平成24年 6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定
- 平成25年 6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領(※)」を決定  
⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示
- 令和 2年 4月 国立大学法人法の一部改正  
⇒国立大学法人評価委員会は、(独)大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請する旨を明示(第31条の3第2項)

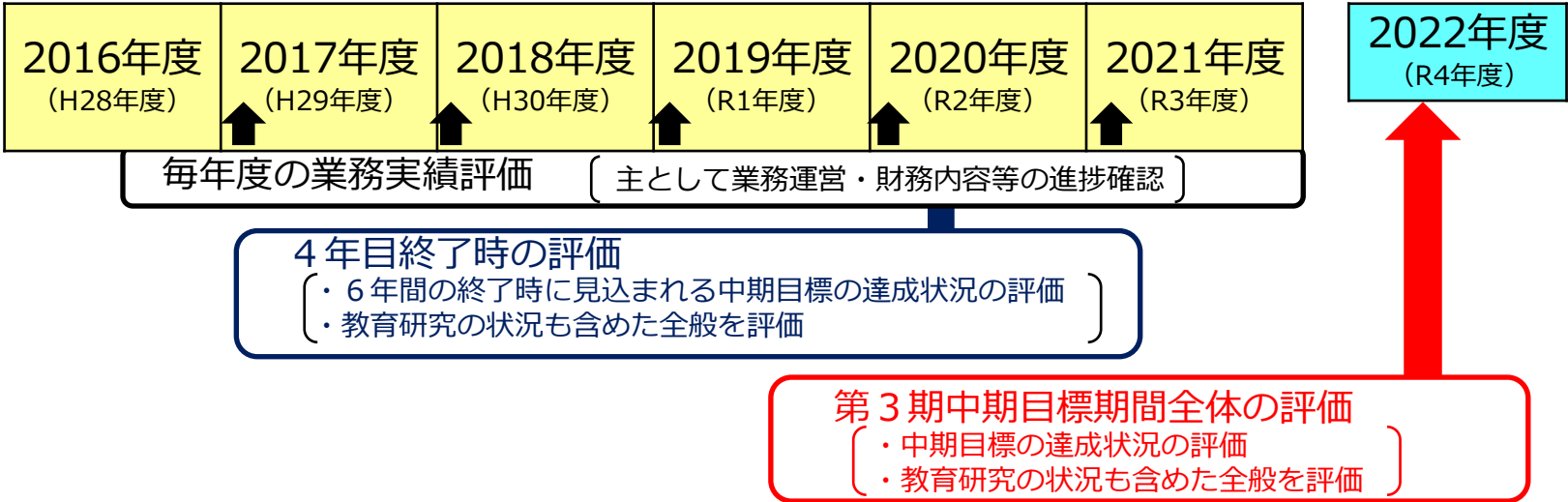
(※)参考「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

## 国立大学法人評価の種類・サイクル

### 第3期中期目標期間



- ◆ 国立大学法人法第3 1条の2及び第3 1条の3に基づき、「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人等の教育研究や業務運営等の実績について、毎事業年度（業務運営・財務内容等のみ）、4年目終了時及び中期目標期間終了時ごとに評価を実施している。
- ◆ 令和4年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）全体の評価を実施する時期に当たり、国立大学法人等の業務の実績のうち教育研究の状況についての評価を、国立大学法人評価委員会の要請を受けて、（独）大学改革支援・学位授与機構が実施する。

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価等について①

※令和3年8月現在

	英国（イングランド）	アメリカ合衆国
質保証機関	英国高等教育質保証機構(QAA)[1997～]	連邦教育省が認定した機関または高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)が認定した機関
主な機関別評価	質・基準レビュー(2018～) ※ 質・基準レビューは、学生局(OfS)が管理する高等教育機関登録制度の一部として実施されている。	アクレディテーション(1905～) ※ 国として統一した大学評価制度はなく、国・州から独立した評価機関によるアクレディテーションが行われている。アクレディテーションは各評価機関の会員資格審査としての性格を有する。
評価サイクル	設定なし。登録後は、学生局が常時モニタリングを行い、問題が見つかった機関に対してレビューを随時実施。	評価機関により異なる。 ※ 地域別アクレディテーションでは7～10年。
評価結果の表し方	適合／不適合 ※ 英国の高等教育の基準と質に関する原則である「クオリティ・コード」に適合しているか確認。 ※ この結果を踏まえて、学生局が登録可否を判定。	評価機関により異なる(それぞれ数種類の評価結果を設定)。 (例) 中部高等教育委員会(MSCHE)：適格認定7種類(認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令)と不認定の計8種類
評価後のフォローアップ等	学生局は各登録機関のリスクのモニタリングを常時行うとともに、毎年少数の登録機関を無作為抽出してサンプル調査を実施。問題が見つかった場合、質・基準レビューを随時実施。	評価機関や評価結果により異なる。 ※ 7～10年の長期認定の場合、中間報告書の提出が義務となる場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。条件付認定、保留、警告等の場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。
評価結果の活用	学生局の高等教育機関登録の登録要件の一つ。登録機関は、教育・研究等の公的資金の交付対象となるほか、学生支援金の受給、Tier 4学生ビザによる留学生の受入れ、学位授与権及び大学名称使用権の取得申請が可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府奨学金の受給資格を付与。</li> <li>各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。</li> </ul>

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価等について②

※令和3年8月現在

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	欧州高等教育質保証登録簿 (EQAR)に登録された質保証機関の中からドイツアクレディテーション協議会 (GAC)[1999～]が認定した機関	研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)[2014～]	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)[2003～]	オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)[2011～]
主な機関別評価	システム・アクレディテーション(2008～) ※ 上記に加えプログラム・アクレディテーション(2000～)及び代替アクレディテーション(2019～)があり、3種類のいずれかを選択し受審することが義務。 ※ 代替アクレディテーションは、高等教育機関が策定した評価手法をGACと当該機関が置かれる州政府の承認を得た上で行う評価。	機関別評価(2007～) ※ 前身の研究・高等教育評価機構(AERES)の活動をHCÉRESが継承。 ※ 上記に加え、学術共同体評価(2016年～)、研究評価、教育課程・博士学院評価が実施される。	機関別オーディット(2011～) ※ 受審は任意。上記に加え受審義務のあるプログラム評価(2003～)がある。プログラム評価は基準数の異なる2種類が用意されている。	機関再登録(2012～) ※ 登録(いわゆる設置認可)された高等教育機関が登録期間延長のために受審する評価のこと。 ※ 上記に加えコース別のアクレディテーション制度がある。
評価サイクル	8年	5年	6年	7年(上限)
評価結果の表し方	3段階(適格認定/条件付認定/不認定)	記述式で表される。	3段階(適格/条件付適格/不適格)	3段階(登録/条件付登録/登録不可)
評価後のフォローアップ等	適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	—	評価結果に応じて以後受審するプログラム評価の適用基準が異なる。例えば、適格の場合は基準数が少ない方のプログラム評価を受審。	登録された高等教育機関に対してリスクアセスメントを毎年実施。リスクの程度により、次回の機関再登録受審時の提出資料の範囲・量や適用基準の範囲が変動する。
評価結果の活用	— ※ 州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	—	— ※ プログラム評価の場合は政府認定のプログラム登録簿(CROHO)に登録され、学位授与権及びの付与、政府奨学金等の受給資格を付与。	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。オーストラリアでの高等教育の提供が引き続き可能となる。

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

# 諸外国の高等教育における主な機関別評価等について③

※令和3年8月現在

	韓国	中国	香港
質保証機関	韓国大学教育協議会(KCUE)[1982～]	教育部高等教育教学評価センター(HEEC) [2004～]	質素保証局(QAC)[2007～]
主な機関別評価	大学機関別評価認証(2011～) ※ 受審は任意。(法律上は、教育部長官から認定された機関は、学校の要請に応じて評価・認証することができる)と規定されている。KCUEは「認定された機関」の一つ。実際には多くの大学が受審。)	機関別評価(2007～) ①合格評価(2011～) ②審査評価(2014～) ※ 機関別評価には2種類あり、①は新設の大学学部レベル教育を行う機関が対象。②は①を含む機関別評価で合格歴のある機関が対象。 ※ 大学院レベルについては、国务院学位委員会又は省政府レベルの学位委員会が行う博士・修士の学位授与権を持つ学科を対象とした評価がある。	機関別オーデイト(2008～) ※ 大学教育資助委員会(UGC)より公的資金を受ける高等教育機関8校が対象。 ※ 私立等の他の機関は香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)によるプログラム評価等を受審。
評価サイクル	5年	①第3期生卒業後に受審 ※合格すると次は5年以上経過後に②を受審。 ②5年	5年
評価結果の表し方	4段階(認証/条件付き認証/認証保留/不認証)	①3段階(合格/合格保留/不合格) ②等級無し(記述式で表される)	オーデイト報告書に記述式で表されるとともに、「大学への対応の提言」と「優れた点」が付される場合もある。
評価後のフォローアップ等	評価結果に応じて異なる。「認証」の場合は結果公表の2年後にモニタリングを受ける。「条件付き認証」または「保留」の場合は2年以内に追評価を受ける。「不認証」の場合は2年後に評価の再申請が可能。	①「合格保留」の場合は2年間の改善期間を経て再評価。「不合格」の場合は3年間の改善期間を経て再評価 ② 受審機関は、評価結果通知後30日以内に改善計画を教育部等に提出。2年以内に改善報告書を提出。	オーデイト報告書の公表後3か月以内に、大学は当該報告書に基づくアクションプランをQACに提出。また、同報告書の公表後1年半以内に、大学はアクションプランの進捗報告書をQACに提出し、QACは進捗状況に対する評価を実施。
評価結果の活用	法律上、政府が大学を行政的又は財政的に支援する場合に大学機関別評価認証の結果を活用できると規定。	①「合格保留」、「不合格」の場合は改善期間中の募集定員の制限・削減の措置。再評価の結果「不合格」の場合は法律に基づき相応の処罰が下される。 ② 資源配分、学科や専攻の設置、募集定員等、様々な面で評価結果が考慮される。	—

出典：大学改革支援・学位授与機構「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」等

### ③ 情報公表

# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

### 【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

### 【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

### 【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。  
二～四(略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。  
イ～ハ(略)
  - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。  
チ～ヌ(略)

# □学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

## 第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 （第172条の2第1項関係）

### ① 大学の教育研究上の目的に関する事。 （第1号関係）

これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

### ② 教育研究上の基本組織に関する事。 （第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

### ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。 （第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

### ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。 （第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

### ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。 （第5号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。



- ⑥ **学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）**  
これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ **校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係）**  
その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ **授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係）**  
その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ **大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係）**  
その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）
- (3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。（第172条の2第3項関係）
- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。（第179条関係）

- 以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- 情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- 以下、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を「規則」、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)を「基準」とそれぞれ略記する。

## (1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>入学年度別・年度毎の平均履修単位数(※)</li> <li>入学年度別・年度毎の平均修得単位数(※)</li> </ul> </li> <li>(※) 必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。(学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</li> <li>関連する法令等：基準第32条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数</li> <li>当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力</li> <li>関連する法令等：規則第172条の2第1項第1号、第4号及び第6号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位授与履歴を収集</li> </ul>
	学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする</li> <li>大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<p>進路の決定状況等の卒業後の状況等（進学率や就職率等）</p> <p>・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする</p>	<p>・学位プログラム毎の以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合</li> <li>・学生の主な就職先</li> <li>・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合</li> <li>・学生の主な進学先</li> </ul> <p>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先 (卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「大学等卒業生の就職状況調査」</p>	<p>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</p> <p>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</p>
	<p>修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率</p> <p>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</p> <p>・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせることで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</p>	<p>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合 (公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。)</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「学校基本調査」</p>	<p>・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</p>
学修時間	<p>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</p>	<p>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況 (各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</p> <p>関連する法令等：基準第21条</p>	<p>・学生へのアンケート調査を通じた収集 (※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> <p>(※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</p> <p>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</p>

	情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	卒業論文・卒業研究の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む）</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体的状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内調査による代表的なテーマの収集</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集</li> </ul>
	アセスメントテストの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>
語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>	

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p> <p>資格取得や受賞、表彰歴等の状況</p>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる</li> </ul>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例</li> </ul>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul>
卒業生に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>
卒業生からの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価</li> <li>・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

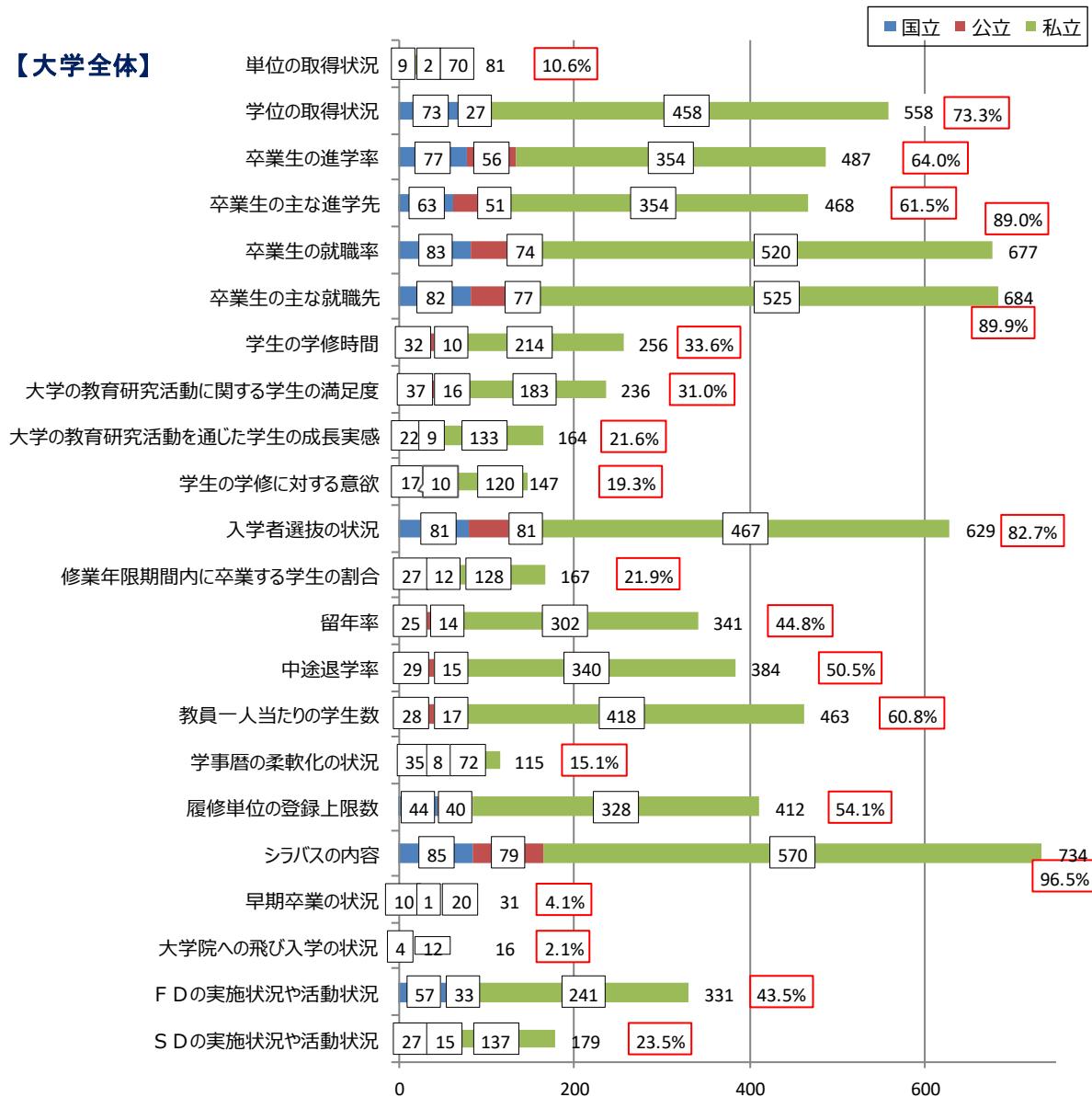
情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<p>入学者選抜の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする</li> <li>入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項</li> <li>合否判定の方法や基準</li> <li>試験問題及びその解答</li> <li>入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試情報の収集</li> </ul>
	<p>教員一人あたりの学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としての教員と在籍する学生の人数比</li> <li>学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）</li> </ul>
	<p>学事暦の柔軟化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入学・卒業時期の選択肢や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学事暦に関する学内規定の確認</li> </ul>
	<p>履修単位の登録上の限設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限制度の有無</li> <li>制度の具体的な内容（上限単位数など）</li> <li>例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など） （各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第27条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内規定の確認</li> </ul>
	<p>授業の方内業シの法容・授業シの計画（ラバ内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの）</li> <li>個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい） （カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内におけるシラバス作成に関する方針の確認</li> <li>電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<p>早期卒業や大学院への飛び入学の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件</li> <li>学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴の収集</li> </ul>
	<p>FD・SDの実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像</li> <li>大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など）</li> <li>他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など）</li> <li>FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FD・SDの内容の収集</li> </ul>
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	<p>GPAの活用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など）</li> <li>学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい）</li> <li>GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> <li>学生に対する個別の学修指導</li> <li>奨学金や授業料免除対象者の選定</li> <li>履修上限単位制限の解除</li> <li>進級・卒業判定、退学勧告</li> <li>大学院入試の選抜</li> <li>早期卒業や大学院への早期入学</li> </ul> </li> </ul> <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPAの算定方法に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴などより収集</li> </ul>
	<p>カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの活用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集</li> </ul> <p>145</p>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
下で②が想定される情報 ② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の 下で収集することが想定される情報	ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの）</li> <li>学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針の確認</li> <li>ナンバリング済みの授業科目一覧の収集</li> </ul>
	教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針の確認</li> </ul>
	教学IRの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学として実施している教学IRの主な内容（分析事例の紹介や、教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介など）</li> <li>教学IRを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> <li>教学IRに関する学内規則 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>



# 公表を行った教育研究活動等の情報



# 海外の情報公開の状況①（米国）

## 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

### （1）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System（IPEDS））が全米教育統計局によって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ申請できない）。

IPEDSからは複数のホームページにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

College Navigatorのページ（例）

The screenshot shows the College Navigator interface. On the left, there are search filters for Name of School, States, Programs/Majors, Level of Award, and Institution Type. A red circle highlights the search filters, with an arrow pointing to the text: 名称、州、学位課程などから検索. The main content area displays information for the University of California, Los Angeles, including general information, campus setting, and various services. A red circle highlights the 'GENERAL INFORMATION' tab, with an arrow pointing to the text: 12の共通項目（一般的な情報、学費・生活費等、経済的支援、入学状況、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全、学費の支払状況など）.

12の共通項目（一般的な情報、学費・生活費等、経済的支援、入学状況、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全、学費の支払状況など）

College Scorecardのページ（例）

The screenshot shows the College Scorecard interface. It displays a comparison of four universities: Georgetown University, George Washington University, Catholic University of America, and American University. The data is presented in a table format with bar charts for each university. The table includes columns for Average Annual Cost, Graduation Rate, and Salary After Attending. Red arrows point to the data points with labels: 平均年間経費 (Average Annual Cost), 卒業率 (Graduation Rate), and 卒業後の平均給与 (Salary After Attending). The table also includes a section for Costs, with a red arrow pointing to the text: 学費・経費 (Tuition and Fees). The table also includes a section for Financial Aid & Debt, with a red arrow pointing to the text: 経済支援・学資ローンの負債額 (Financial Aid and Debt). The table also includes a section for Graduation & Retention, with a red arrow pointing to the text: 卒業率・学生在籍率 (Graduation and Retention). The table also includes a section for Earnings After School, with a red arrow pointing to the text: 卒業後の平均給与 (Salary After Attending). The table also includes a section for Student Body, with a red arrow pointing to the text: 学生に関する情報 (Student Body Information). The table also includes a section for SAT/ACT Scores, with a red arrow pointing to the text: SAT/ACTのスコア (SAT/ACT Scores). The table also includes a section for Academic Programs, with a red arrow pointing to the text: 教育プログラム (Academic Programs).

（※）参照：岸本睦久（2015）、『諸外国の教育動向 2015年度版』,文部科学省,p43

## 海外の情報公開の状況②（英国）

### 【大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（第9回）（H30.1.31）資料2-1より抜粋】

#### （2）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE：Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS:Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している（<https://unistats.ac.uk/>）。

データは全国学生調査（NSS：National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA：Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE：Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている（※）。

教育コースごとに、学生満足度、就職と認証評価の状況、学業の継続状況と学位の取得状況、入学条件等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。

Unistatsのページ（例）

Your Measures	学生満足度	就職と 認証評価の状況	学業の継続状況 と学位の取得状況	入学に関 する情報
Course コース	Student satisfaction	Employment & accreditation	Continuation & degree results	Entry information
Location				
		BA (Hons) International Politics Full time	BA (Hons) Law Full time	BA (Hons) Politics Full time
		Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth	Aberystwyth University 1 location: Aberystwyth
	全体的に教育の質に満足している学生の割合	Overall, I am satisfied with the quality of the course	94%	87%
	教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合	The teaching on my course	100%	91%
	教員の説明が興味を抱かせると感じる学生の割合	Staff are good at explaining things	100%	97%
	知的好奇心を掻き立てられるコースだと感じる学生の割合	Staff have made the subject interesting	97%	83%
	優れた成果を要求されるコースだと感じる学生の割合	The course is intellectually stimulating	83%	97%
		My course has challenged me to achieve my best work	74%	85%

（※） 参照：独立行政法人大学評価・学位授与機構(2015),『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 英国』第二版, p 45

## 第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

### 5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

#### （1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

## 認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p><b>基準2 内部質保証</b>  <b>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</b>                      ※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	<p>○ 学校教育法施行規則 第172条の2</p> <p>● 私立学校法 第63条の2</p>
大学改革支援・学位授与機構	<p><b>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</b>  <b>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</b>                      ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<p>● 教育職員免許法施行規則 第22条の6</p>
日本高等教育評価機構	<p><b>基準5. 経営・管理と財務</b>  <b>領域: 経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</b>  <b>基準項目5-1 (経営の規律と誠実性)</b>                      ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。</p>	<p>● 独立行政法人通則法 第38条第3項 (準用)</p>
大学・短期大学基準協会	<p><b>基準IV リーダーシップとガバナンス &gt; テーマC ガバナンス</b>  <b>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</b>                      ※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<p>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</p> <p>● 私立学校法 第47条第2項</p>
大学教育質保証・評価センター	<p><b>基準1 基盤評価: 法令適合性の保証</b>  <b>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</b>                      ※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。                      ※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	<p>※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。</p>

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)

# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。（<https://portraits.niad.ac.jp/>）

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

# 大学ポータルサイトの概況

## 令和3年度参加状況（令和3年8月現在）

	国立大学	公立大学	公立 短期大学	私立大学	私立 短期大学	株式会社立 大学	合計
	全86校	全98校	全14校	全618校	全288校	全4校	全1,108校
参加 (国内)	86校 (100.0%)	83校 (84.7%)	12校 (85.7%)	590校 (95.5%)	282校 (97.9%)	3校 (75.0%)	1,056校 (95.3%)

## 令和2年度公表画面アクセス数

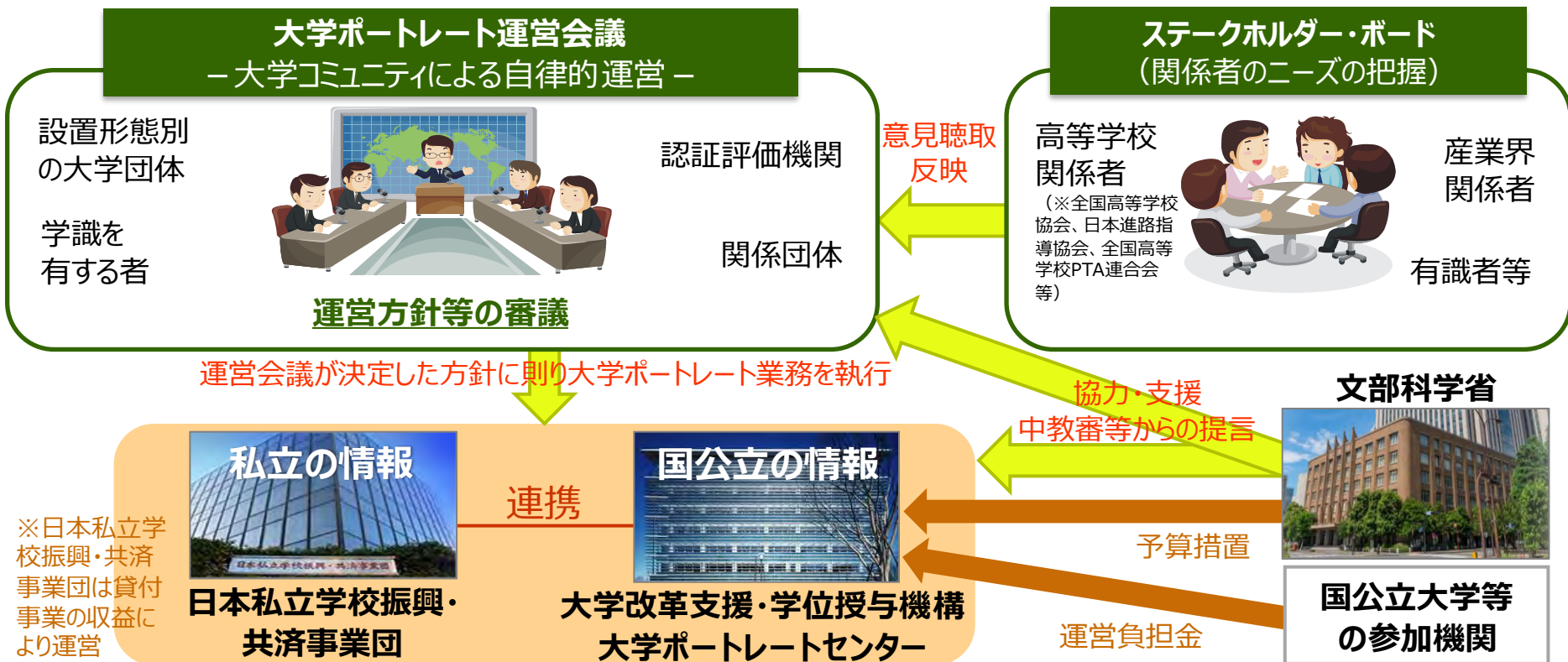
年	月	ページビュー合計
令和 2年度	4月	349,119
	5月	349,479
	6月	386,264
	7月	409,423
	8月	479,038
	9月	445,078
	10月	425,255
	11月	339,132
	12月	365,408
	1月	474,495
	2月	539,848
	3月	590,426

令和2年度の月平均アクセス数：429,414

（参考）前年度の月平均アクセス数：427,778

# 大学ポートレートの概況—運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「大学ポートレート運営会議」が決定。
- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しながら運営。
- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては大学改革支援・学位授与機構が、私立大学の情報の取扱いについては日本私立学校振興・共済事業団が担当。





# 取組状況—公表画面・公表項目①

## 【国内版】トップページ・国公私共通検索画面

<https://portraits.niad.ac.jp/>

○国公立共通に公開する教育情報：「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

# 取組状況—公表画面・公表項目②

## 【国内版】 国公立版 公表項目

(令和2年度)

### 大学の基本情報

大学の基本情報	大学名
	大学の連絡先
	大学の種類
	本部所在地
	設立年
	総学生数
	総教員数
大学の教育研究上の目的や建学の精神	大学の教育研究上の目的や建学の精神
大学の特色等	大学の特色等
教育研究上の基本組織	学部、研究科の名称 その他の学内組織の名称 ※
キャンパス一覧	キャンパスの所在地
	アクセス
	キャンパスの外観
	アクセス図
	周辺図
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
高等教育の修学支援新制度	高等教育の修学支援新制度の対象校か
評価結果 学生支援	認証評価及びその他の評価の結果
	修学支援
	心身の健康に係る支援
	留学生支援
	障害者支援
就職・進路選択支援	就職・進路選択支援
課外活動	クラブ活動の状況
	ボランティア活動の状況
学生寮一覧	学生寮の整備状況
財務諸表等	財務諸表等

※印は公表が任意とされている項目です。

### 学部・研究科の情報

教育研究上の目的と3つの方針	学部・研究科等ごとの目的
	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
	教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
学部・研究科等の特色等	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	学部・研究科等の特色等
教育課程	学科・専攻等の名称
	修業年限
	取得可能な学位
	教育課程の特色 ※
	授業科目
	授業の方法・内容
	年間の授業計画
	シラバス等
	学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
	学修の成果に係る評価の基準
卒業・修了認定の基準	
転学部等の可否、費用負担	
専攻分野	専攻分野
資格	取得できる資格
入試	入学者数
	入学者の構成（男女別） ※
	入学者の構成（出身高校所在地別） ※
	入学者の構成（入試方法別） ※
	実施している入試方法
障害のある入学志願者に対する合理的配慮	障害のある入学志願者に対する合理的配慮

教員	教員が有する学位、業績
	教員組織
	教員数
学生	教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※
	教員の構成（年齢別） ※
	収容定員
	学生数
	学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※
キャンパス	その他の学生数 ※
	編入学定員
	編入学者数
	学部・研究科等のキャンパスの所在地
	アクセス
	キャンパスの外観
	アクセス図
	周辺図
	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境
	学生寮
費用及び経済的支援	授業料
	入学科
	その他の徴収費用
	学納金の延納・分納の可否
	休学及び復学に係る費用
	高等教育の修学支援新制度
進路	奨学金
	授業料減免
	卒業者数・修了者数
	卒業・修了者の構成（職業・男女別） ※
	卒業・修了者の構成（産業・男女別） ※
	卒業・修了者の構成（就職地域別） ※
	進学者数、就職者数
卒業・修了後の進路	

# 取組状況—公表画面・公表項目③

## 【国内版】私学版 公表項目（令和2年度）

※私学版は日本私立学校振興・共済事業団がウェブサイト運営

### 「学校」の公表内容

本学の特色	建学の精神
	特色
	本学の目的
本学での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	卒業後の進路
	卒業者・修了者数
	就職者分類
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生受入
	留学支援
	外国人教員
	外国人留学生、外国人学生（通信教育部）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学生情報	入学者数
	収容定員
	在籍者数
教員情報	教員組織
	教員数
	外国人教員数
基本情報	概要
	学長
	設置学部等名一覧
	学校トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス
	学生寮
	経済的支援
	同窓会
	自己点検
	認証評価
	法人情報

### 「学部等」の公表内容

学部等の特色	特色
	本学部等の目的
学部等での学び	カリキュラム
	教育方法
	学びの支援
	学修についての評価
学生生活支援	学生生活の支援
	課外活動
進路・就職情報	サポート体制
	進路選択教育の取り組み
	取得可能な資格
	卒業後の進路
	卒業生の声
	卒業者数
	就職者分類
様々な取組	外国人教員
	外国人留学生
	留学支援
	外国人教員
	外国人留学生、外国人学生（通信教育部）
	修業期間の多様化
	連携活動
	生涯教育
	社会貢献
	研究活動

学費・経済的支援	学費
	経済的支援
入試・学生情報	入試情報
	転学・編入学
	入学者数
	収容定員
	在籍者数
	その他の学生数
	編入学者数
教員情報	教員組織
	教員数
	外国人教員数
基本情報	概要
	設置学科（専攻）一覧（大学のみ）
	学部等トピックス
	キャンパス一覧
	特色ある施設
	施設トピックス

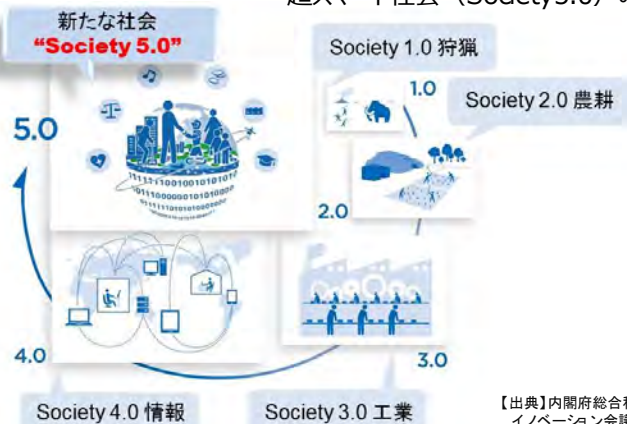
## ④ その他

(社会状況の変化)

# 2040年頃の社会の姿

## Society 5.0

AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが大きく変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想。



【出典】内閣府総合科学技術・イノベーション会議ホームページ等より作成

## 人生100年時代

世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢



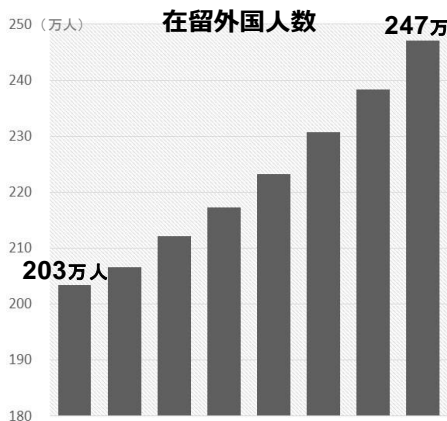
【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

3ステージではなくマルチステージの人生

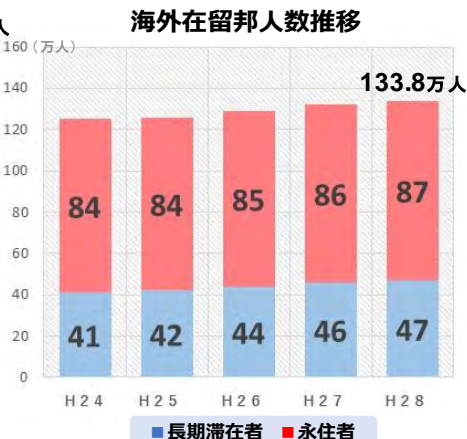


## グローバル化

在留外国人数、海外在留邦人数ともに増。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化。



【出典】在留外国人統計(法務省 平成29年6月末)

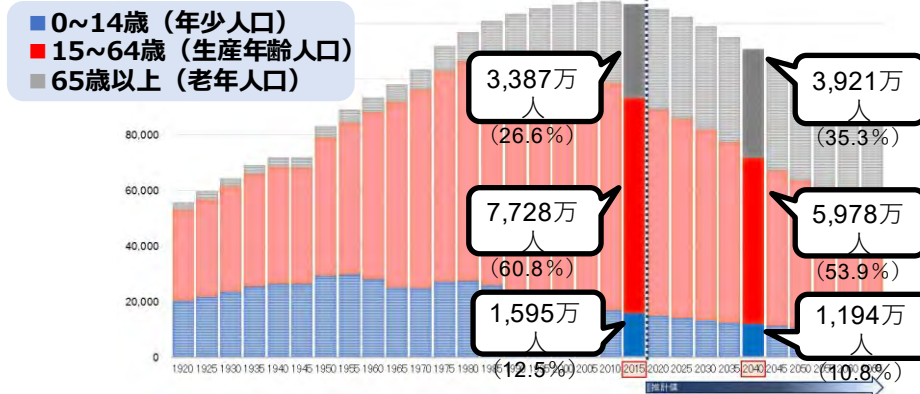


【出典】海外在留邦人数調査統計(外務省 平成29年要約版)

## 人口減少

140,000 (千人)

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少。

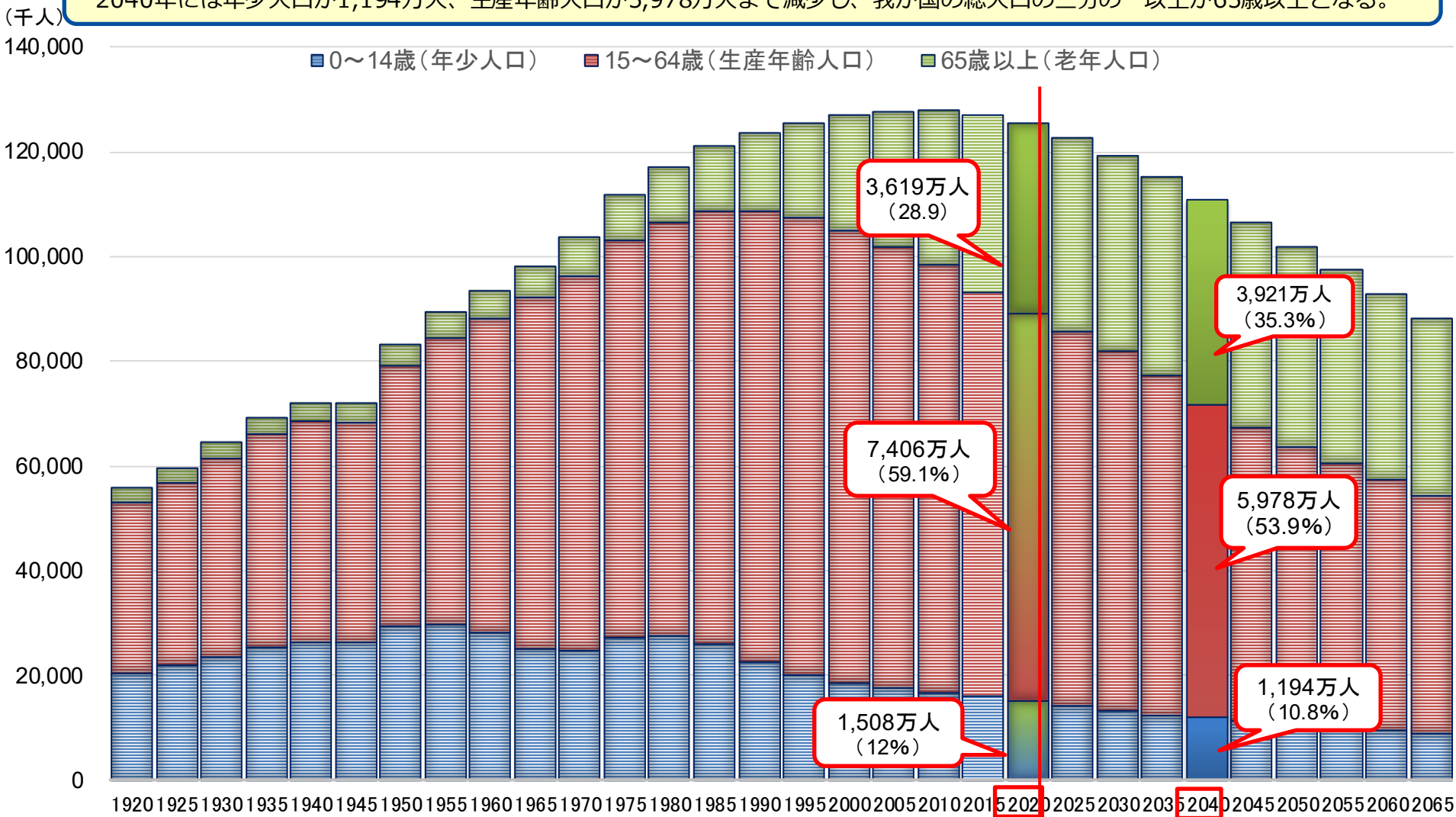


※ 推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年~2010年:「人口推計」(総務省)、2015年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

# 人口の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。

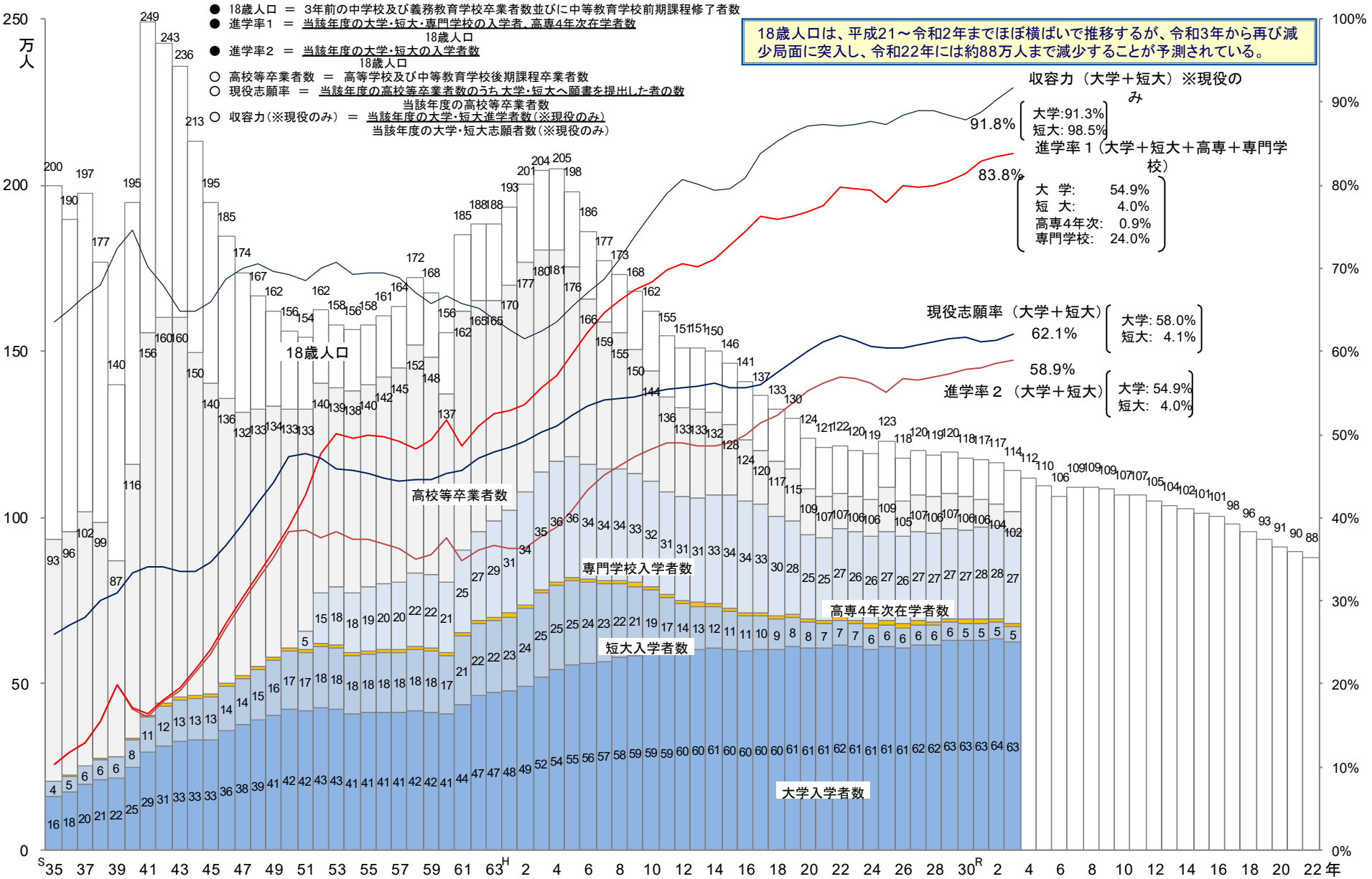


※ 推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1970年には沖縄県を含まない。  
1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

(出典) 1920年~2015年:「人口推計」(総務省)、2020年~2065年:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



18歳人口は、平成21～令和2年までほぼ横ばいで推移するが、令和3年から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。

出典：文部科学省「学校基本統計」。令和16～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。  
 ※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



# マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

米国の社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

※「ユニバーサル」というのは、一般的に「普遍的な」と訳されるが、マーチン・トロウによると、ユニバーサル段階(ユニバーサル・アクセス)とは、誰もが進学する「機会」が保証されている状態とされる。

## マーチン・トロウによる高等教育システムの発展段階論

段階(進学率)	エリート段階(～15%)	マス段階(15～50%)	ユニバーサル段階(50%～)
高等教育の機会	少数者の特権	相対的多数者の権利	万人の義務
高等教育の目的	人間形成・社会化	知識・技能の伝達	新しい広い経験の提供
高等教育の主要機能	エリート・支配階級の精神や性格の形成	専門分化したエリート養成 + 社会の指導者層の育成	産業社会に適応しうる全国民の育成
教育課程	高度構造化(剛構造的)	構造化+弾力化(柔構造的)	非構造的(段階的学習方式の崩壊)
学生の進学パターン	中等教育後ストレートに大学進学、中断なく学修して学位取得。中退率低い。	中等教育後のノンストレート進学や一時的修学停止、中退率増加。	入学期の遅れ、成人・勤労学生の進学、社会人経験者の再入学の増加。
高等教育機関の特色	同質性 (共通の高い基準を持った大学と専門分化した専門学校)	多様性 (多様なレベルの水準を持つ高等教育機関。総合性教育機関の増加)	極度の多様性 (共通の一定水準の喪失、スタンダードそのものの考え方が疑問視される)
社会と大学の境界	明確な区分、閉じられた大学	相対的に希薄化、開かれた大学	境界区分の消滅、大学と社会の一体化
意思決定の主体	小規模のエリート集団	エリート集団+利益集団+政治集団	一般公衆
学生の選抜原理	中等教育での成績又は試験による選抜(能力主義)	能力主義+個人の教育機会の均等化原理	万人のための教育保証+集団としての達成水準の均等化

【参考文献】M.トロウ『高学歴社会の大学』(天野郁夫、喜多村和之訳、東京大学出版会、1976)より喜多村和之が図表化

(定員管理)

# 定員の取扱い（適正な定員管理を促す規定）

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しないこと**を規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

## ○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学			短期大学	高等専門学校
大学規模（収容定員）	4000人以上			4000人未満	
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満		
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000～8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○ 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%…▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ～51%

※医歯学部については別途設定

※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

## ○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

## ○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

## 第8回質保証システム部会における関連する主な意見

(質保証のための制度と政策手段としての制度)

- 定員管理には、質保証のための教育環境の確保の話と、もう少し幅広いファンディングやマーケットの話があることを共通認識として持った上で議論したほうがいいのではないか。
- 入学定員と私学助成とのリンクは、制度の問題と政策の問題と分けられる部分もあるのではないか。

(弾力化・柔軟化の方向性)

- 定員管理の弾力化・柔軟化、すなわち、入学定員ベースから収容定員ベースに、単年度から複数年度での管理に、学部・学科単位から大学単位の管理にというふうに移行すること自体には賛成。

(単年度から複数年度の平均へ、入学定員から収容定員に)

- 学部単位の入学定員から大学単位での収容定員で行うということ、それから、単年度ではなくて複数年度の平均を見ることにしてほしい。
- 入学定員と文科省による私学助成とがリンクされているということが、一番大きな問題。私学としては、学部ごとではなく大学全体で、入学定員ではなく収容定員で評価してほしい。
- 1点刻みの入試からの脱却のため、一番大きな足かせになっている入学定員の厳格な管理を考え直していただきたい。

(学部学科単位から大学単位に)

- 大学における教育は、学部単位ではなく各学部が連携した教育、あるいは、学年横断的な教育へ移行しているのので、入学定員だけ学部単位で発想するのはやめ、大学単位にしてほしい。
- 大学全体で定員を管理する場合、教員の専門性の確保は別の論点として挙げる必要がある。
- 学部から大学全体の定員管理にすることを考える場合には、担当する大学教員の専門性をどう保証していくのか、ST比をどう考えるのかといった課題を議論すべき。
- 定員の学部単位から大学単位へというのは、大学運営の柔軟性という意味ではすごくいい。だが、学部間で定員未充足・超過があり、大学全体としては定員通りということで本当にいいのか。
- 大学単位で定員管理をする場合、定員に対する教員数を考えたとき、学位の質保証とつながるのか。教員をあちこちに異動させられるのであれば十分あり得る。
- 定員管理を大学全体にすると、学科間の定員充足に偏りが出ることも想定されるため、ある程度きめ細かい確認は必要ではないか。全体がちょうど充足していればいいというやり方がまかり通るようになってはいけない。

# 定員管理の見直しの方向性(案)

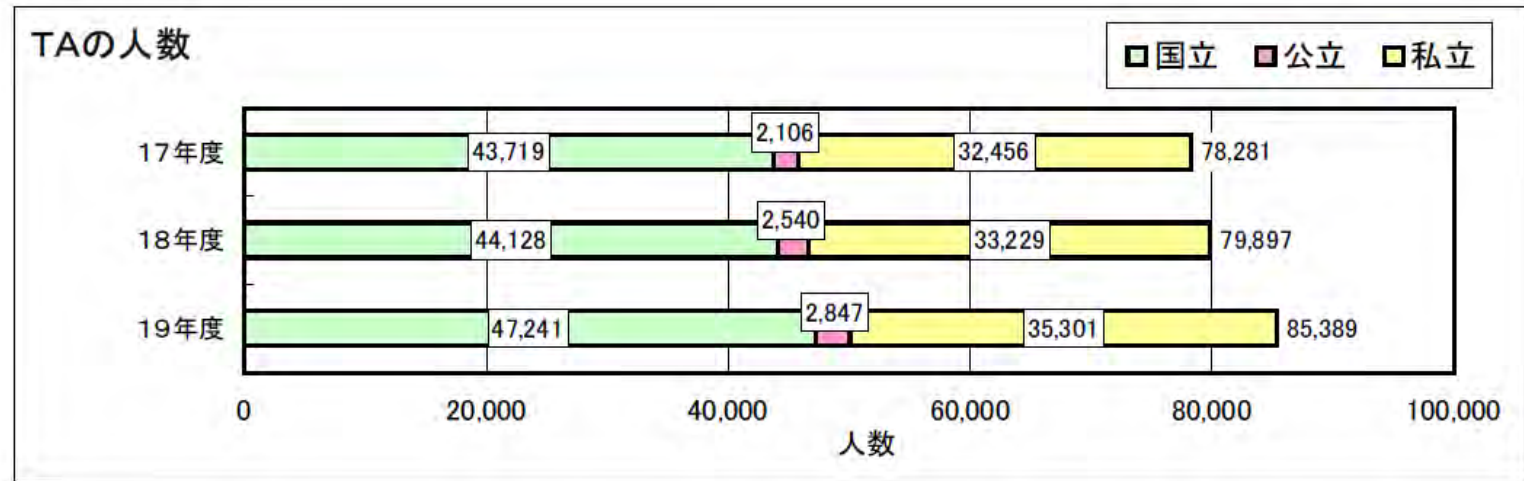
令和3年7月7日  
第9回質保証システム部会配布資料

	事項	現状	課題	見直しの方向性	効果
法令及び運用	大学設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>学科・課程を単位として学部ごとに定める収容定員に基づき管理。</li> <li>収容定員に応じ、専任教員数や校地校舎の面積等をそれぞれ算定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織に着目した規定となっており、プログラムを実施するための人員配置ではなく、組織を維持するための人員配置となりがち。</li> <li>大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の収容定員に基づく管理の在り方は維持しつつ、学部等連携課程制度の利活用を促進。</li> <li>※設置基準の関連規定（専任教員数や校地校舎の面積等）については上記観点も踏まえながら、今後、各個別論点で検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き学科・課程を単位とすることで、学位プログラムとしての教育の質を維持しつつ、柔軟な学部学科の編成を促進する。</li> </ul>
	設置認可審査（設置認可の単位）	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容定員に応じ、設置基準に照らして専任教員数や校地校舎の面積等を審査することに加えて、学生確保の見通しも審査。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置基準の見直しの検討に合わせて対応。</li> </ul>	
政策上の取扱い	設置認可審査（定員超過の際の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部単位の平均入学定員超過率が一定値以上の場合には認可をしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均入学定員超過率を、平均「収容定員」超過率に見直し。</li> <li>その際、厳格な成績管理との両立を図る観点から、過年度在生学生を含めた質保証は別途検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より柔軟な学部学科の編成を可能とする。</li> </ul>
	経常費の配分等の財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立大学等経常費補助や国立大学運営費交付金において、学部単位・大学単位で収容定員や入学定員の超過率に応じて減額措置等の措置を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため、一部の受験生が不安定な状況に置かれている。</li> <li>毎年度大幅に基盤的経費が増減すると安定した大学経営や教育研究が困難になる可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源配分における算定の単位を、入学定員による単年度管理から収容定員による複数年度管理に見直し。（※定員管理は収容定員に一本化の上、教育の質の確保のための収容定員管理の厳格化を検討）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学にとっては入学者調整の負担軽減となり、受験生にとっては不安定な状況が緩和される可能性がある。</li> <li>中長期を見据えた計画的な教育研究運営・投資環境の確保に係る、単年度あるいは突発的な事態の影響を緩和。</li> </ul>

(教育組織)

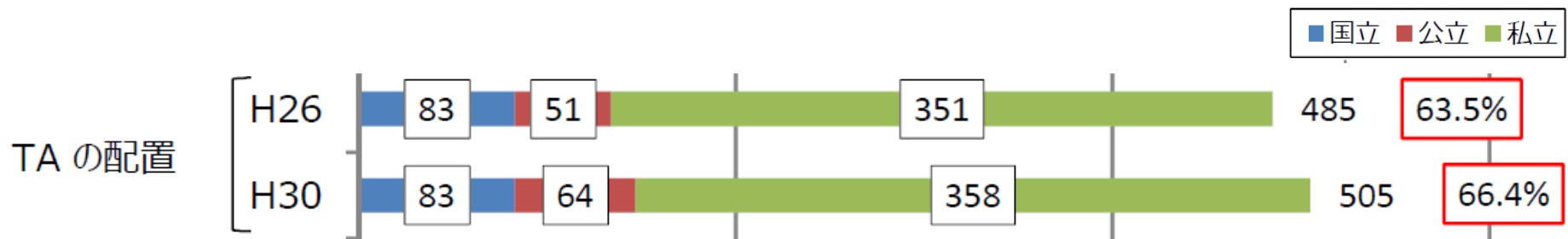
# ティーチング・アシスタント (TA) の活用状況

平成19年度は、総計85,389人がTAとして活用されている。TAの人数は年々増加しており、実験・実習・実技指導での活用が中心となっている。



出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

平成30年度は、大学全体の66.4%がTAを配置している。



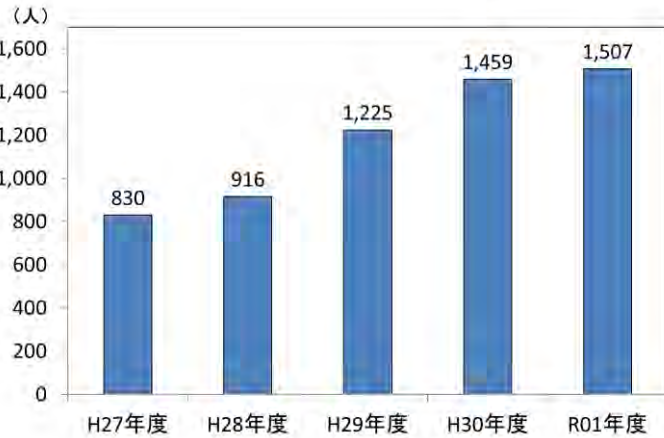
出典：文部科学省「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」

# URAの配置状況

## ○URAを配置している機関数

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	合計
H29年度	78	16	52	146
H30年度	79	22	68	169
R01年度	81	20	76	177
対前年度増減数	2	▲ 2	8	8

## ○URA配置人数



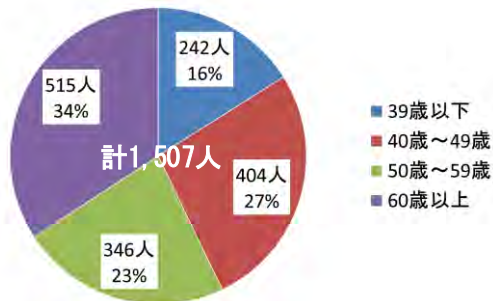
## ○URAの職務従事状況

主たる担当業務	プレ・アワード担当	ポスト・アワード担当	研究戦略推進支援担当	プレ・アワード及びポスト・アワード担当	プレ・アワード及び研究戦略推進支援担当	ポスト・アワード及び研究戦略推進支援担当	プレ・アワード、ポスト・アワード、研究戦略推進支援担当	教育プロジェクト支援担当	国際連携支援担当
従事人数	102人	54人	57人	138人	133人	18人	250人	7人	43人
主たる担当業務	産学連携支援担当	知財関連担当	研究機関としての発信力推進担当	研究広報関連担当	イベント開催関連担当	安全管理関連担当	倫理・コンプライアンス関連担当	その他(いずれにも該当しない場合)	計
従事人数	424人	173人	7人	33人	7人	8人	12人	41人	1,507人

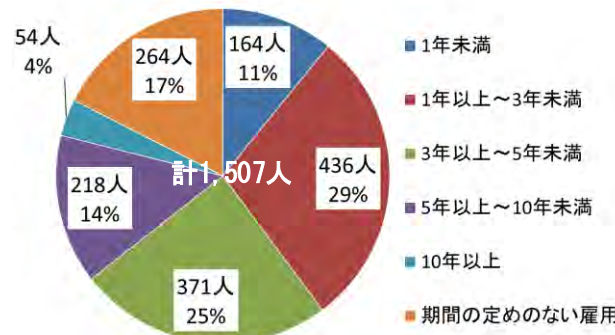
### 【語句説明】

- ・プレ・アワード業務とは、プロジェクトの企画から設計、調整、申請までを担う以下のような業務を指す。研究プロジェクト企画立案支援/外部資金情報収集/研究プロジェクト企画のための内部折衝活動/研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整/申請資料作成支援
- ・ポスト・アワード業務とは、プロジェクト採択後の適正な運営に関する以下のような業務を指す。研究プロジェクト実施のための対外折衝・調整/プロジェクトの進捗管理/プロジェクトの予算管理/プロジェクト評価対応関連/報告書作成
- ・研究戦略推進支援とは、国の科学技術政策の調査分析や学内研究資源の把握等以下のような業務を指す。政策情報等の調査分析/研究力の調査分析/研究戦略策定

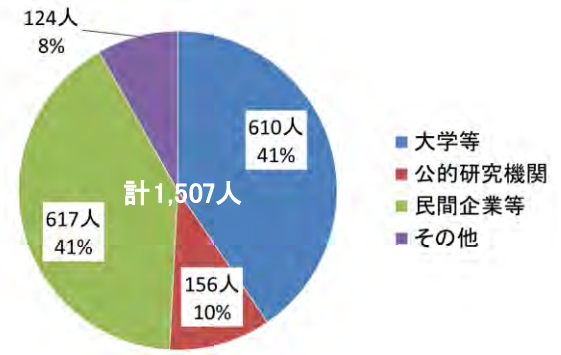
## ○「URAとして配置」と整理する者の年齢構成割合



## ○「URAとして配置」と整理する者の雇用期間別人数



## ○URAの前職（所属機関別）





# クロスアポイントメント制度の実施状況

## ○クロスアポイントメント制度を導入した機関数の推移

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
H28年度	60	5	13	78	24	44.4%
H29年度	70	6	23	99	21	26.9%
H30年度	81	10	33	124	25	25.3%
R01年度	132	15	40	187	63	50.8%

## ○クロスアポイントメント制度を活用した教職員数

### 1. 他機関からの受入

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	51	194				245		
H30年度	81	294				375	130	53.1%
R01年度	137	377	239	103	35	514	139	37.1%

### 2. 自機関からの出向

	企業	企業以外				計	対前年度 増減数	対前年度 増減率
			大学等	公的機関	その他機関			
H29年度	7	221				228		
H30年度	17	265				282	54	23.7%
R01年度	26	327	148	119	60	353	71	25.2%

## ○クロスアポイントメント制度における教員のインセンティブとしての給与の上乗せを整備している機関の状況

	機関数	
	整備済	うち、実施済
H30年度	27	5
R01年度	38	13

※実施済の数値は自機関(大学等)から他機関(企業)への送出的実績数を指す。

### 【給与の上乗せの一例】



このような制度設計においては、大学としても外部資金確保のツールとしての側面があり、クロスアポイントメント制度の活用前における大学からの給与のうち、企業からの給与分(左の黄色枠線部分)を学内に再配分することが可能となる。

注: クロスアポイントメント制度とは「在籍型出向」形態におけるクロスアポイントメント制度を指す。出向元機関と出向先機関の間で、「出向に係る取決め」を実施するとともに、出向者(=教職員)が、出向元及び出向先それぞれと労働関係があり、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。出向者(=教職員)は、出向元及び出向先で双方の身分を有し、必要な従事比率(=エフォート)の管理のもとで、両機関の業務に従事する。

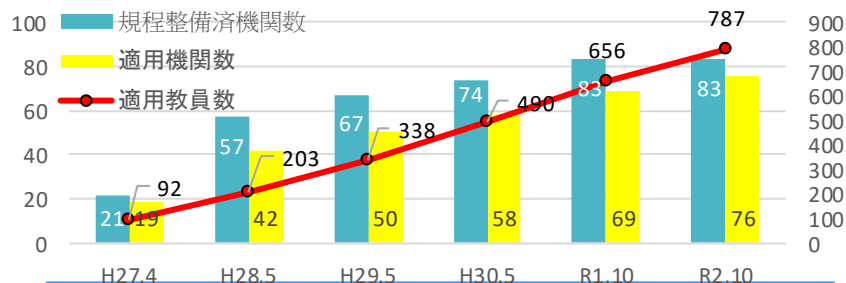
# 国立大学法人等におけるクロスアポイントメント制度の活用について

**クロスアポイントメント制度とは**、機関間の協定により、大学教員等が**それぞれの機関で「常勤職員」としての身分を有し**、それぞれの機関の責任の下、**必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの**。給与、社会保険料等については、両機関のいずれかが一括して研究者に支払う等、基本的な枠組みを整備することにより、研究者本人も不利益を受けることなく、それぞれの機関で業務に従事することが可能となる。

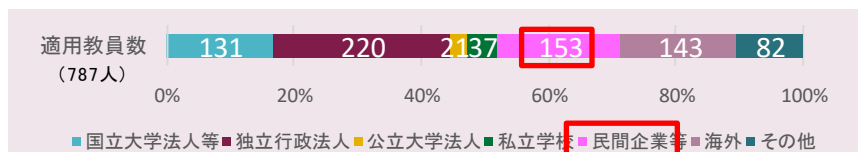
## 期待される効果

- ◇ 大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を超えた人材・技術力の流動性の向上
- ◇ 相手機関から優秀な人材を受け入れることにより、大学の教育研究活動のアクティビティーを高め、教育研究基盤の強化・発展に寄与
- ◇ 対象教員にとっては、現職を離れることなく、双方の身分を持ちつつ柔軟に教育研究活動に従事することが可能

## クロスアポイントメント制度適用教員等の推移



R2.10 協定機関別クロスアポイントメント制度適用者数



## 特色ある取組例

### 【大阪大学の取組】

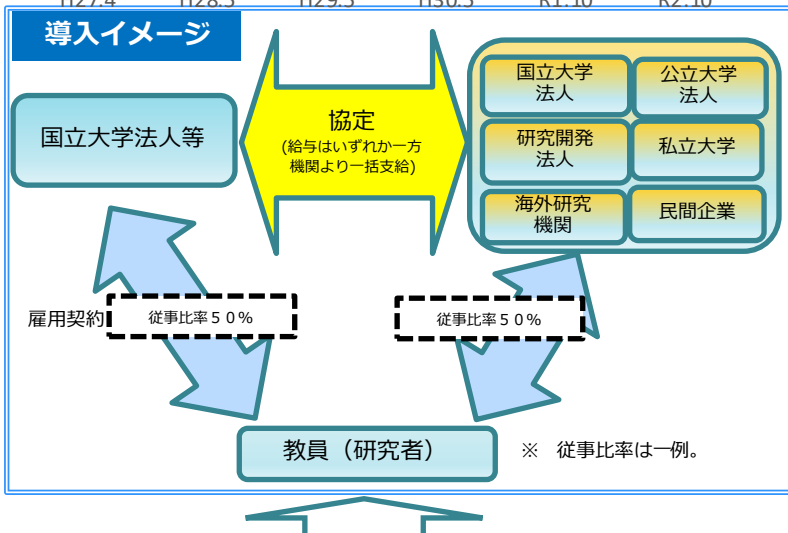
産業界との連携を一層推進するため、企業とのクロアポを締結できるよう制度を整備。クロアポを活用した大学教員の企業への派遣や企業研究者の受入れなど、企業との共創や女性研究者への多様なキャリアパス提供に資する取組は、全国的なリーディングケースとなっている。

- ・平成29年4月より、(株)小松製作所との間でクロスアポイントメント協定を締結。大学80%・(株)小松製作所20%の勤務割合で、工学研究科教授を小松製作所に派遣し、建設鉱山機械に関する研究を実施
- ・平成29年4月より、ダイキン工業(株)とのクロスアポイントメント協定を締結。ダイキン工業(株)90%・大学10%の勤務割合で、ダイキン工業の研究職を工学研究科助教として受入れ、睡眠に関する研究を実施

### 【鹿児島大学の取組】

クロスアポイントメント制度を活用し、民間企業からサイバーセキュリティに関する専門家を特任教授として採用。民間企業のノウハウを生かして学内の情報セキュリティ強化に向けた取組を実施。

- ・平成28年4月より、(株)ラックとのクロスアポイントメント協定を締結。(株)ラック30%、大学70%の勤務割合で、サイバーセキュリティ戦略室長として総合的戦略の確立や最新の技術動向等の調査、インシデントへの対応業務のほか学生への教育活動にも従事



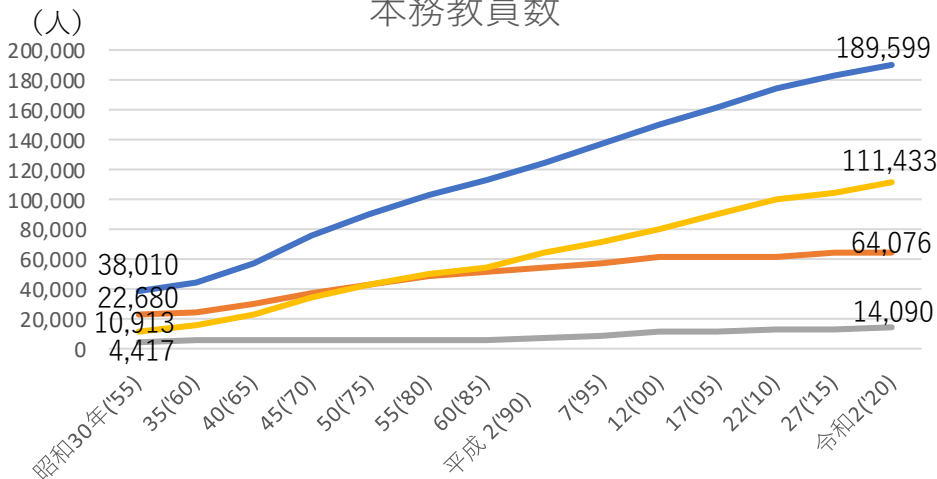
「在籍型出向」の形態により一方機関から一括で給与を支給することにより、研究者が医療保険や年金で不利益を被らないよう、対応可能

# 教員に関するデータ①

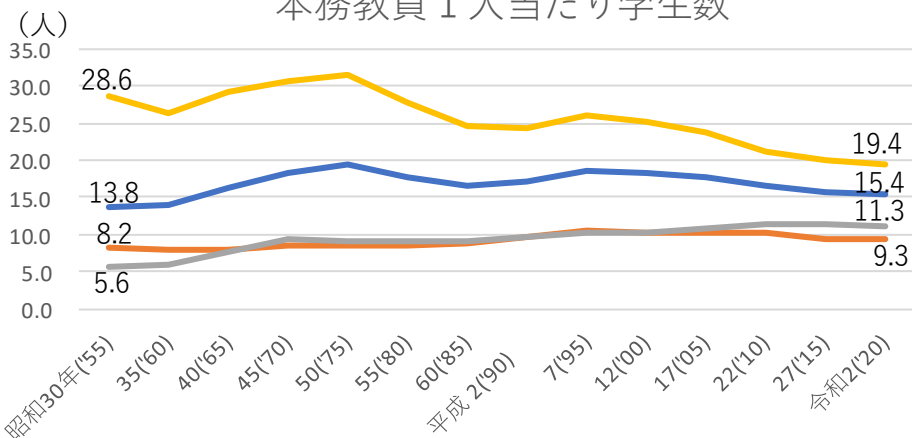
大学教員の数について、総数は本務教員、兼務教員共に増加してきている。教員1人当たりの学生数は、私立では減少してきているが、公立では増加しており、国立でも本務教員に限ると増加している。

計 国立 公立 私立

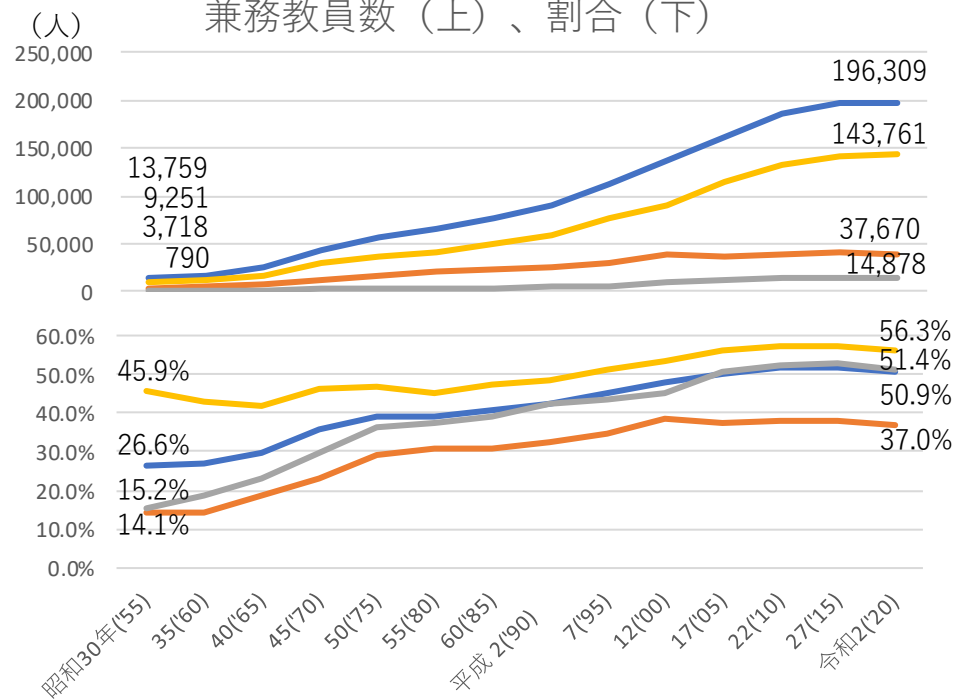
## 本務教員数



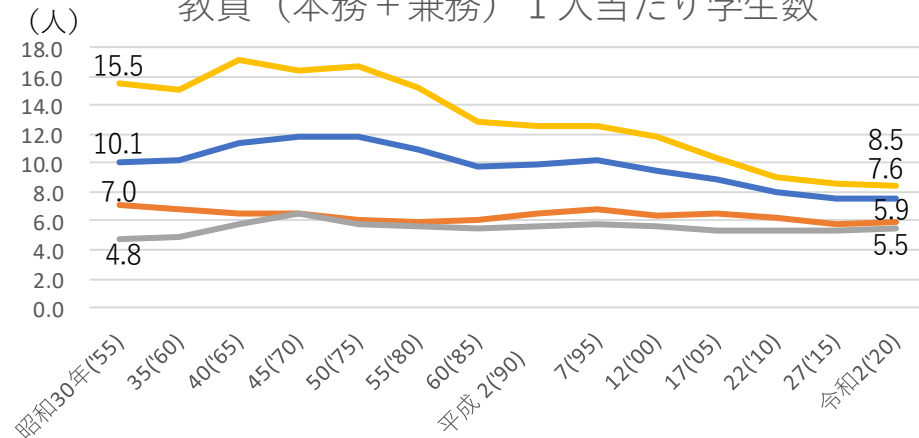
## 本務教員1人当たり学生数



## 兼務教員数（上）、割合（下）



## 教員（本務+兼務）1人当たり学生数



出典：学校基本調査（5月1日時点）

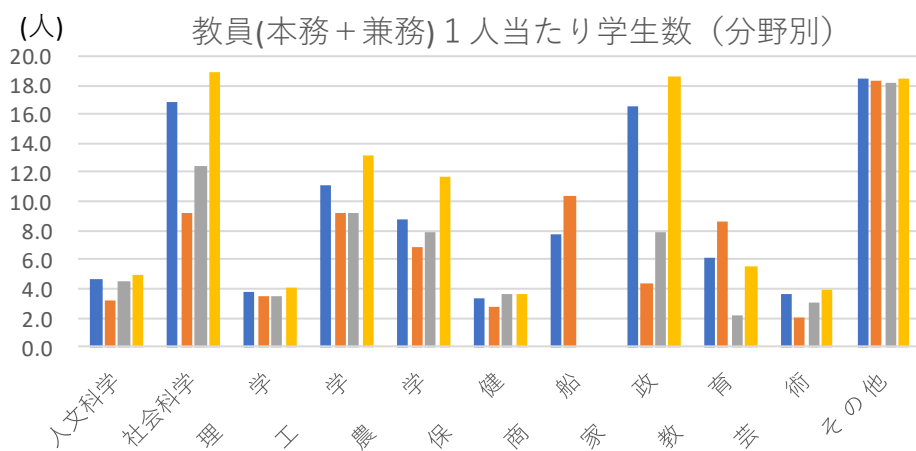
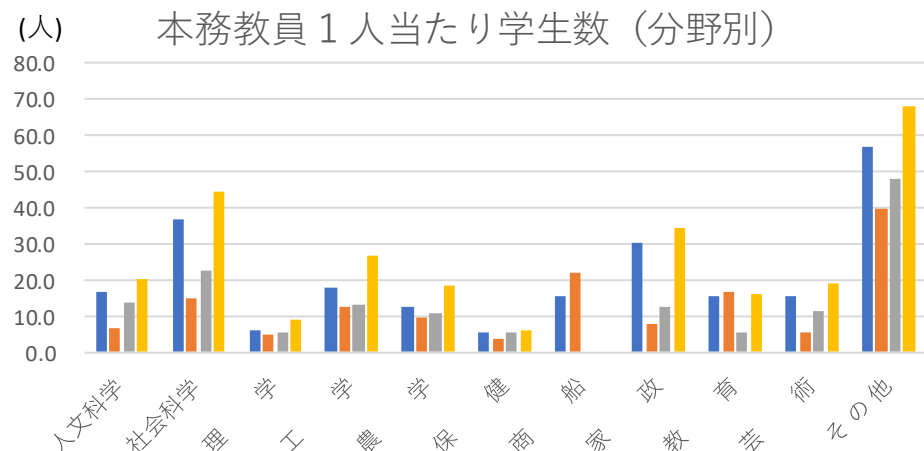
注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

兼務教員：「本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。」

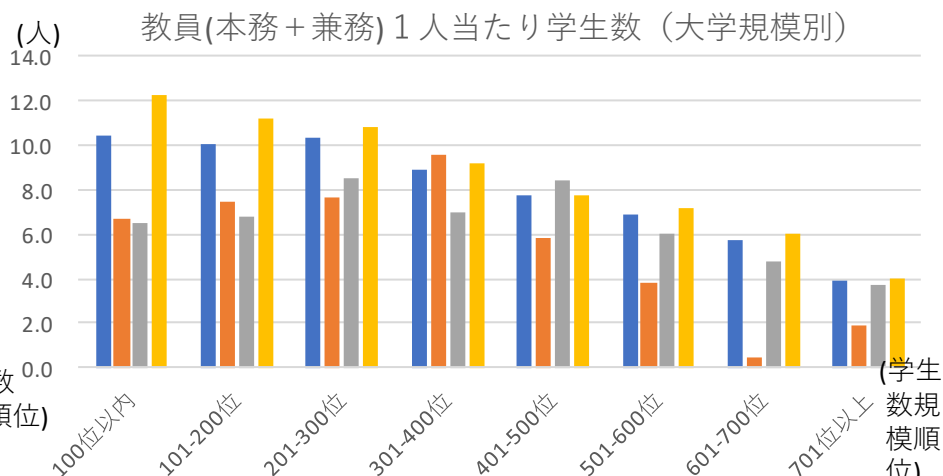
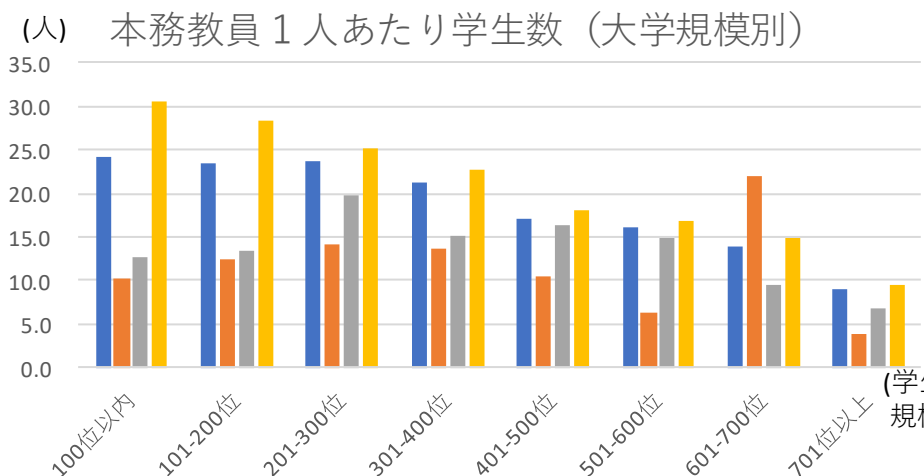
# 教員に関するデータ②

- 分野別に本務教員1人当たり学生数の分布をみると、社会科学分野で1人当たり学生数が多い傾向にあるなど、分野によりばらつきが見られる。
- 大学規模別に本務教員1人当たりの学生数の分布をみると、特に私立において、規模の大きい大学ほど1人当たり学生数が多い傾向が見られる。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



出典：学生数は学校基本調査（令和元年5月1日時点）の学部学生数と大学院生数を、教員数は学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）を使用して作成  
 注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」  
 兼務教員：「当該学校以外に本務のある者又は本務を持たない者で当該学校から当該学校の本務以外の教員として発令のある者。」

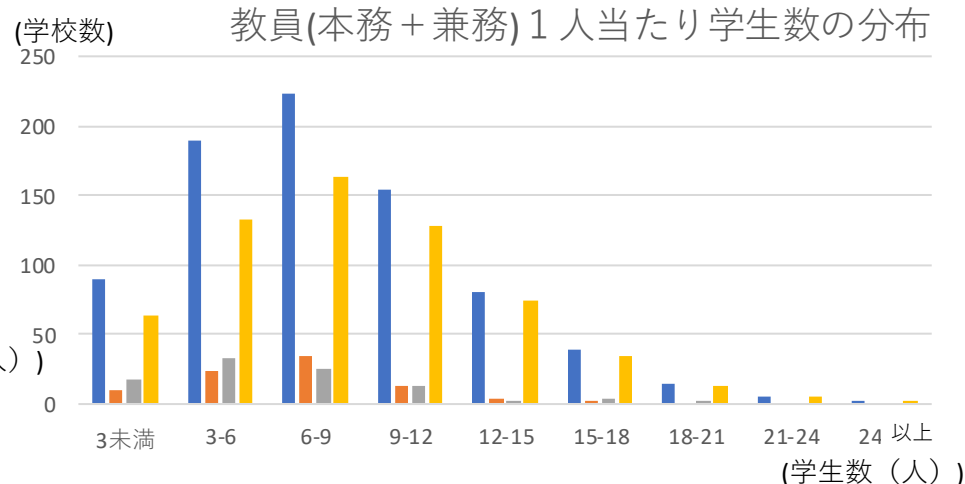
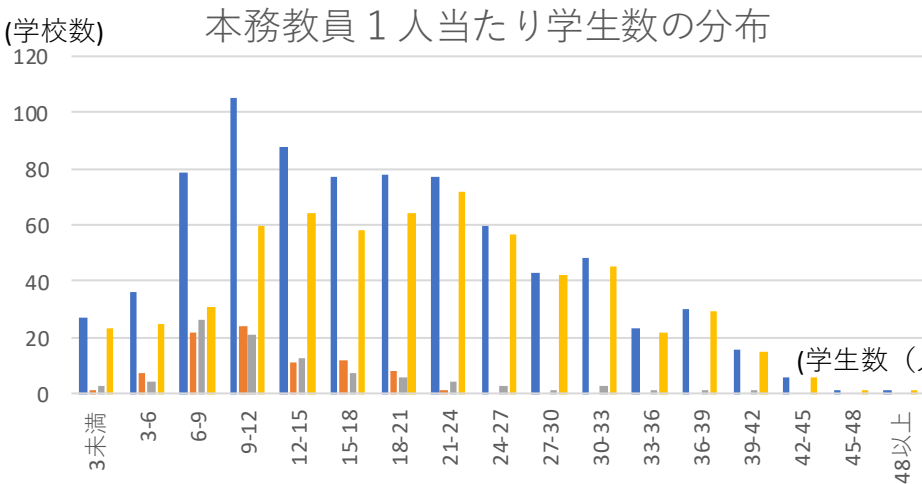


出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成  
 注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」

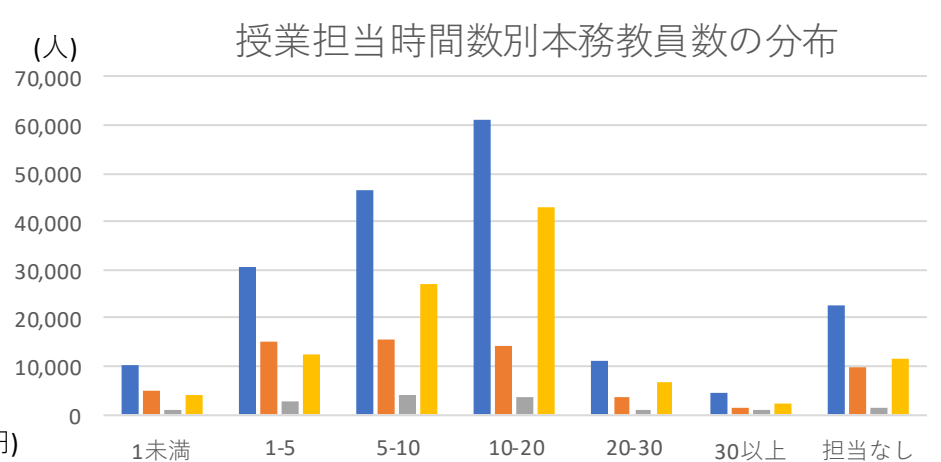
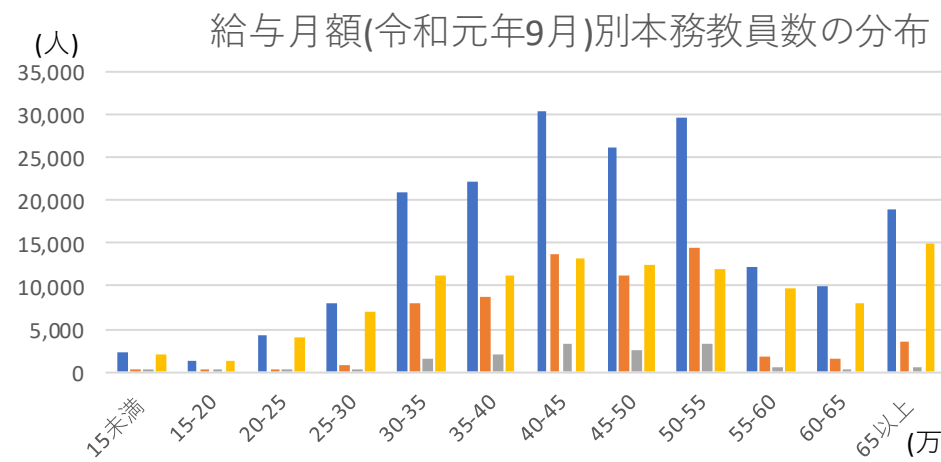
# 教員に関するデータ②

- 本務教員 1 人当たり学生数の分布をみると、国立は9人以上12人未満、公立は6人以上9人未満、私立は21人以上24人未満にピークがある。
- 給与別の教員数の分布については、私立でばらつきが大きい。また、授業担当時間数について、私立で国公立と比して多くの授業時間を担当している教員の割合が多い。

計 国立 公立 私立



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）のデータより作成  
 注）本務教員：「当該学校の専任の教員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。」



出典：学校教員統計調査（令和元年10月1日時点）  
 注）本務教員：「当該学校に籍のある常勤教員。」

## 【参考】大学設置基準及び過去の設置認可審査上の専任教員の取扱い

### ○ 大学設置基準の規定

第12条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

※ 設置認可審査において個々の教員の資格審査を通じて専任性の確認が行われており、各大学にとって、実務家教員含めどのような教員であれば専任教員として扱うことができるかは設置審での審査を待つ必要がある。  
(届出設置の場合は設置審での審査は無い)

※ 大学設置基準は、学部等（教育課程毎）に必要な最低専任教員数を規定しているものであり、各大学で実際に雇用されている教員数とは一致しない。

### ○ 過去の設置認可審査における教員の専任性を確認する際の運用上の考え方として、以下の要件のいずれかに該当するかを確認し、該当ある場合は更なる情報や説明を要求して、個々に確認・審査を行っていた。

・年間担当単位数8単位未満かつ月額報酬20万円未満

・大学以外の業務の従事日数が週3日以上

・月額報酬10万円未満

(・大学以外の業務に従事する者が、当該大学における専任教員全体の半数程度以上を占めているもの)

### ○ 専門職大学では、専任教員の4割以上が実務家教員である必要があり、そのうち半数以内は、みなし専任教員（年間6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者 ※専門職大学院では年間4単位以上）が認められている

## ■専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

# 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）①

「(1) かねて我が国の学士課程の教育課程については、科目内容・配列に関して個々の教員の意向が優先され、必ずしも学生の視点に立った学習の系統性や順次性などが配慮されていない、あるいは、学生の達成すべき成果として目指すものが組織として不明確である、などの課題が指摘されてきた。個々の科目についても、その目標や、内容・水準が判然としないことがあり、単位の互換性や通用性の面でも、支障が生じかねない。多様な科目から場当たりの選択がなされる、あるいは中核となる科目の位置付けが曖昧であるならば、学生の学びは、狭く偏るか、逆に散漫になり、学生の到達すべき学習成果として想定していたものは達成されない。」

## 「【大学に期待される取組】

◆ 学習成果や教育研究上の目的を明確化した上で、その達成に向け、順次性のある体系的な教育課程を編成する（教育課程の体系化・構造化）。

教養教育や専門教育などの科目区分にこだわるのでなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む。専攻分野の学習を通して、学生が学習成果を獲得できるかという観点に立って、教育課程の体系化を図る。その際、例えば、科目コード（履修年次等に応じて付記）による履修要件の設定や科目選択の幅の制限等も検討する。」

（「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年中央教育審議会答申））

「以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取り組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることは言うまでもない。」

「はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。」

（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年中央教育審議会答申）） 178



## 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）②

「大学において育成すべき力を学生が確実に身に付けるためには、大学教育において「教員が何を教えるか」よりも「学生が何を身に付けたか」を重視し、学生の学修成果の把握・評価を推進することが必要である。

このため、各大学においては、大学教育で身に付ける力等を明確にした上で、ナンバリングの導入等も含め、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、教育課程の体系化・構造化を行うことが求められる。このような各大学の取組を推進するためには、下記3. ①に示すとおり、アドミッション・ポリシーと併せて、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の一体的な策定を法令上位置付けることが必要である。」

（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」  
（平成26年中央教育審議会答申））

「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。」

（「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年中央教育審議会答申））

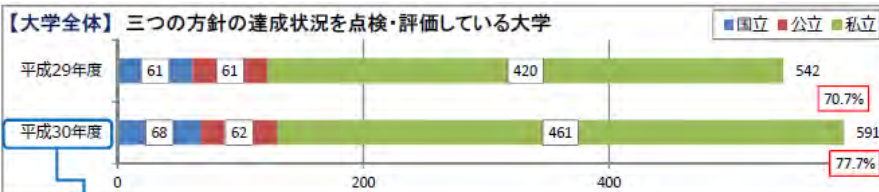
「○同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とするとともに、その学びを狭く偏らせたり、逆に散漫なものとしたりしないためには、必修科目を適切に設定するとともに、学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、学事暦の柔軟な運用による授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。」

（「教学マネジメント指針」（令和2年大学分科会）） 179

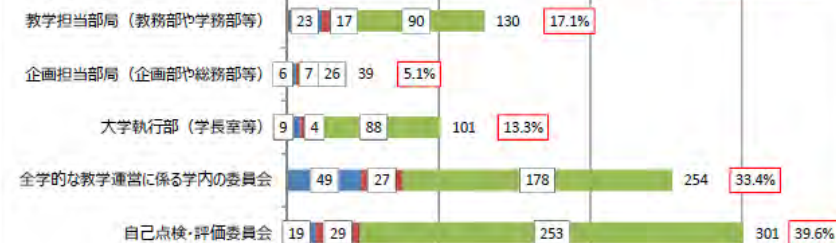
## 専任教員や組織的な教育実施体制に係る過去の答申等（抜粋）③

- 「○学長や学部長の認識としては、学士課程教育において、「授業科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」ことや、「授業科目が細分化され、開設科目数が多い」ことが課題と捉えられている。教員の認識としては、「学生のレベルにバラつきがあり授業を行いにくい」ことや、「多忙で授業の準備等に十分な時間を確保できない」ことが課題であると考えられている。
- こうした課題を解決するためには、授業科目の分類やレベルをカリキュラムツリーなども用いて体系的に示し、科目の関係性を明示することで、学生が適切な授業科目を選択するとともに、科目同士の整理・統合と連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるという、ナンバリングの活用を図ることが有効である。しかしながら、学部段階において、カリキュラム編成上の取組としてナンバリングを実施する大学は増加しているものの、平成30年度時点では約半数にすぎない。
- 多くの学生が、授業時間以外の予習・復習・課題など授業に関する学習時間が短く、各学期中に密度の濃い十分な学習時間を確保できていない状況になっている。これは、教員一人一人の研究主題を教授することを重視しすぎる余り、授業科目の数が過剰になったり、学問分野内での過度の細分化が生じたりすることで、授業科目の中で取り扱う内容が細切れで、学生の履修科目数が増加してしまうことも要因の一つであると考えられる。」
- 「○コロナ禍の経験や手法を糧にして、今こそ、学修者本位の教育を実現すべく、各大学において、授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込みを進め、一つ一つの科目に学生も教員も共に注力することを求めたい。その結果として、学生の学習時間が国際的にも遜色ない状況に変わっていくことが望まれる。」
- 「○学士課程においては、教員自身の狭い専門分野でしか通用しない話題を中心に講義するのではなく、専門分野における研究活動の社会的・学問的意義を十分に理解した上で、その専門の関連領域を広く俯瞰し、自らの研究が学生の教育にどのように反映されているのか、組織的かつ体系的な教育課程の中で学生の学びと成長につながっているのかを確認することが重要である
- そのためには、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程の不断の点検とともに、大学全体あるいは学部・研究科等におけるFD活動等の中で組織的な検証、すなわち「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）の実質化が必要である。また、「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）についても、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度を示すという意味で、他の二つの方針と一貫性が求められる。」

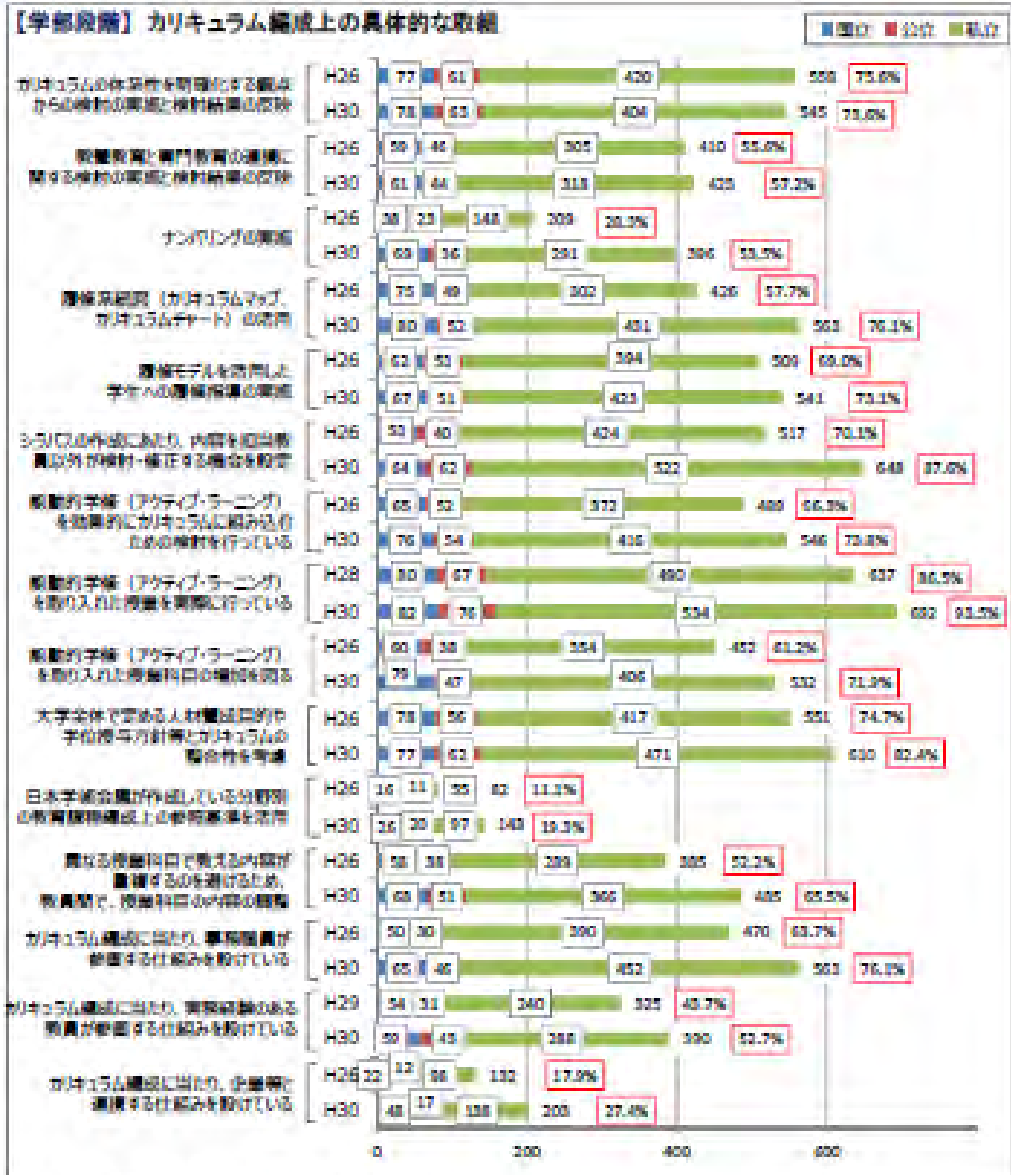
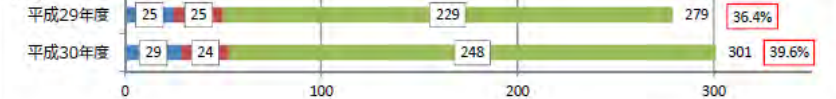
# 組織的・体系的な教育改善に関するデータ



## ○確認・点検の主体

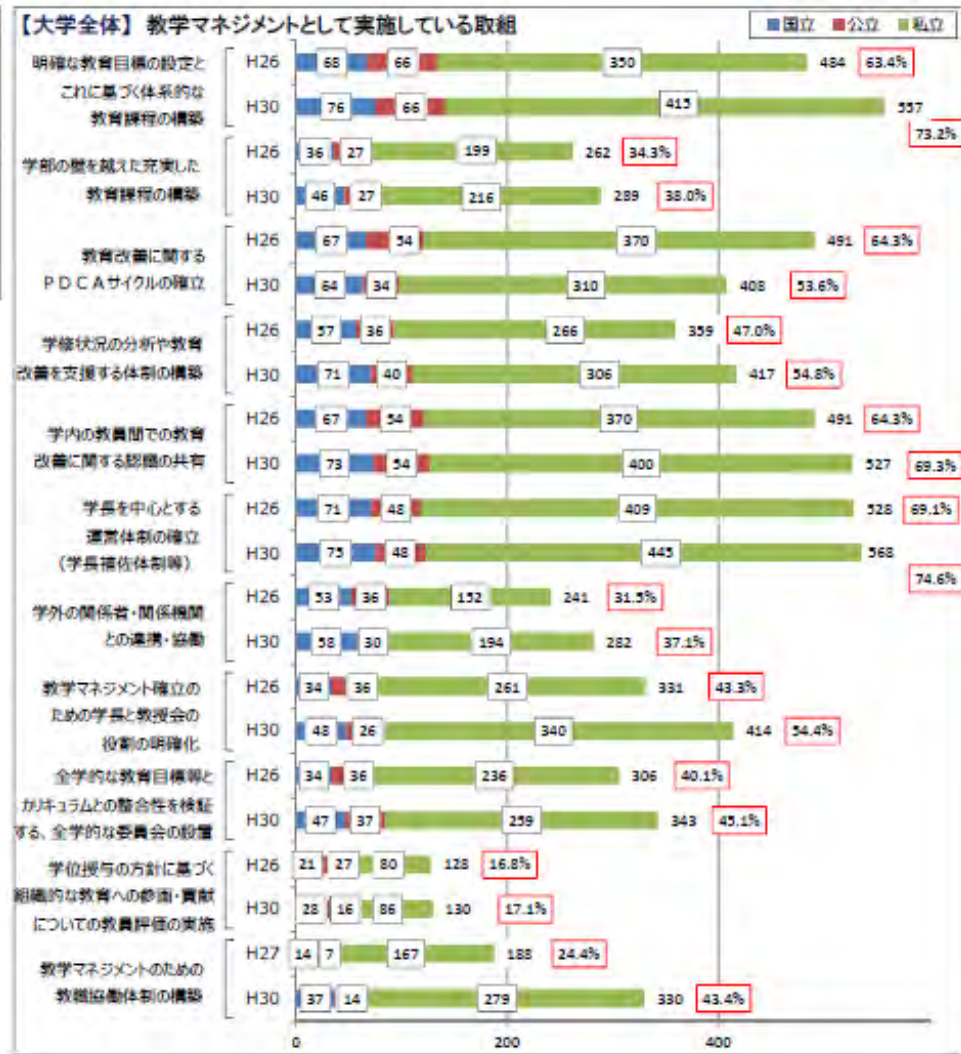
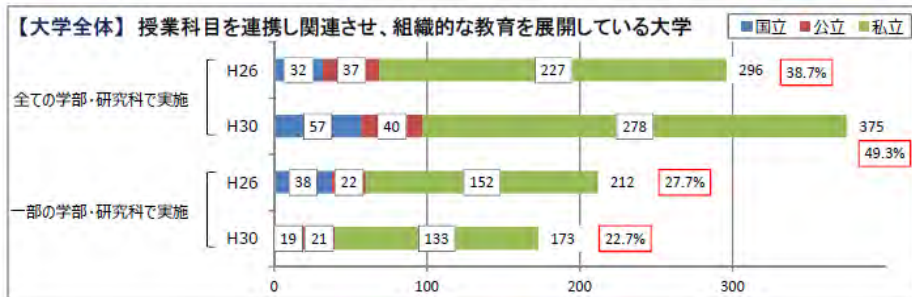


## ○点検・評価に当たって学外の者が参画して意見を取り入れる機会を設けている

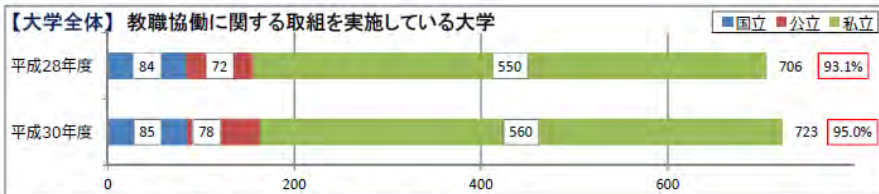


（※）大学数のみを設置する大学は母数に含まない。

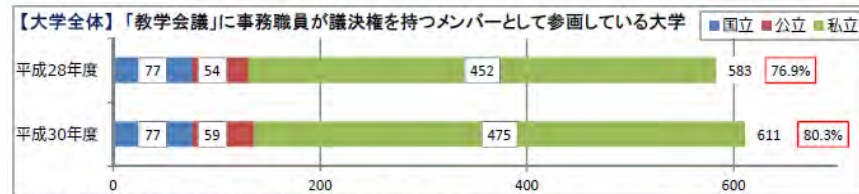
# 組織的・体系的な教育課程の編成等を行う体制に係るデータ



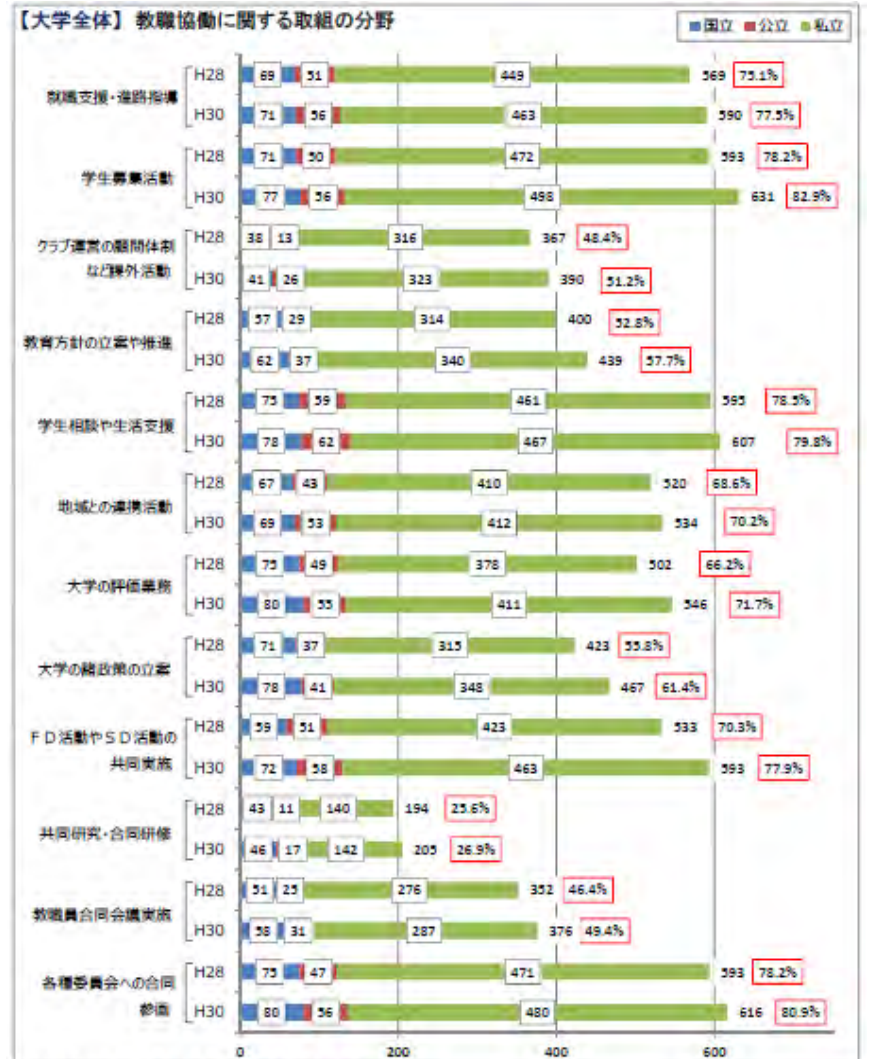
# 教職協働の取組状況に関するデータ



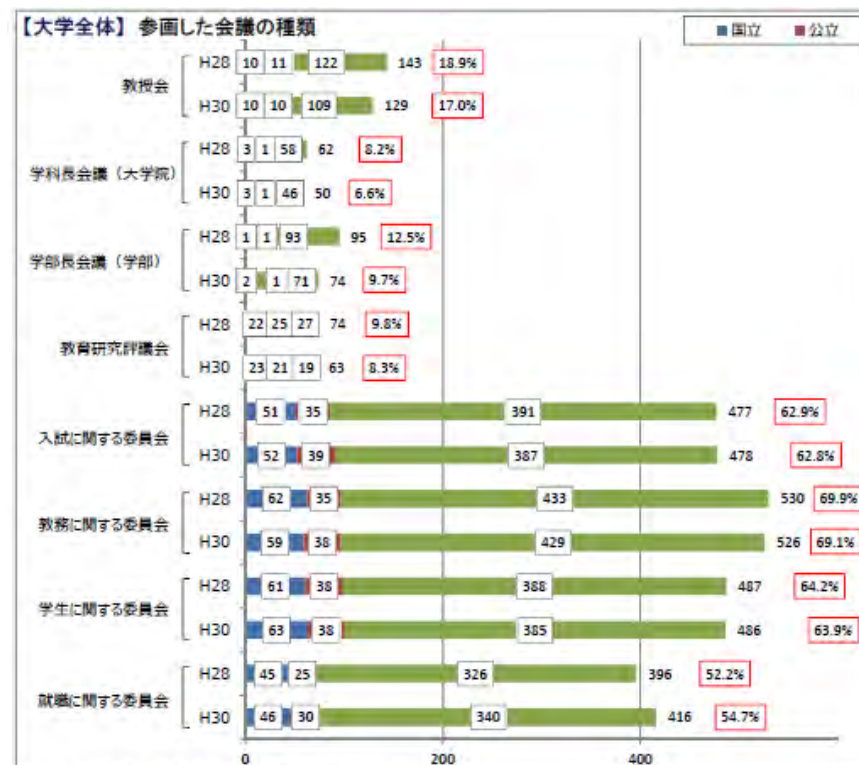
(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。



(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

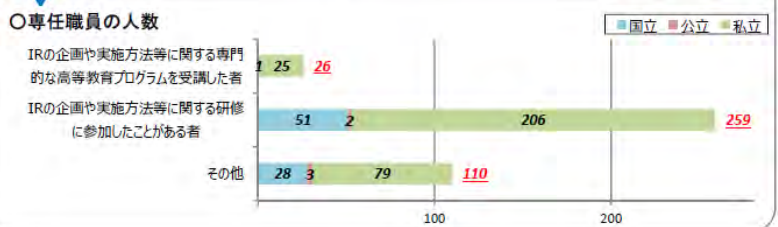
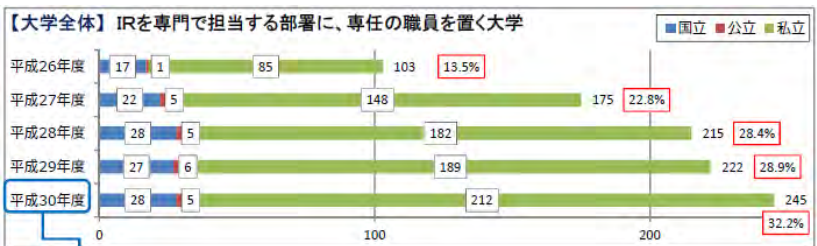
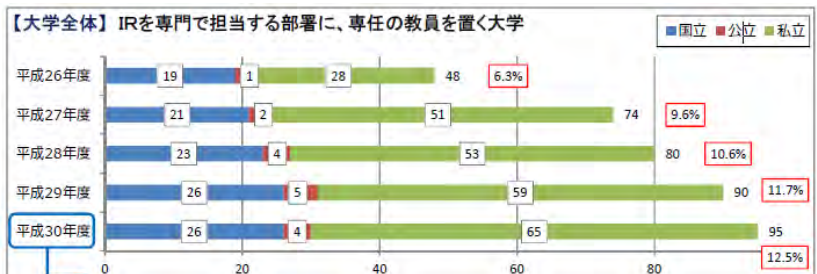
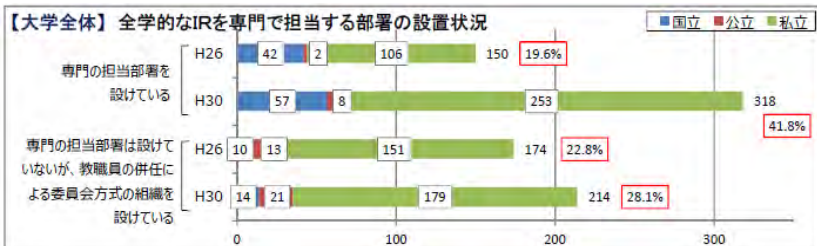


(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

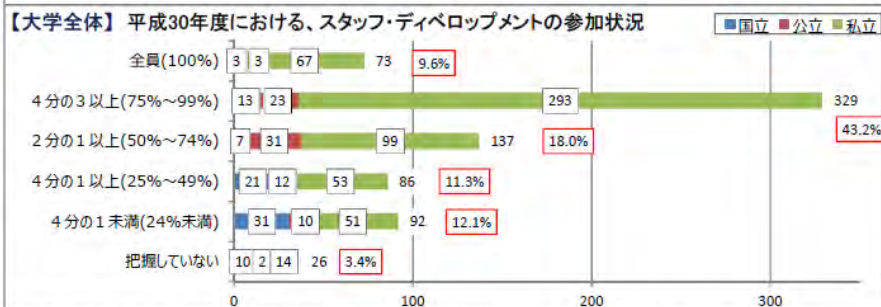
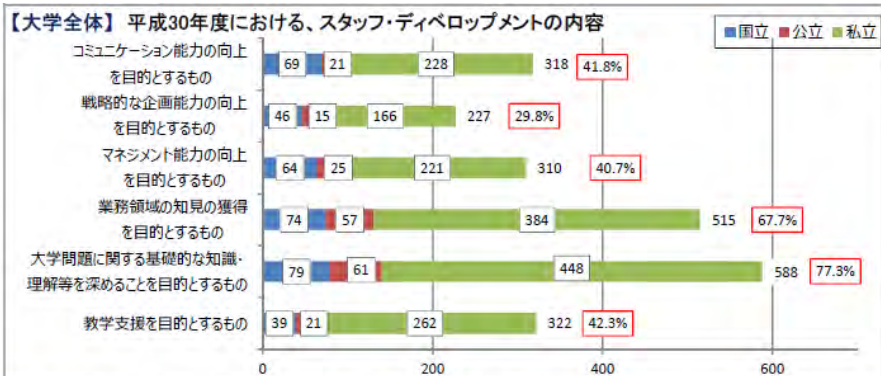
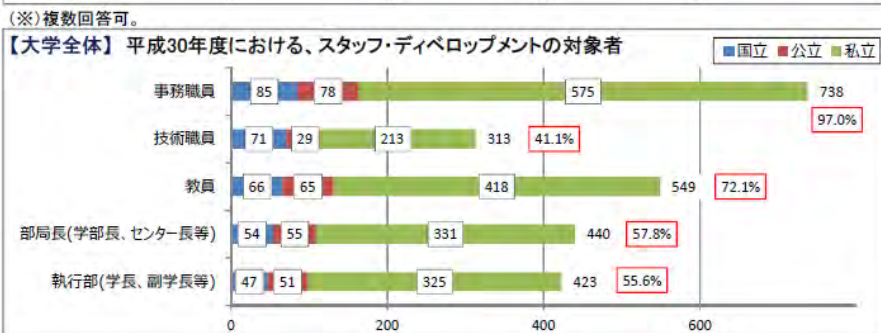
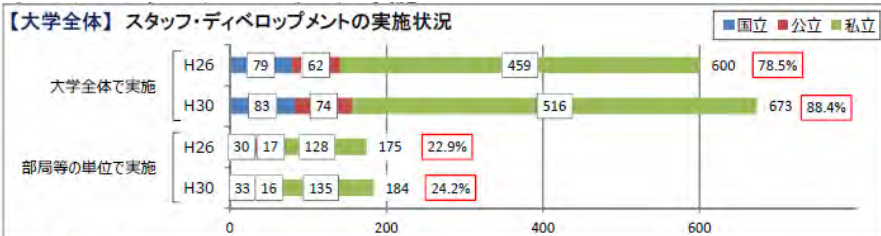


(注)平成29年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

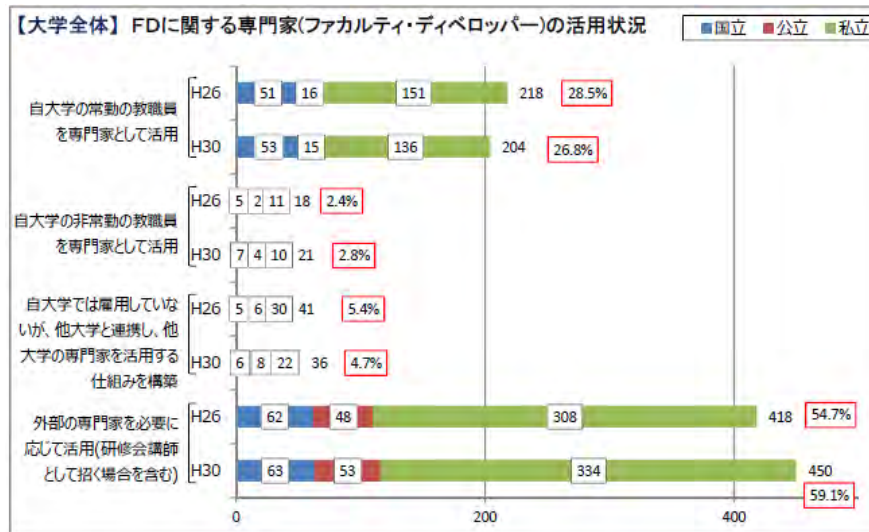
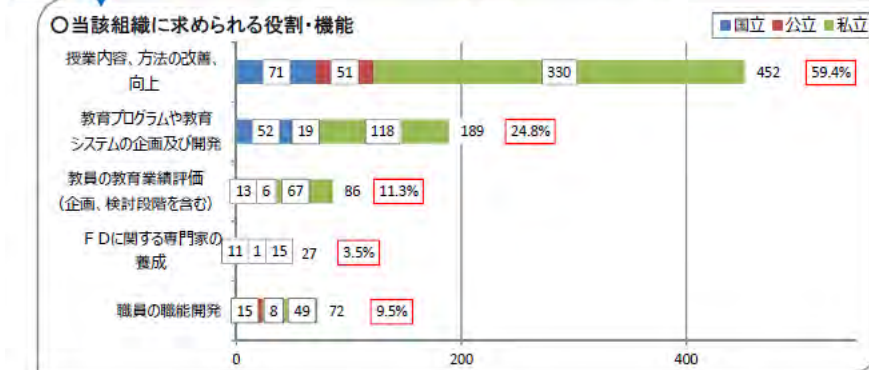
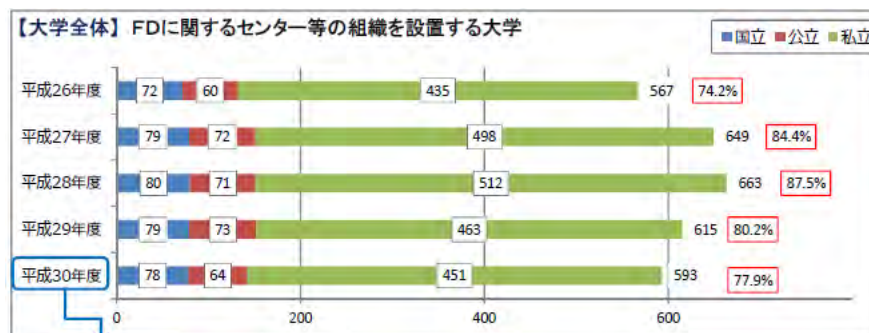
# IRの取組状況に関するデータ



# SD・FDの取組状況に関するデータ①



(※)ここでは、事務職員、技術職員、教員、部局長、執行部等、全ての所属職員を母数としている。



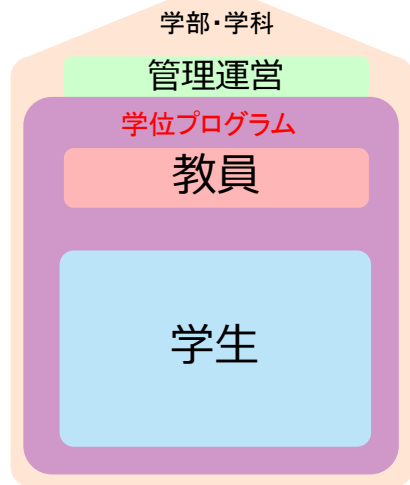
# SD・FDの取組状況に関するデータ②



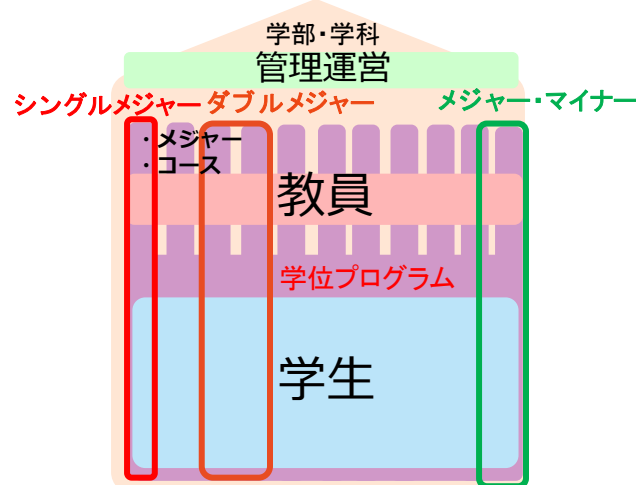


# 学位プログラムの類型例について

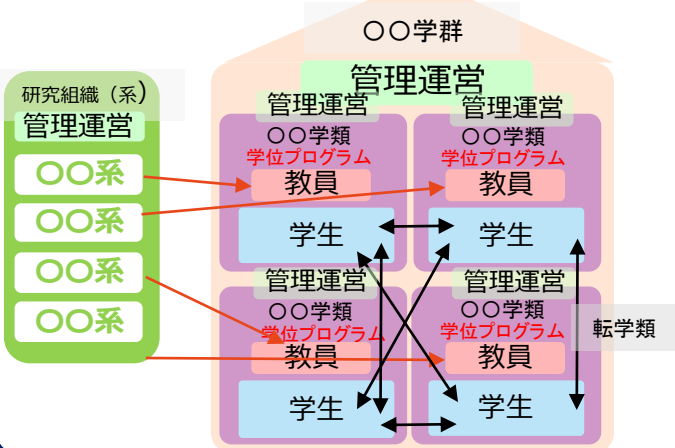
① 学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 学位プログラムの一対一の関係の例



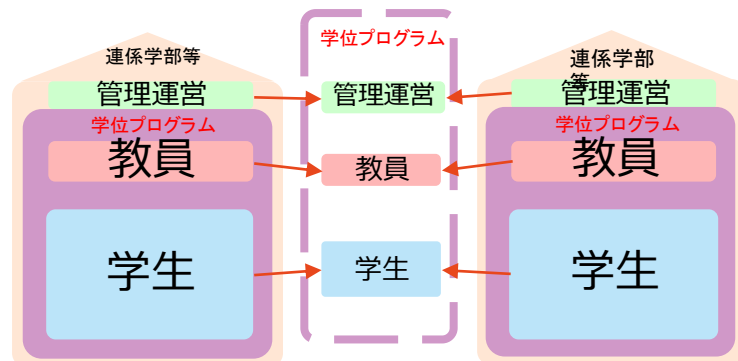
①'1 学位プログラム内に複数専攻・コースが走っている例



② 教員の所属組織と学生の所属組織を分離することで、学問領域の縦割りを超えた学位プログラムを構築している例  
※学生は学類に所属し、学群内等への転学類も可能となっている。



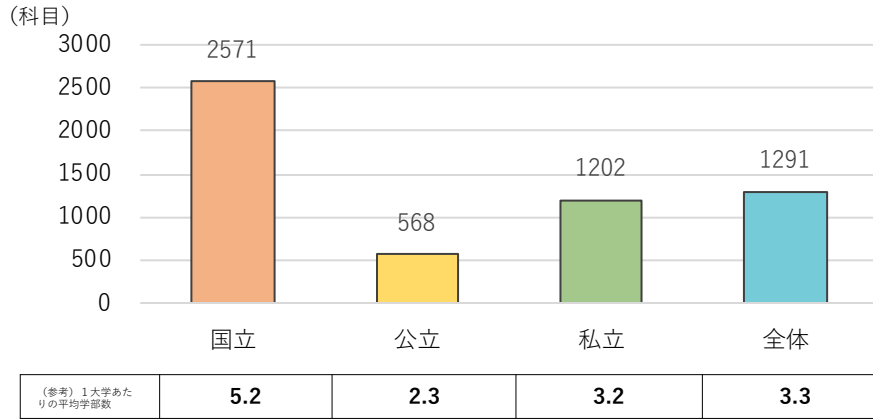
③ 学部等連係課程制度を活用し、学内資源を活用して学部横断的な教育を実現した学位プログラムの例  
※専任教員は兼任を可とし、学生定員は連係学部範囲内



# 大学における授業科目開設状況調査①

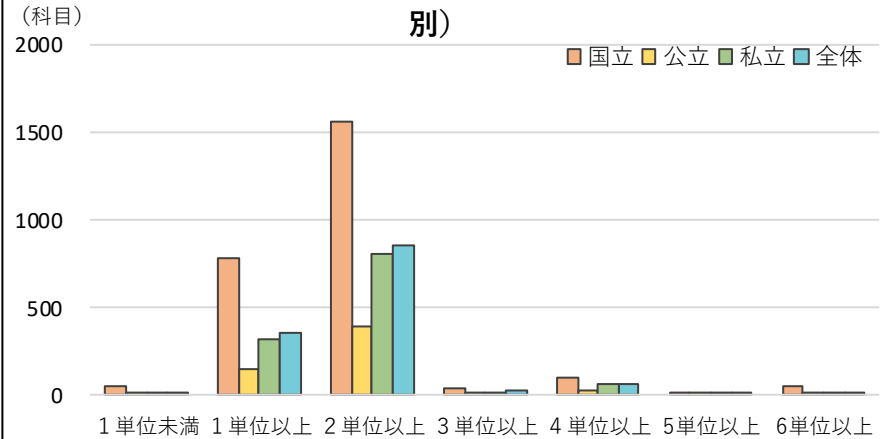
回答対象：全国公私立大学（859大学） 調査期間：令和3年10月12日（火）～10月25日（月）  
 回答数：684大学（国立79大学、公立75大学、私立530大学） 回答率：79.6%  
 （うち①～④に対する有効回答数 680大学（国立79大学、公立75大学、私立526大学）、回答率 79.1%  
 ⑤～⑫に対する有効回答数 581大学（国立59大学、公立63大学、私立459大学）、回答率 67.6%）

① 1大学あたりの平均総科目数（設置者別）

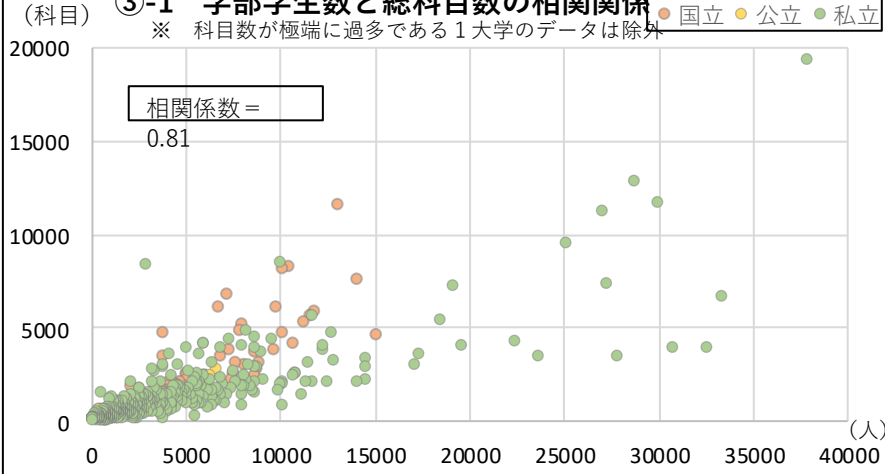


※平均学部数は令和2年度「学校基本調査」を基に算出

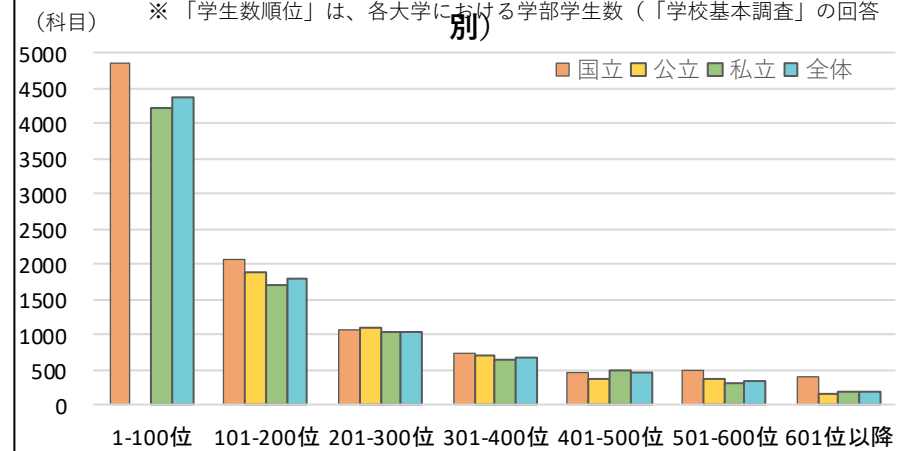
② 1大学あたりの平均総科目数（単位数別・設置者別）



③-1 学部学生数と総科目数の相関関係



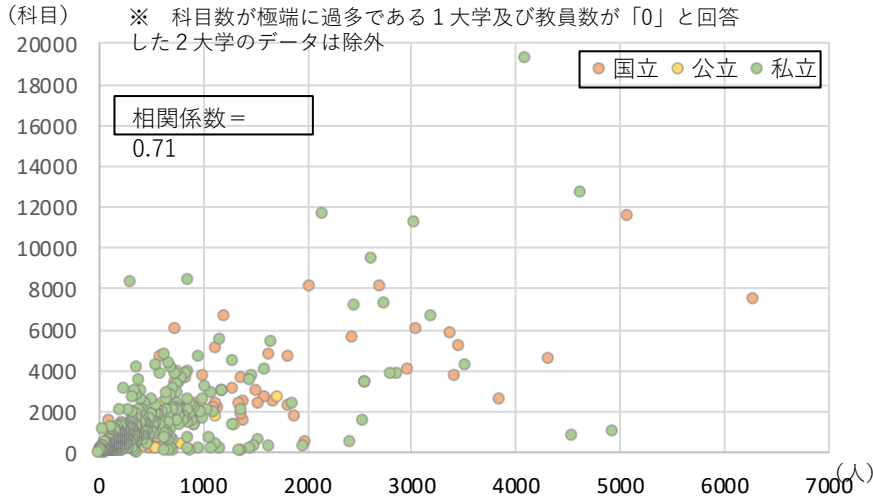
③-2 1大学あたりの平均総科目数（学部学生数順位別）



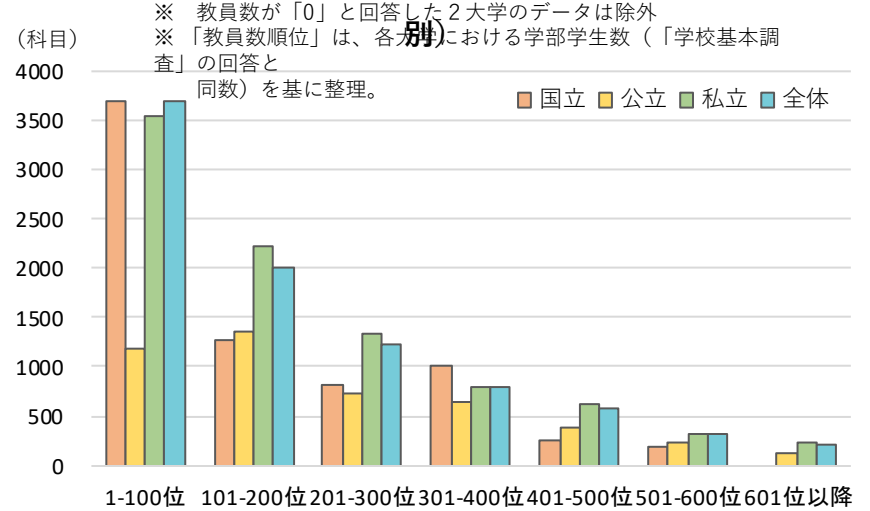
※「卒業要件」とは、各学科等において定める、最低必要単位数や履修すべき科目等の卒業のために学生に求める要件を指す。

# 大学における授業科目開設状況調査②

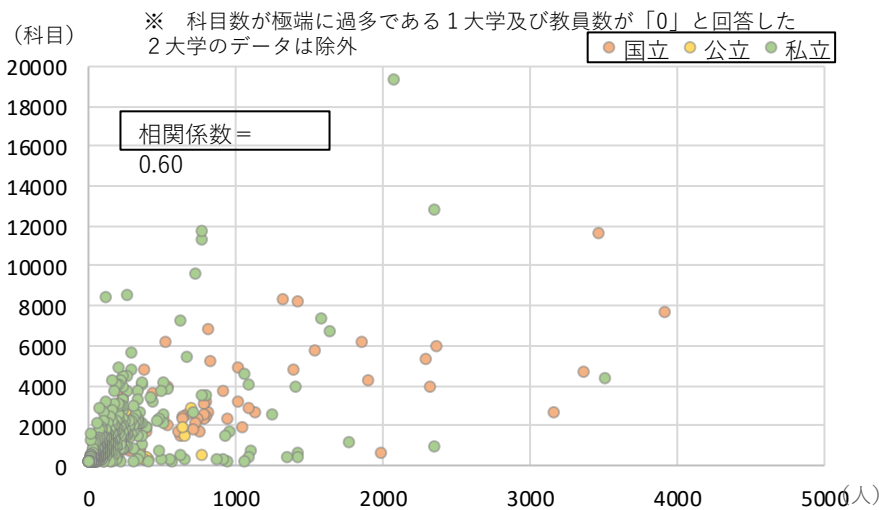
## ④-1 教員数（本務及び兼務）と総科目数の相関関係



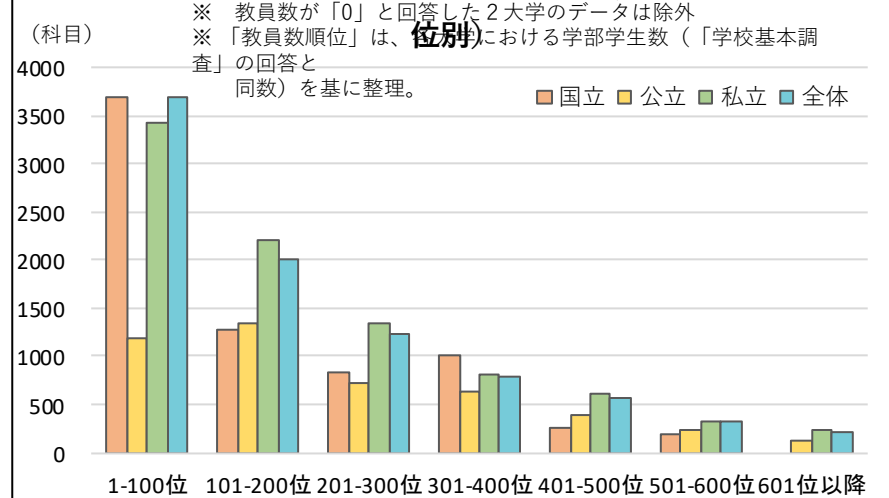
## ④-2 1大学あたりの平均総科目数（教員数順位）



## ⑤-1 本務教員数と総科目数の相関関係



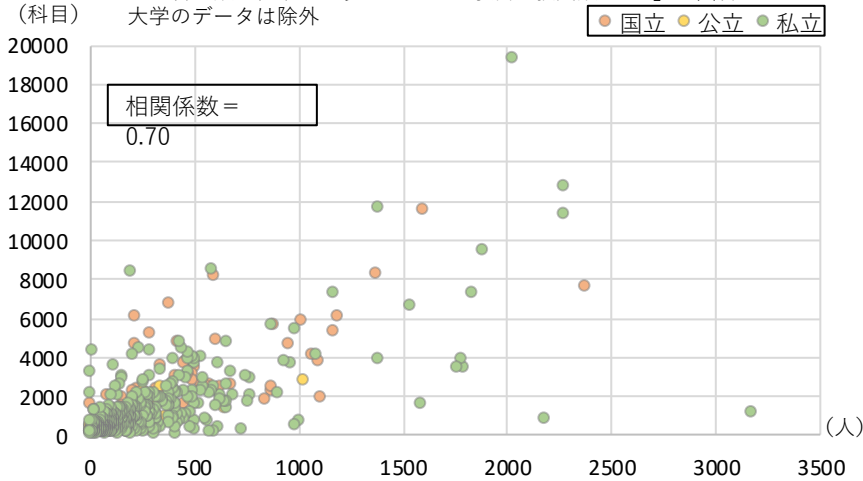
## ⑤-2 1大学あたりの平均総科目数（本務教員数順位）



# 大学における授業科目開設状況調査③

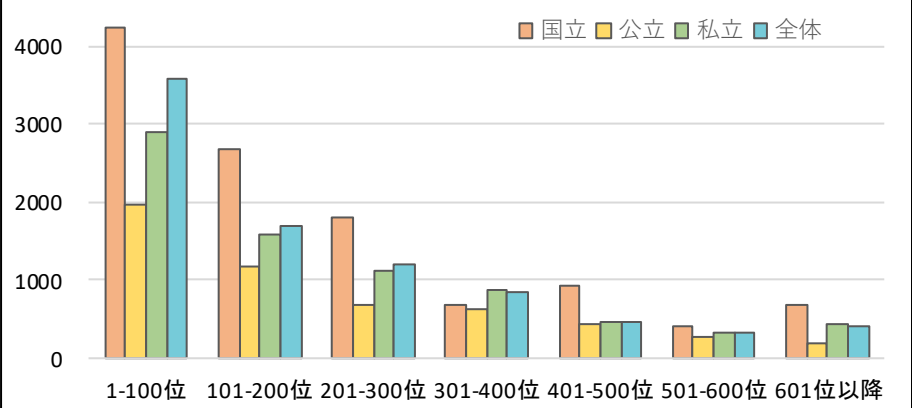
## ⑥-1 兼務教員数と総科目数の相関関係

※ 科目数が極端に過多である1大学及び教員数が「0」と回答した2大学のデータは除外

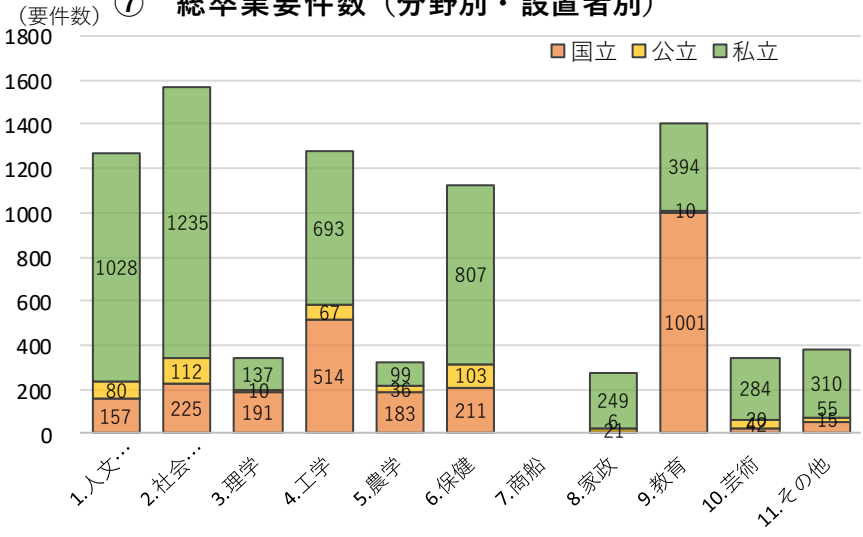


## ⑥-2 1大学あたりの平均総科目数（兼務教員数順位別）

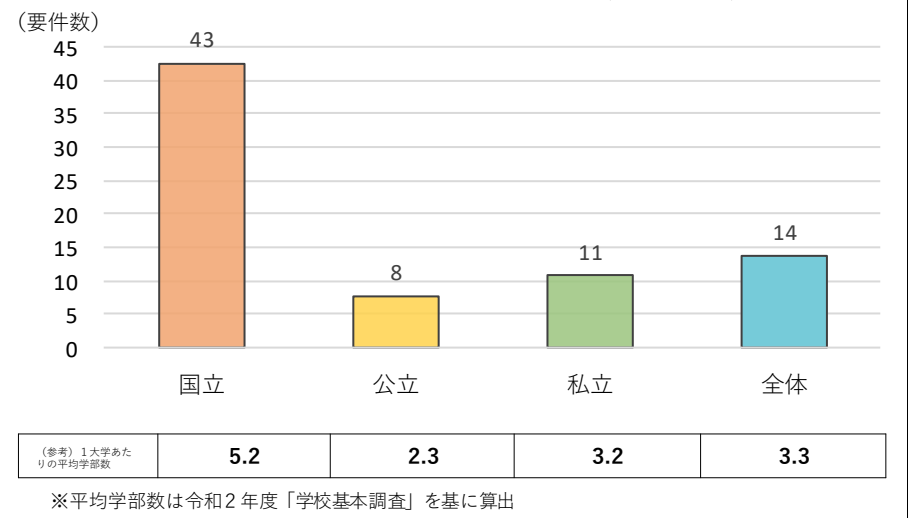
※ 教員数が「0」と回答した8大学のデータは除外  
 ※ 「教員数順位」は、各大学における学部学生数（「学校基本調査」の回答と同数）を基に整理。



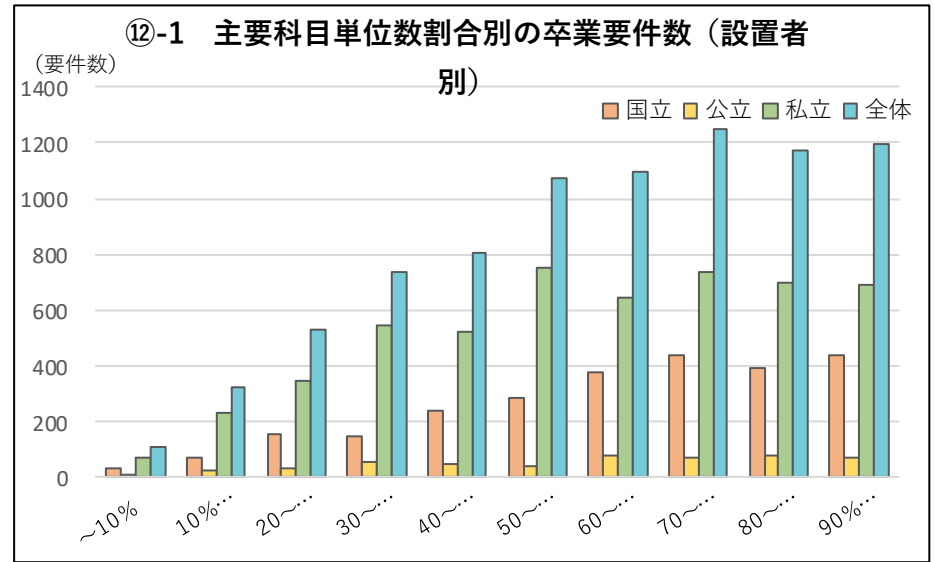
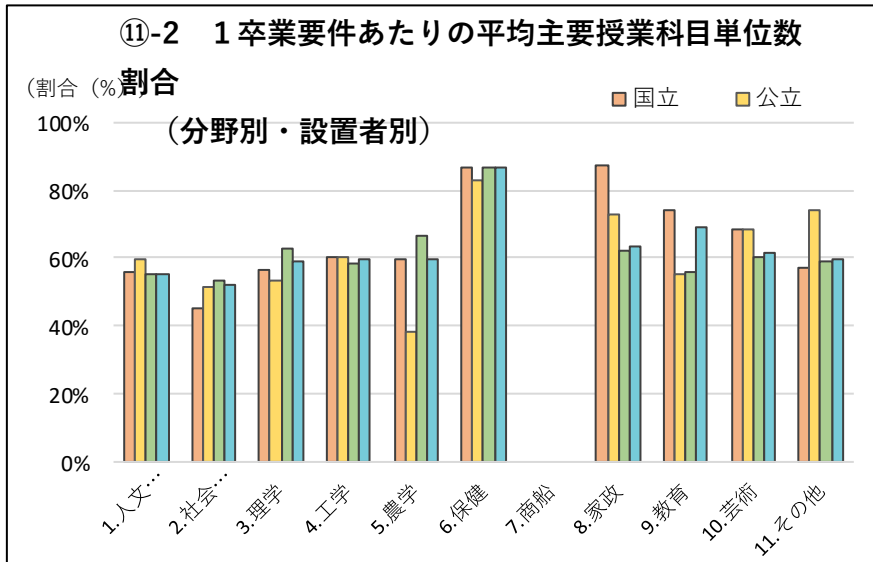
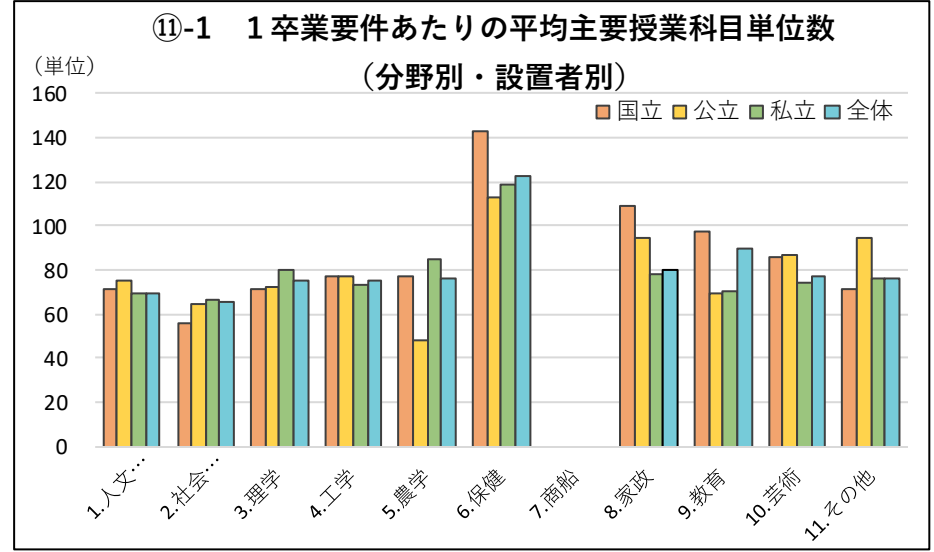
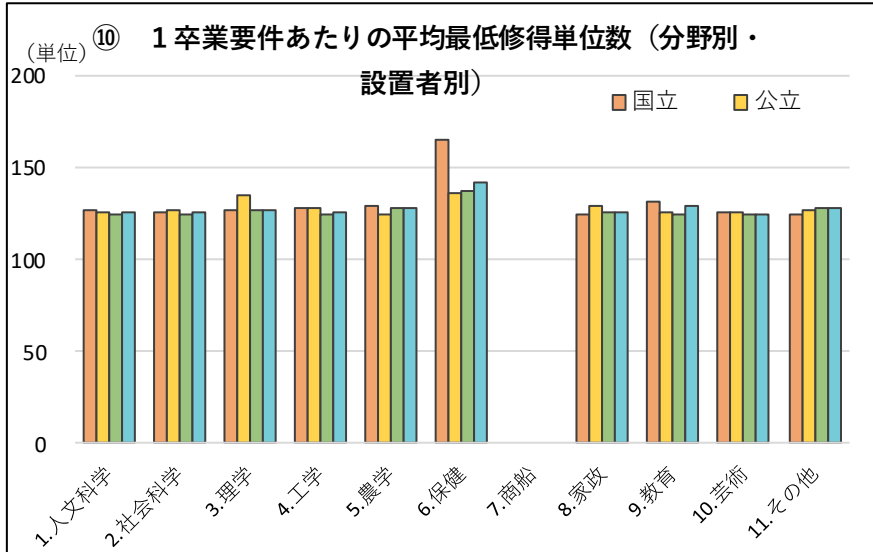
## ⑦ 総卒業要件数（分野別・設置者別）



## ⑧ 1大学あたりの平均卒業要件数（設置者別）

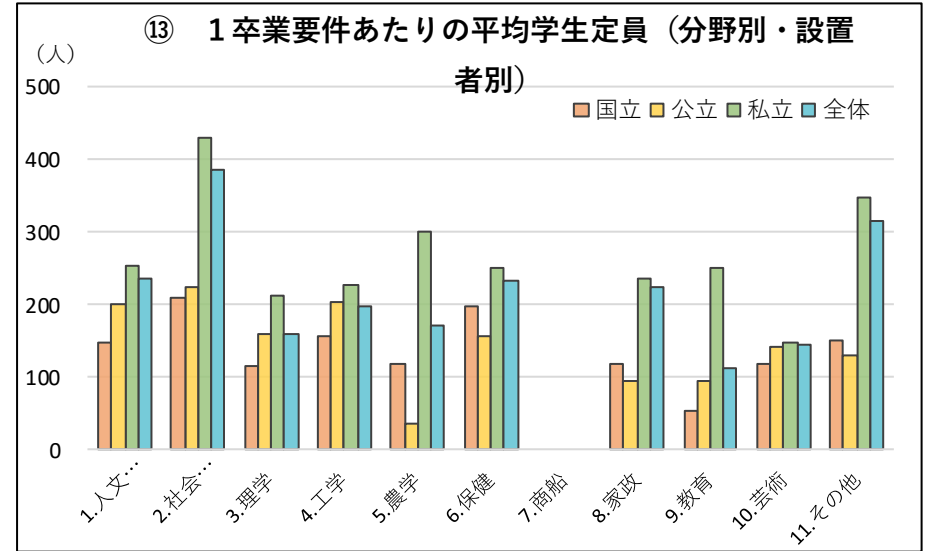
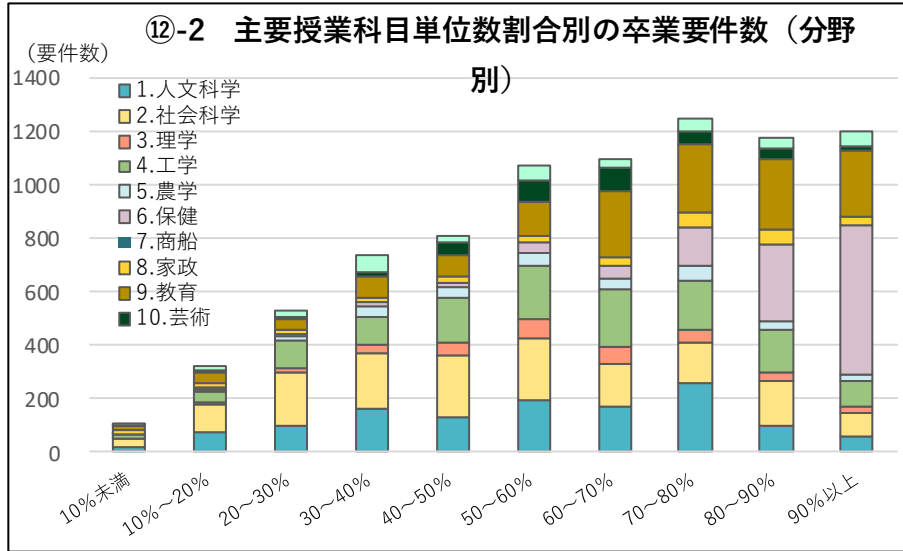


# 大学における授業科目開設状況調査④



※「主要授業科目単位数」は、「最低修得単位数」のうち、卒業要件として履修が求められる、その学位分野を修了するにあたり必要不可欠な内容を含む中核的な科目の単位数 (例えば、大学として必修、選択必修等を課すなど、学位授与に当たり学問・教育内容として履修が不可欠となる科目など)。

# 大学における授業科目開設状況調査⑤



(遠隔教育やICTを活用した授業)

# 大学等における授業の実施状況について

## (調査の概要)

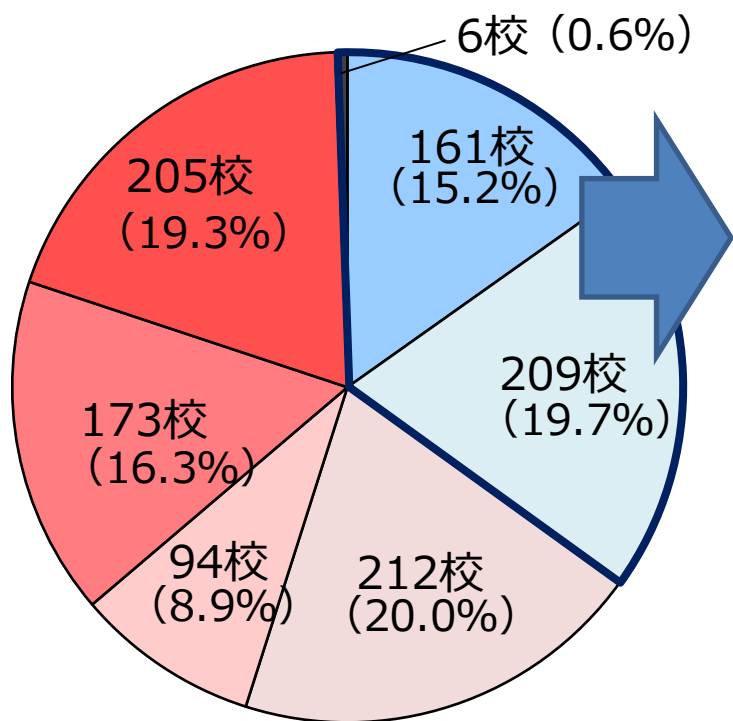
- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査期間：令和2年8月25日～9月11日
- 調査趣旨：各大学等の**本年度後期等の授業の実施形態等**について調査し、全国の状況を把握するもの。

## 後期授業における対面・遠隔授業の実施方針

- 令和2年度後期の授業について、  
**半分以上を対面授業とする予定とした大学等**は、1060校中684校（**約6割**）。  
他方、残りの**約4割は、対面授業の割合が授業全体の半分未満**となる予定と回答。

N=1060校

- ほとんど遠隔
- 3割が対面
- 半々
- 7割が対面
- ほとんど対面
- 全面对面
- その他



- ・ 対面授業が半分未満の大学（計377校）に対して、**実際の授業開始後の状況を再調査**。
- ・ 授業の実施状況（10月20日時点）や学生の理解・納得を得るための取組状況等を確認。

→ **約半数（190校）が対面授業を半分以上に**。  
残りの**約半数（187校）は、対面授業が半分未満**にとどまる。

- これら**187校**では、
  - ・ 授業形態の検討に当たって考慮した重要事項に関する**学生への丁寧な説明**、
  - ・ 学内**施設の開放**や学生の**交流機会の設定**、
  - ・ **オンライン授業の質の向上**や、学生から寄せられる**悩みへの丁寧な回答**

等により、**学生に寄り添う対応に努めている**。

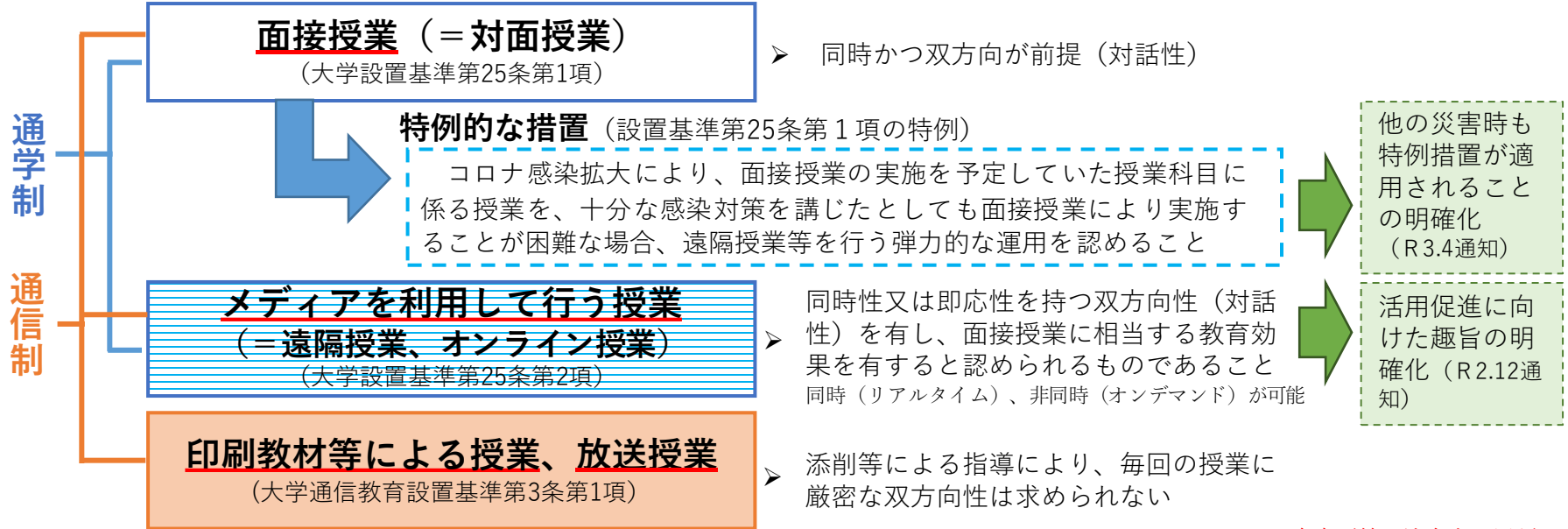
- 各大学の授業の実施割合や取組の状況は、**校名とともに公表**。

- ・ 対面授業を検討中  
… 5校（0.5%）
- ・ 全面的に遠隔授業を実施  
… 1校（0.1%）



# 大学における授業の方法と教育課程

## 1. 授業の方法



## 2. 教育課程

卒業に必要な単位数 = 124単位

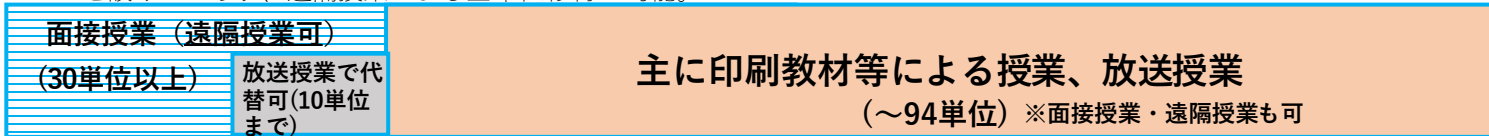
通学制



- (※) 現行制度でも60単位分は全て遠隔授業で行えるほか、残り64単位分も授業のうちで主として面接授業を行えば、その一部 (半分未満) は遠隔授業を実施可能
- (※) 大学院は卒業要件が30単位と少ないことや研究指導等により個別指導が行われることから上限を設けておらず、遠隔授業による全単位修得が可能。

遠隔授業の趣旨の明確化 (R3.4通知)

通信制



- (※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能 (例：サイバー大学、ビジネス・ブレイクスルー大学)

# 通学制と通信制における授業の方法の比較

通学制の大学	授業の方法	通信制の大学
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）	①面接授業	○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用）
	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第5項）	卒業要件となる単位数	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）

【※】平成13年3月30日 文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

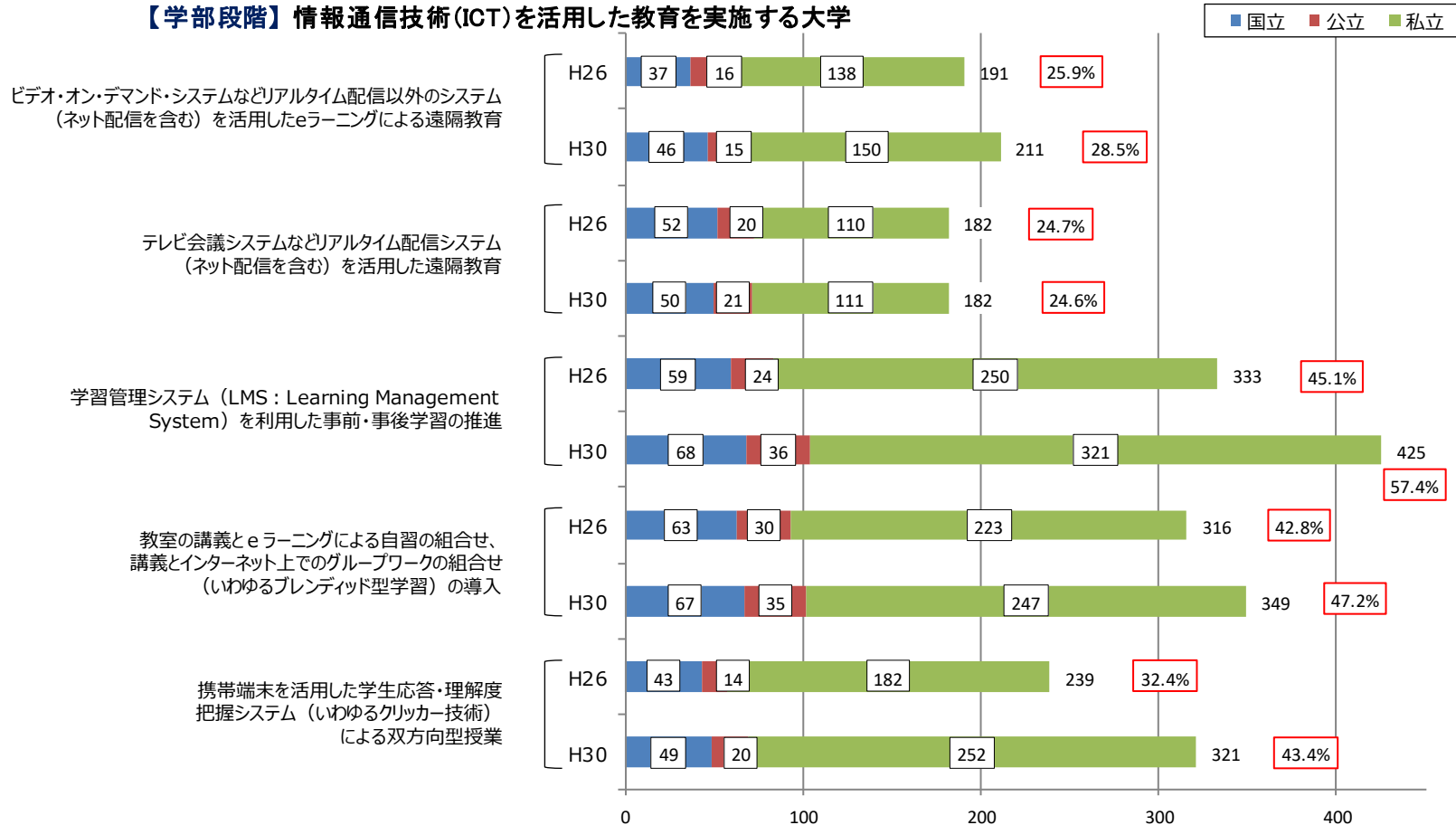
# 通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	卒業に必要な単位数 = 124単位 面接授業 遠隔授業可：60単位まで ・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと ・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること ⇒ 双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）	卒業に必要な単位数 = 124単位 ②30単位 = 面接授業（遠隔授業可） ①94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等 ③②のうち10単位 = 放送授業で代替可
○構造の違い		
学生構成 ・ 最低年限超過状況	18・19歳入学者割合 94.7% 最低在学年限超過学生割合 3.3% <small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small>	18～22歳学生割合 11.5% 有職者割合 42.6% 最低学年数超過卒業生割合 58.0% <small>(出典) 令和元年度学校基本調査</small> <small>(出典) 大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議資料(1)24.12.19</small>
定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	(収容定員 (学部)) 不交付 減額 増額 減額 不交付 0% 50% 90% 100% 106% 150% (8,000人以上の大学は140%) (入学定員 (学部)) 増額 不交 0% 90% 100% 130% (4～8,000人の大学は120%、8,000人以上の大学は110%)	(収容定員) ※定員超過・割れによる不交付はなし 減額 増額 減額 0% 50% 90% 100% 106% 150% (140%) (入学定員) ※左記の仕組みは存在しない
コスト ・ 教員数/施設	○国立大学 (入学料・授業料 ※4年分) 約240万円 ※仮に経済学部・工学部 (各々収容定員4,000人、1学科のみ) とする大学の場合の試算 (教員数・校舎面積) (教員数) 143人 (校舎面積) 62,641m <sup>2</sup>	○放送大学 (入学料・授業料 ※卒業までに要する学費) 約70万円 (教員数) 42人 (校舎面積) 12,440m <sup>2</sup> <small>注: インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</small>

# 情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

## 【学部段階】 情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学



(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

○学習管理システム(LMS: Learning Management System): eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

○ブレンディッド型学習: 教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

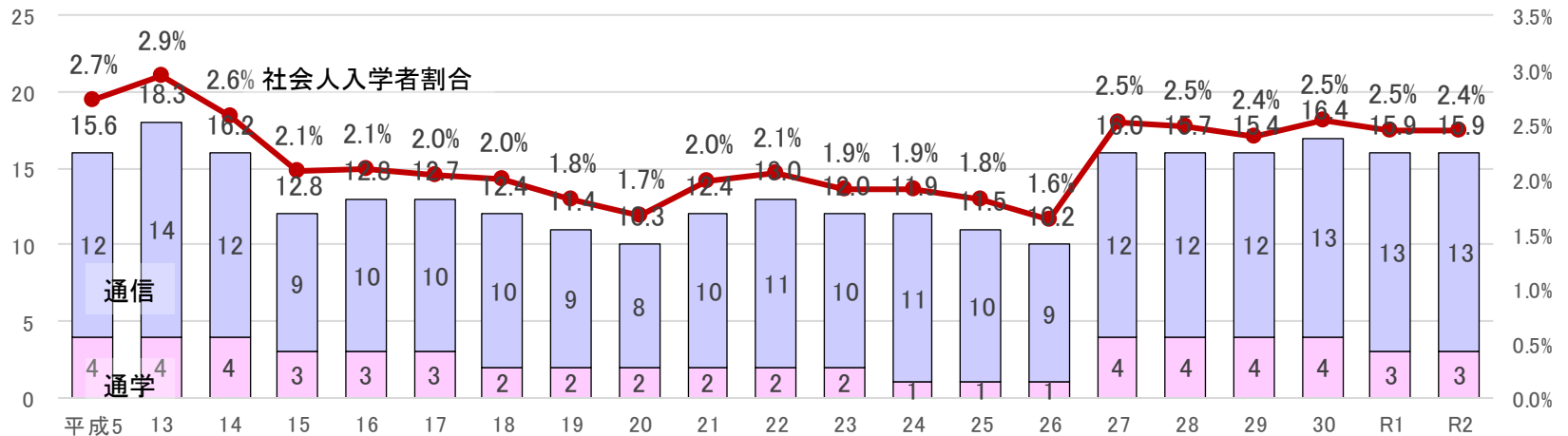
○クlicker技術: 携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

(リカレント教育)

# 社会人入学者の動向

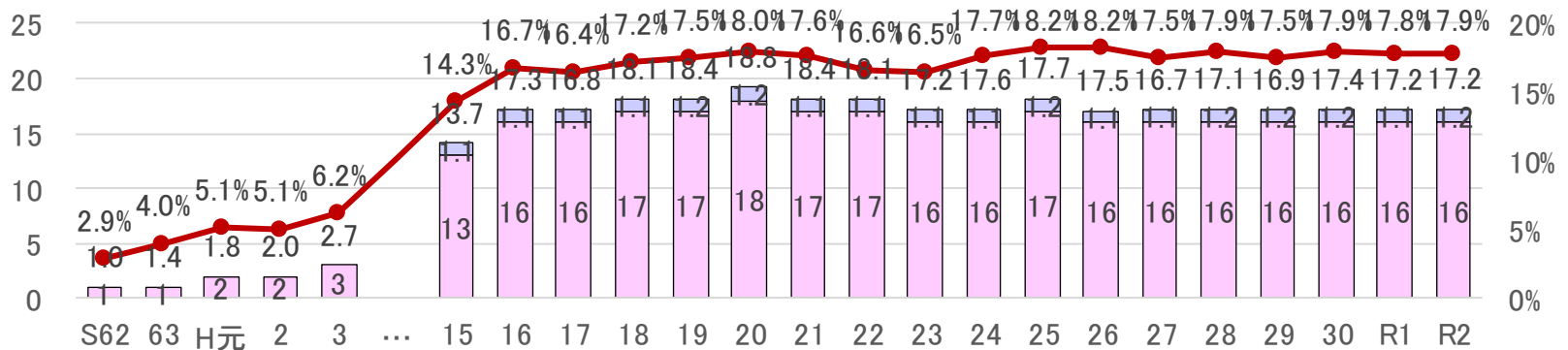
## (1) 学部

○ 社会人入学者数（推計）は、平成13年の約1万8千人をピークに減少。平成20年から増加に転じ、令和2年は約1万5千人。



## (2) 大学院

○ 社会人入学者数は、近年は1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合は17.9%(令和2年)。

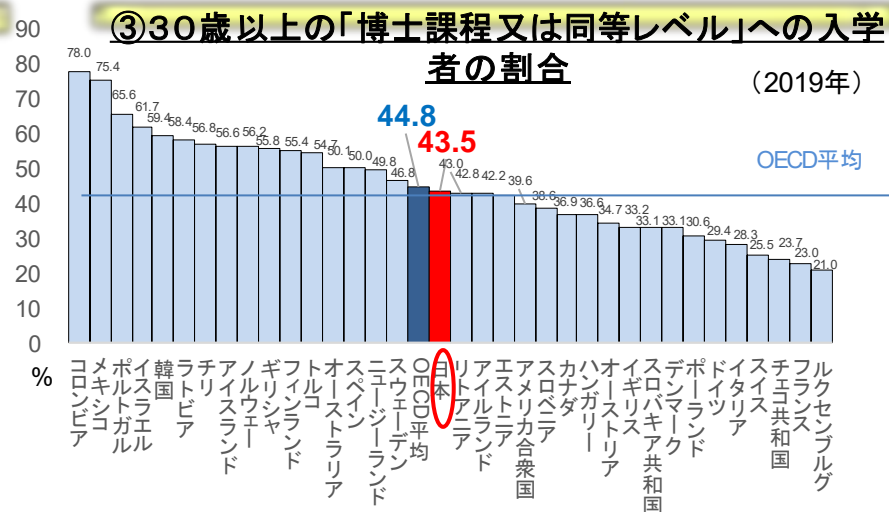
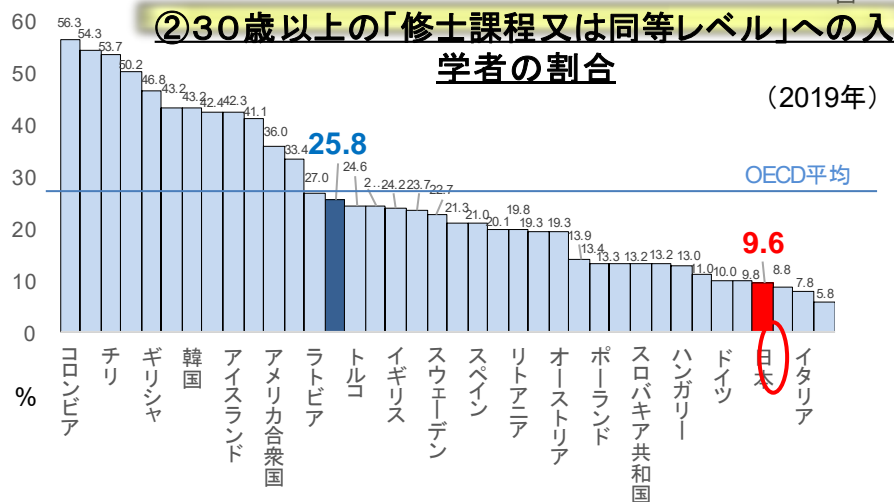
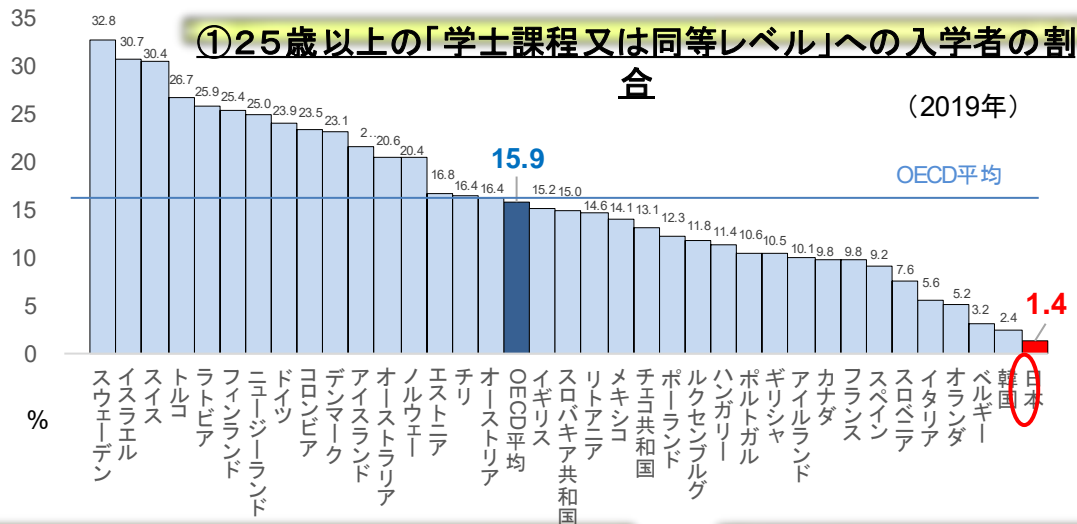


※ 出典: 学校基本調査報告書

※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。

# 高等教育機関における25（30）歳以上入学者割合の国際比較

日本の「学士課程又は同等レベル」及び「修士課程又は同等レベル」における25（30）歳以上入学者の割合は、低いものとどまっている。



出典：OECD Education at a Glance (2021)。

数値については、高等教育段階別の新入学者の割合。上記は、25歳未満又は30歳未満の者以外が全体に占める割合を25歳以上又は30歳以上の割合と仮定して試算した数値。なお、上記①～③の集計に当たっては、通信課程への入学者等が含まれない学生がいる。

# 大学・大学院におけるリカレント教育促進のための制度

## 修業年限の柔軟化

- **早期卒業・修了（学部：H11年、修士：H元年、博士：S49年）**  
卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、在学期間を短縮して卒業・修了が可能
- **最短1年の修士課程（修士：H11年）**  
修士課程で、主に実務経験を有する者を対象に、1年以上2年未満の標準修業年限を設定可能
- **長期履修制度（学部・大学院：H14年）**  
学生の事情により、標準修業年限（学士課程は4年等）を超えた長期の課程の履修が可能

## 入学前の修得単位の認定

- **入学前に他大学において修得した単位等を卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**
- **入学前に科目等履修生として修得した単位について、卒業・修了要件単位として認定可能（学部：H3年、大学院：H5年）**  
※科目等履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能  
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る。博士課程については、1年まで通算が可能。）（学部：H10年、大学院：R2年）  
※高校生が科目履修生として大学の単位を修得することも可能

## 履修証明制度

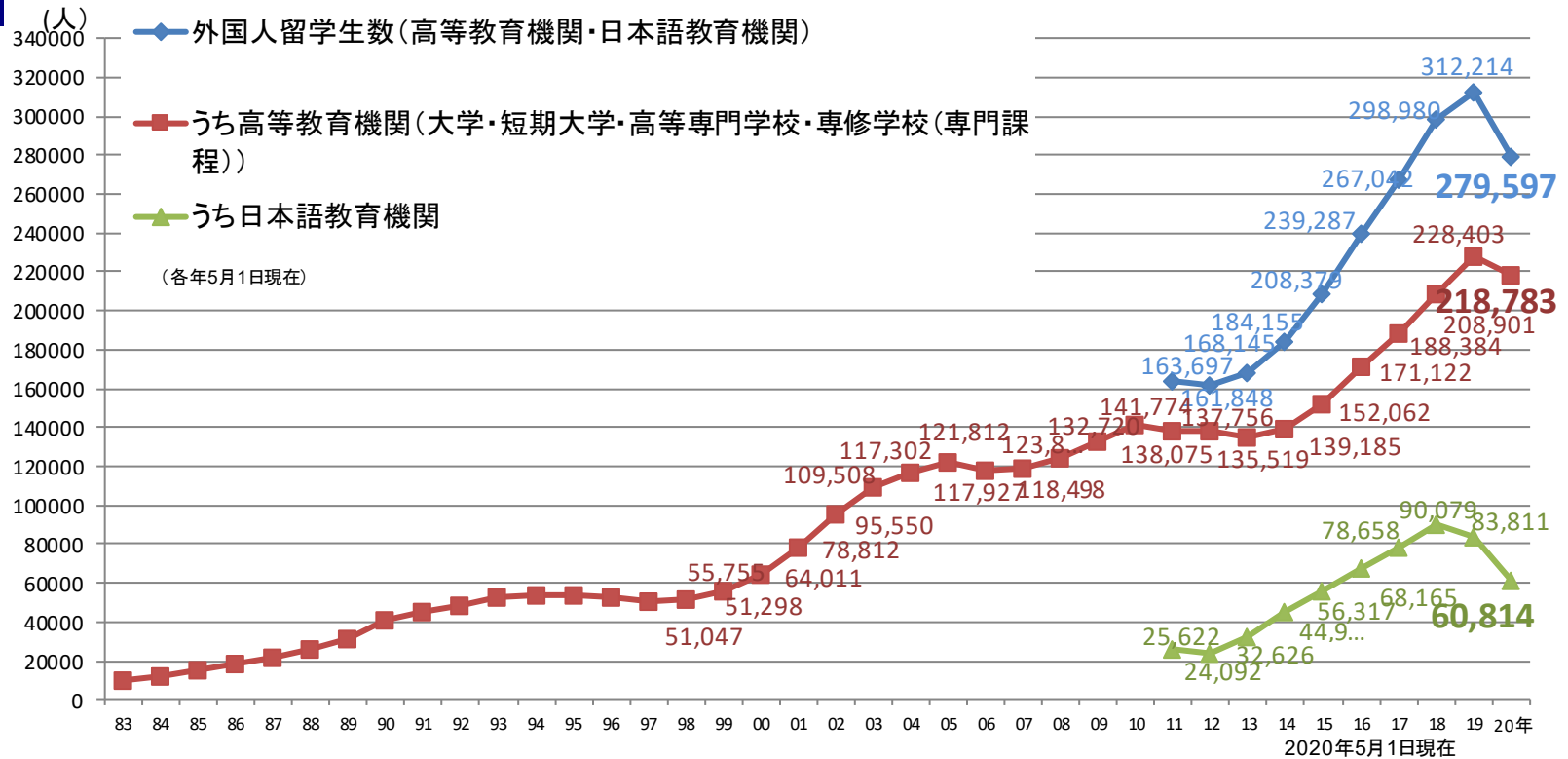
- **在学生以外の者が大学において特別の課程（履修証明プログラム）を修了した場合に、学校教育法に基づく履修証明書の交付及び単位授与が可能（履修証明書の交付 学部・大学院：H19年、単位授与 学部：R元年）**
- **入学前に履修証明プログラムの履修により修得した単位について、卒業単位として認定可能（学部：R元年）**  
※特別の課程履修生が大学に入学する場合、当該大学の修業年限の二分の一を超えない範囲で修業年限の通算が可能  
（入学資格を有した後に当該大学で修得した単位に限る）



(グローバル化の進展)

# 外国人留学生数の推移

## 推移



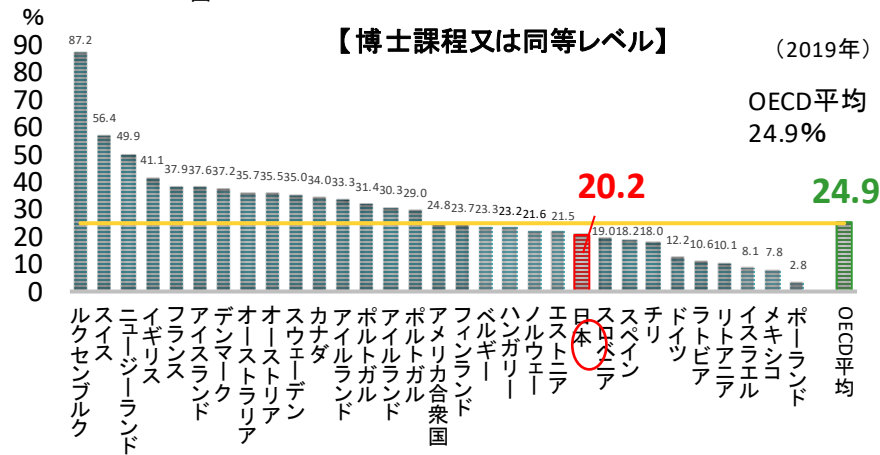
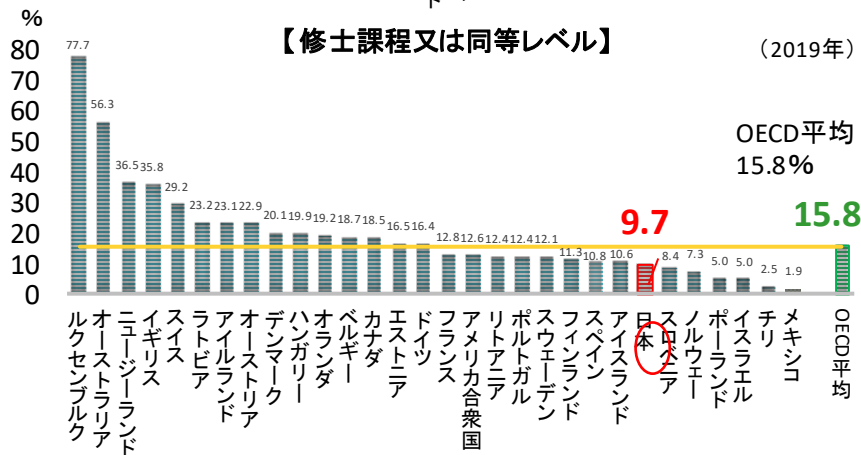
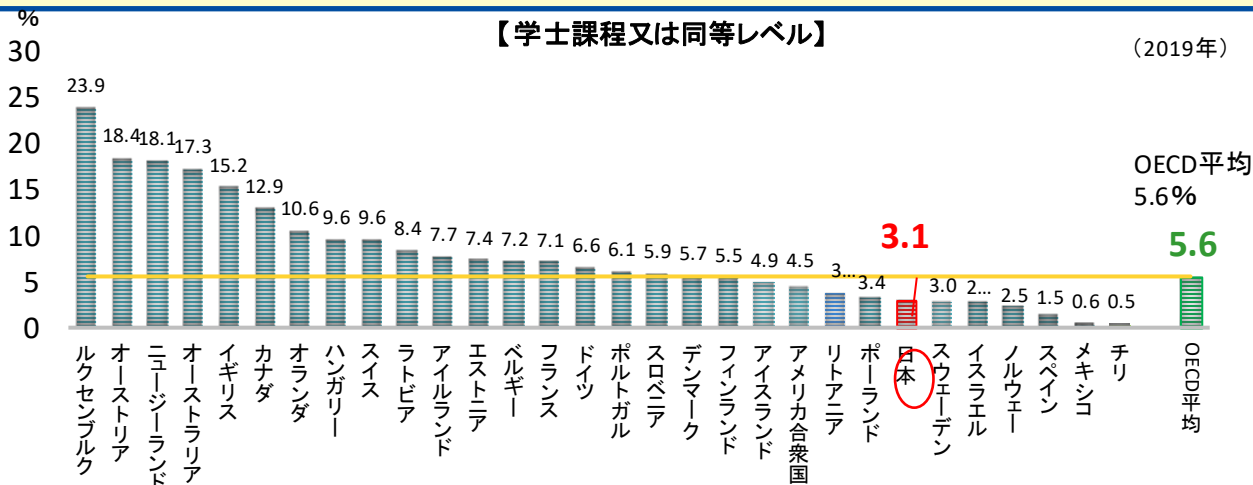
## 出身国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	121,845(124,436)	△ 2,591	スリランカ	5,238(7,240)	△ 2,002
ベトナム	62,233(73,389)	△ 11,156	ミャンマー	4,211(5,383)	△ 1,172
ネパール	24,002(26,308)	△ 2,306	バングラデシュ	3,098(3,527)	△ 429
韓国	15,785(18,338)	△ 2,553	モンゴル	3,075(3,396)	△ 321
台湾	7,088(9,584)	△ 2,496	その他	26,823(33,857)	△ 7,034
インドネシア	6,199(6,756)	△ 557	合計	279,597(312,214)	△ 32,617

(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 各国の学生に占める留学生の割合

学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は5.6%であるのに対して、日本は3.1%にとどまる。  
 修士課程については、OECD平均は15.8%であるのに対して、日本は9.7%、博士課程については、OECD平均は24.9%であるのに対して、日本は20.2%と、欧米諸国と比較して少ない。



注1: OECD加盟38か国のうち、コロンビア、コスタリカ、チェコ、ギリシャ、イタリア、韓国、スロバキア、トルコを除く。

注2: OECD平均は、データのある加盟国の平均値を文部科学省で算出したもの。

注3: 我が国の参照年度は、2018年度(平成30年度)。

出典: OECD「Education at a Glance 2021 (図表でみる教育 2021)」を元に文部科学省で作成

# 単位制度の国際的な接続について

- アジア太平洋大学交流機構 (UMAP: University Mobility in Asia and the Pacific) は、域内の共通の単位互換制度として、UMAP 単位互換方式 (以下 UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme) を開発。
- 2013年5月に開催されたUMAP国際理事会により、以下の「新たな概念」が導入。これにより多くのUMAP参加国並びに参加大学間では、1単位は1単位で単位互換が可能に。(従来は各大学の個別判断に委ねられていた)

1UCTS = 38～48学修時間数とする。

また、その学修時間数には、13～16時間の授業時間数(academic hour)が含まれる。

## ▼UCTSと他の国・地域の単位(互換)制度との換算表

国/地域	UCTS	アジア	日本	米国	欧州(ECTS)※	英国(CATS)※※
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間	15時間	—	—

※ECTS—欧州単位互換制度(European Credit Transfer System)

※※英国の3単位は高等教育質保証機構(QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education)が説明している英国とECTSとの単位換算原則(2008年)に基づく。この原則は英国で単位累積互換制度(CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme)を利用するすべての高等教育機関に対し効力を有する。

【出典】以下の国立大学協会HPを参照し作成  
<https://www.janu.jp/international/umap-ucts.html>

# 授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができるときは異なる期間を設定することが可能。

(例： 週複数回授業の実施)

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>

→ 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

《大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）》（抄）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

## 学期制の例

2学期制（セメスター制）



3学期制



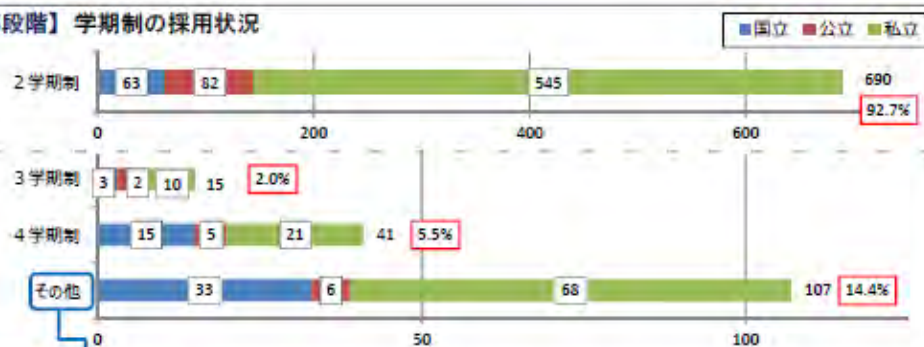
4学期制（クォーター制）



35週（1年間）

## 学期制の採用状況

【学部段階】 学期制の採用状況



○その他の例

- ・通年制
- ・学制上は2学期制だが、学期分割して授業科目を配置している
- ・夏季休業、春季休業期間に特別学期を設けている
- ・5学期制、6学期制 等

(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(出典) 平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

# 外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

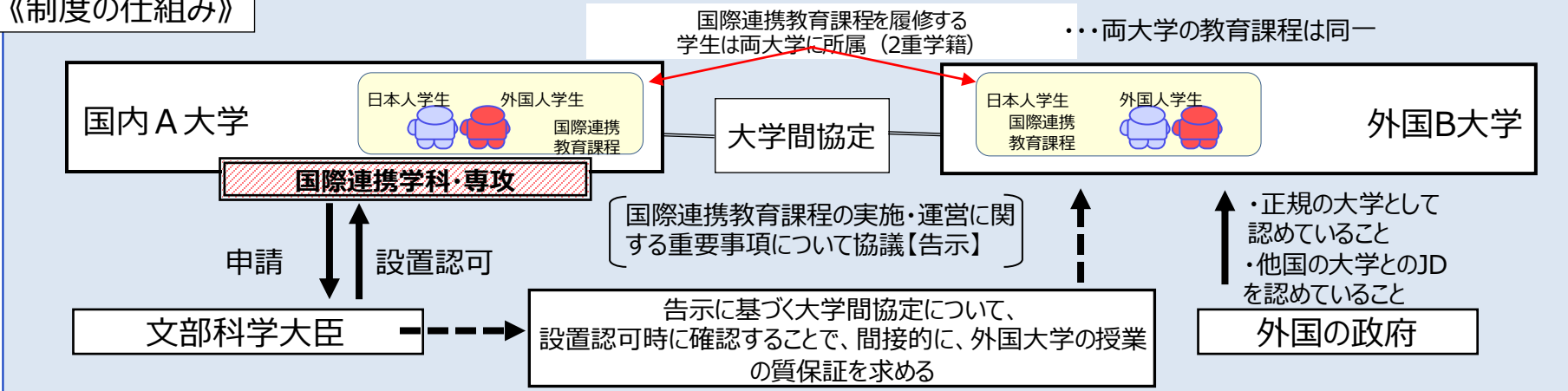
平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

## 概要

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。  
（\* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

## 《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

# ジョイント・ディグリー プログラム開設状況

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等 計：12大学26件 令和3年4月現在  
国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。（国立：11大学25件 私立：1大学1件） ※文部科学省調べ

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 (D)	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻 (D)	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	チュロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロンコン大学国際連携歯学部専攻 (D)	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻 (D)	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工学科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻 (M)	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻 (D)	平成29年4月
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ホルドー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻 (M)	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻 (M)	平成29年9月
9	京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻 (M)	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科(学部)	平成30年4月
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻 (D)	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲム医学国際連携専攻 (D)	平成30年4月
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻 (D)	平成30年10月
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻 (D)	平成30年10月
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻 (M)	平成31年4月
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻 (D)	平成31年4月
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携融合機械工学専攻 (D)	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻 (D)	平成31年4月
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻 (D)	平成31年4月
21	東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻 (D)	令和2年4月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻 (M)	令和2年4月
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻 (M)	令和2年10月
24	広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻 (M)	令和2年10月
25	熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ポストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ポストン校紛争解決学国際連携専攻 (M)	令和3年4月
26	京都大学大学院	京都大学大学院	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス、スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻 (M)	令和3年9月 (予定)

**(参考) ダブル・ディグリープログラム数 (平成30年度)**  
国立：196件 公立：14件 私立：249件 計：459件

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について (平成30年度)」  
※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

## 修業年限について

- 修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。
  - 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能
    - ・ 早期卒業・修了制度を導入している大学は、学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）
    - ・ 早期卒業した学生数は、学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、博士課程段階は545人（約3.5%）

※平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

《学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）》（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

※ 大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定



# 修業年限の特例（早期卒業・修了制度）の活用事例

- 各大学では学部4年の修業年限を原則としつつ、優れた学生に対して3年間で早期卒業するプログラム等を学生に提供。
- また、今年度より、法科大学院と法学部が連携して、学部の早期卒業を前提に5年間の一貫性のある教育を行う法曹コースが開始。  
(28法科大学院が34大学の法学部等と56の法曹養成連携協定を締結)

通常

学部4年

修士2年

早期卒業プログラム

学部4年

学部3年(特進プログラム等)

(例) ・千葉大学法政経学部(特進プログラム)  
・早稲田大学政治経済学部(政治経済学  
術院オナーズプログラム) 等

連携法曹基礎課程(法曹コース)

法学部3年(法曹コース)

法科大学院  
(既修者コース)

5年間の一貫教育  
(早期卒業を前提として、法科大学院既修者コースに接続)

法学部4年

法科大学院  
(既修者コース)

# 学位の種類及び分野の変更等に関する基準等

## ■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 抄

### 第四条

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

## ■学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号） 抄

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該選考に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

### 別表第一 ※一部のみ掲載

学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

## 3 報告の内容

(1) 社会の成熟化を背景として、大学卒業者によって担われる職業領域が拡大し、また現代社会が直面する様々な課題が大学の教育研究の対象とされるようになる中で、大学が授与する学位に付記する専攻分野の名称が多様化していることには一定の合理性が認められる。しかし、現状は過度の多様化と言わざるを得ず、この状況に関しては、以下の二つの視点で見直すことが必要と思われる。一つは、大学で担われる学問の普遍性という観点に照らして、学問分野の名称という観点から専攻分野の名称を再検証するという視点である。もう一つは、特定の学問分野にとらわれない独自の対象を学修の主題とする例が増加していることを踏まえ、それらに対して如何に適切な専攻分野の名称を付すのかという視点である。特に後者の視点を踏まえて以下の改善提案を示す。

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

各大学には、以上を踏まえて学位に付記する専攻分野の名称を検証することを求めたい。特に、極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案するとともに、その際には(2)で述べる英文表記の在り方も併せて検討し、両者の整合性が確保されることを期待したい。

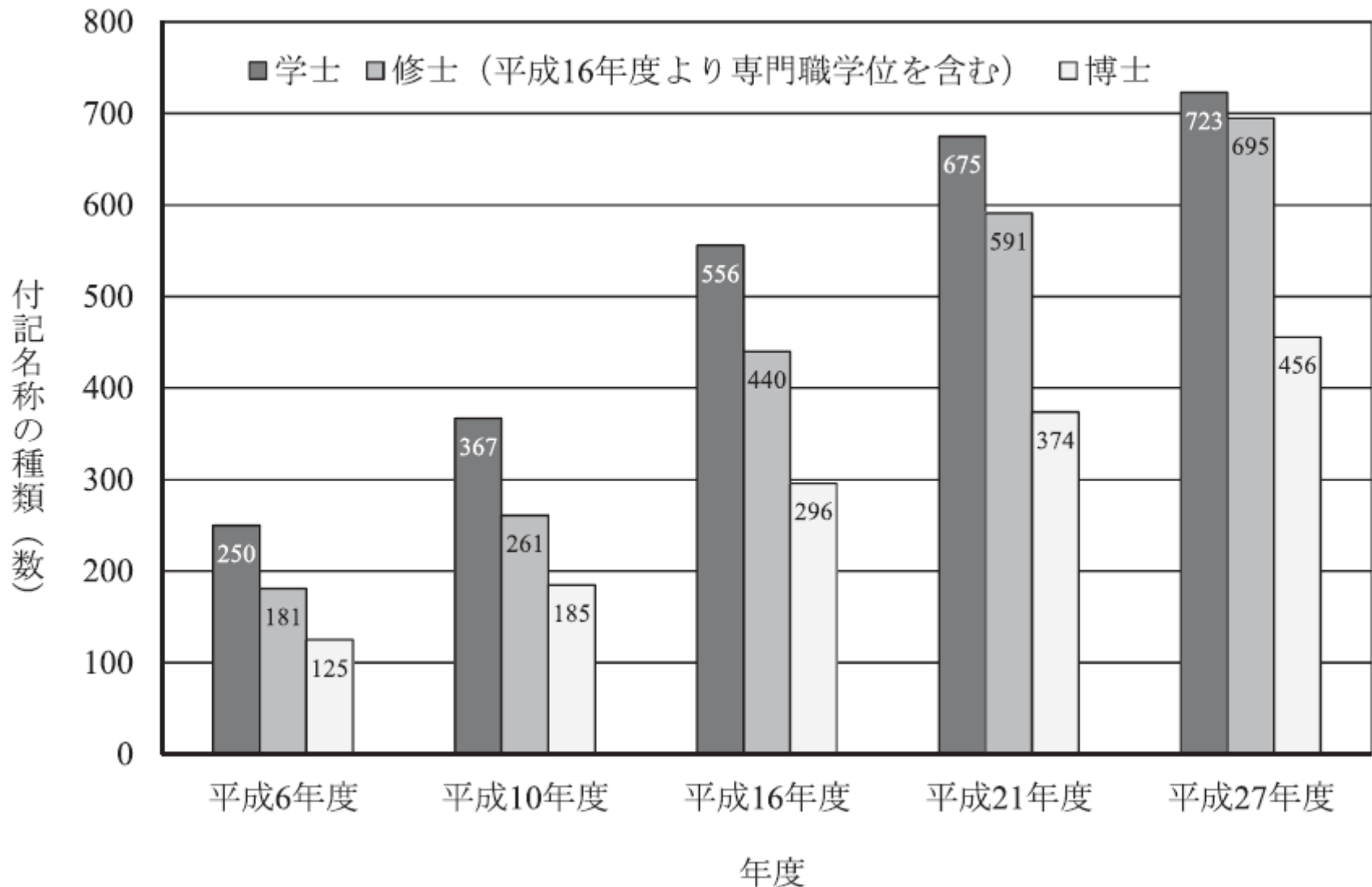
(2) 学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。

- ① 「学士」に対する英文はBachelorとすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること  
(① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。)

(3) 問われているのは「学位はいかなる能力を証明するものか」ということである。各大学においては、適切な専攻分野の名称を付記することはもとより、学生の学修の内容に関する具体的な情報提供を充実し、教育課程の透明性を高めることが求められる。

大学教育の多様化が、大学と社会とが相互に関わるダイナミズムの中で自生的に進展してきたことに鑑みれば、自らが開設する教育課程に関して、学位に付記する専攻分野の名称を決める責任は大学にある。学位とは、学生が社会に出て「自ら何者として立つか」を示す、生涯にわたって担われる表象であることを踏まえ、各大学に対して真摯な対応を望みたい。

# 付記名称の種類の課程別推移



出典：高橋望・森利枝 2018 「学位に付記する専攻分野の名称の多様性の構造—平成27年度調査からみる現状と変動—」 『大学研究』筑波大学  
大学研究センター, 45巻, pp.3-15.

# 専門分野/学位の名称・カテゴリの整理

学士課程: 300分野以上 ⇒ 45分野

国家枠組み: 4つの主要学問領域(Domain) (2014年1月22日付省令)

①芸術・文学・言語、②法律・経済・経営、③人文・社会科学、④科学・技術・保健

学士課程: 45専門分野(Mention)

行政学  
法学  
経済学  
経営学  
経済・経営学  
経済・社会福祉行政  
政治学  
保健衛生・社会福祉学  
古典  
史学  
美術史および考古学  
地理および整備・開発  
社会学  
心理学  
教育学

哲学  
神学  
社会科学  
人間科学、人類学、民族学  
言語学  
情報通信  
美術  
造形美術  
舞台芸術  
音楽学  
文学  
外国および地域の言語・文学・文化  
応用外国語  
文学、語学

情報科学  
人間社会科学応用数学・情報科学  
数学  
物理学  
化学  
生命科学  
地球科学  
生命地球科学  
体育・スポーツ活動の科学技術  
電子工学、電力工学、自動制御工学  
機械工学  
土木工学  
保健科学  
科学技術  
エンジニアリング科学

就業力養成を第一優先としていない学士については、プログラムで培われるコンピテンス内容の見える化→学位の価値を社会に示していくことが政策課題の一つ。

(大学間連携の推進)

# 地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。

## 地域連携プラットフォームの構築

- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有し、地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

## 文部科学省が「ガイドライン」策定

各地域において地域連携プラットフォームの構築や議論を行う際の参考に資する。

### 課題解決のために実行する事項

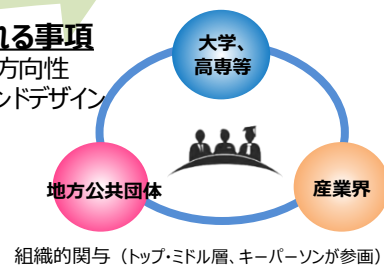
- ✓ 地域課題解決型プロジェクトの実施
- ✓ 人材育成、産業振興

### 議論することが考えられる事項

- ✓ プラットフォームの目標、方向性
- ✓ 地域の高等教育のグランドデザイン

### 地域の現状・課題等の共有

- ✓ 地域社会のビジョン等
- ✓ 地域の高等教育の果たす役割
- ✓ 人口動態、地域社会・産業構造



議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。

## 大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力**して教育等に取り組む。

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。

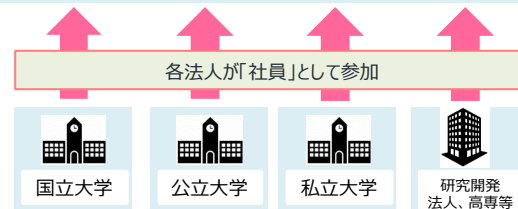
### (一般社団法人) ○○地域大学ネットワーク機構

- ・大学等連携推進方針
- ・大学等連携推進業務 (例)
  - 教育：大学間の教学上の連携に係る管理 (協議の場の運営) 等
  - 研究：産学連携、地域共同研究、研究施設共同利用等
  - 運営：FD・SD共同実施、事務の共同実施、物品共同調達等
- ・大学等連携推進法人における教学上の大学間連携  
連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程共同設置、共同教育課程 (共同学位) での各大学修得単位数の引下げ

申請

認定

文部科学大臣



### 大臣認定基準(例)

- 大学等連携推進業務が主目的
- 法人として安定的かつ一体的な運営体制
- 大学等連携推進方針を策定・公表 等

# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

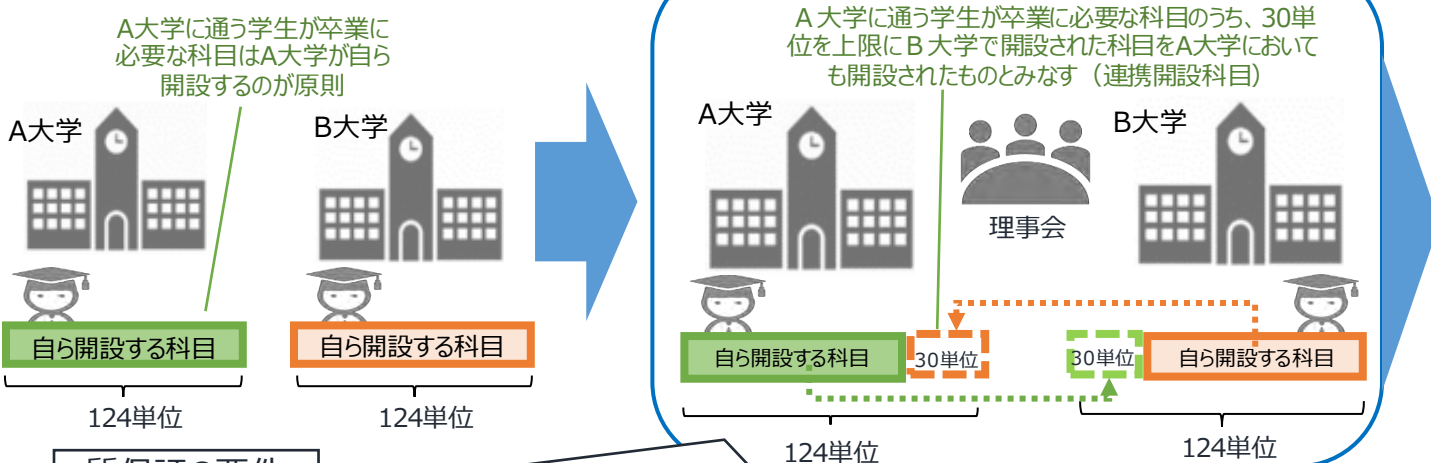
## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

## <連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



## 質保証の要件

- 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け等

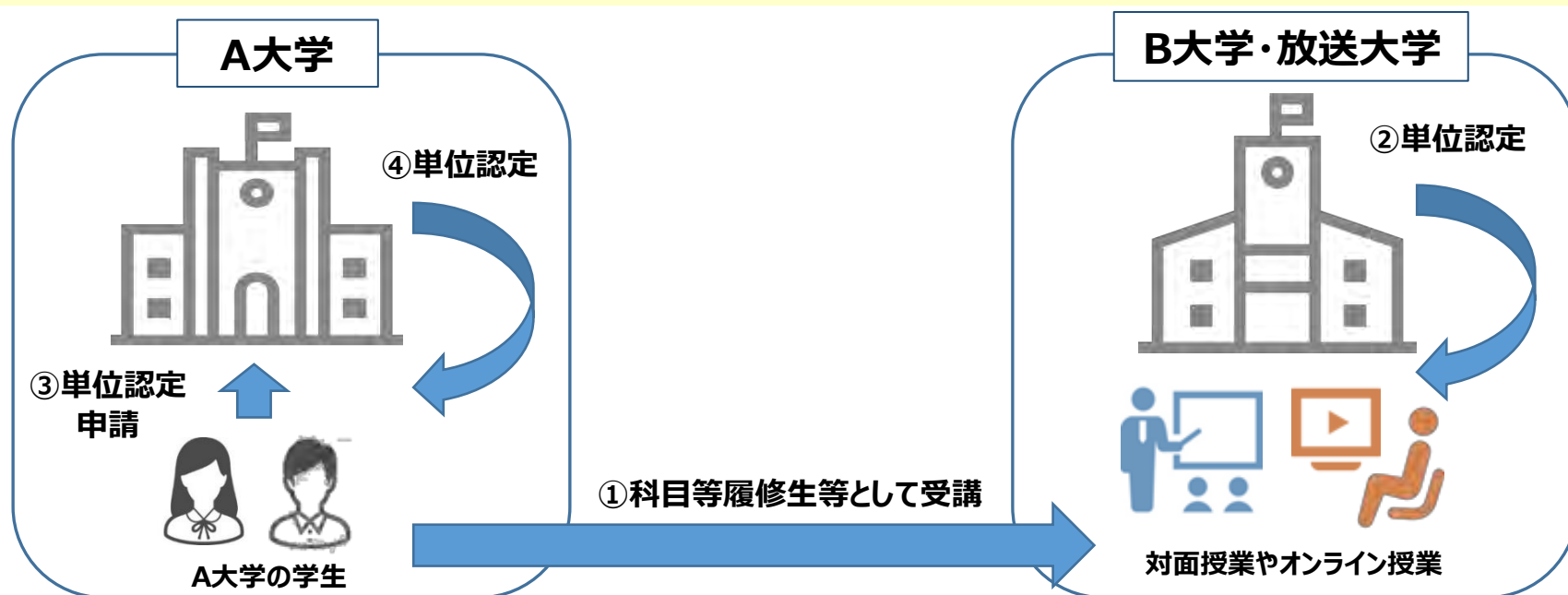
## <得られる成果>

- 各大学の強みや特色を生かして、
    - 充実した教育プログラムの提供
    - 弱点分野の相互補完
    - 地域が求める人材等を連携して育成
  - 各大学の教育研究資源を有効活用することで、
    - きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。



# 他大学における学修を単位認定（単位互換）

- ✓ 学生が他の大学又は短期大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、124単位中60単位まで自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。  
※大学院においては30単位中15単位まで単位互換が可能
- ✓ 単位互換が認められる学修は、協定等に基づきあらかじめ定めておくことが原則であるが、あらかじめ協定等で定めていなくとも、学生からの申請に応じて審査の上、教育上有益と認めるときは単位認定することが可能。
- ✓ 自大学の教育課程との整合性に留意しつつ柔軟な運用を行うことにより、個々の学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応することが期待。



【実現すべき改革の方向性】

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換

設置基準の見直し

昭和31年（進学率が右上がりの時代）に制定された大学設置基準が現状に適應するかどうか等について検討する必要



- ✓ 時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。

→ 具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。

- ✓ 定性的な規定については解釈の明確化を図り、これに基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるよう、解釈に関する通知を發出する。

認証評価制度の充実

（法令違反等に対する厳格な対応）

- ✓ 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- ✓ 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- ✓ 受審期間の見直し
- ✓ 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

(学生が質保証に参画する仕組み)

【実現すべき改革の方向性】

- 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育**を行っていること。
- このための**多様で柔軟な教育研究体制**が各高等教育機関に準備され、こうした教育が行われていることを確認できる**質の保証**の在り方へ転換されていること。

全学的な教学マネジメントの確立

（「教学マネジメント指針」の作成）

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、**教育の改善・改革に繋げることが重要**。
- このようなPDCAサイクルは、**大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要**がある。



各大学における取組に際する留意点などを網羅的にまとめた**教学マネジメントに係る指針**を、大学関係者が参画する**大学分科会の下（※）で作成し、各大学へ一括して示す**。

（※）2018/11/20の中央教育審議会大学分科会で「**教学マネジメント特別委員会**」を設置。

《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》

- 教育内容の改善（カリキュラム編成の高度化）
- 教職員の資質の向上（FD・SDの高度化） 等
- 教育方法の改善（シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用）

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、**学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用**する。
- 各大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、**積極的に説明責任を果たしていく**という観点からも、**大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表**する。
- 情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について**教学マネジメント指針の中に提示**したりするなど、**情報公表を促進**する。

《把握・公表すべき情報の例》

- 単位・学位の取得状況
- 卒業後の進路の状況（就職率、就職先等）
- 学修時間
- 学生の成長実感・満足度
- 学生の学修に対する意欲
- 入学者選抜の状況
- 留年率・中退率
- 教員一人当たりの学生数
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず**社会全体が効果的に活用**することができるよう、**全国的な学生調査**や**大学調査**を通じて、**整理し、比較**できるよう**一覧化**する機能を設けることが必要。

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について①

## 本格実施に向けた論点と今後の方向性（議論のまとめ）概要 ＜令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議＞

### ✓ 論点1 全国学生調査の目的について

- ①各大学の教育改善、②社会への情報公表、③国の基礎資料の3点に加え、④本調査を通じて学生一人一人が学びの振り返りを行うことで、今後の学修や大学生活をより充実したものにしようことを目的とする。

### ✓ 論点2 調査対象・時期・方法について

- ①試行実施の間は全ての大学（短期大学を含む。）に対して意向確認を行い、参加の意向があった大学の全ての学部を調査対象とする。参加の意向がなかった大学に対しては、参加を希望しない理由や参加に対するハードル等について確認することで課題を明確化し、本格実施の際には全大学が参加できるような調査設計となるよう改善を図る。
- ②第2回試行実施から短期大学を対象に加えることとする。また、本格実施の際の対象学年を検討するため、第2回試行実施では、大学は2年生と最終学年の学生全員、短期大学は最終学年の学生全員を対象とする。なお、最終学年では回答率が上がらないといった懸念もあることから、以降の実施の際の対象学年は、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。
- ③実施時期については、第1回試行実施と同様の時期（11月頃）とする。第2回試行実施において新たな課題が生じない限り、以降の実施でも同様とする。
- ④本格実施移行までは、調査設計の改善・安定のため、原則毎年度試行実施することとし、本格実施移行後の調査の実施頻度や各回の対象学校種・学年等については、改めて検討する。

### ✓ 論点3 回答方法について

- ①文部科学省が学生個人と結び付く情報を収集・保有することには課題があること、匿名だったことにより心理的抵抗が小さく回答しやすかったといった意見があり、実際に自由記述に多くの回答があったことから、匿名によるインターネット（WEB）調査の方法を維持する。
- ②外国人留学生が回答しやすいよう、英語表記を行う。

### ✓ 論点4 質問項目について

- ①第2回試行実施の質問項目については、選択式50問程度と自由記述2問程度で構成する（P2、3参照）。
- ②第2回試行実施では、大学と短期大学は共通の質問項目とする。以降の実施の際も共通とするかは、第2回試行実施の結果の検証を踏まえ改めて検討する。

### ✓ 論点5 公表方法について

- ①試行実施の間は大学・学部単位での公表は行わず、全体集計、学部規模別、学部分野別などの集計結果を公表する。データの代表性を確保できる公表基準（P3参照）は集計を行う際の基準としてのみ用いる。
- ②本格実施では大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、本調査の結果の見方等と併せて、結果に関する各大学の取組を記載することで、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行う。なお、どのように公表を進めるかは、各大学の状況を踏まえながら、今後の試行実施の結果も踏まえた検討が必要である。
- ③試行実施の間においても、自大学の調査結果について自主的な公表を可能とする。

### ✓ 論点6 既存の学生調査との整理・調整について

- ①試行実施を経て調査設計が固まり、本格実施に移行する段階で、各大学や大学IRコンソーシアム等の調査実施団体と調整を行い、本調査の全国共通性を確保しながら学生の負担を減らす方法を検討する。
- ②本調査に大学独自の質問項目を設けられるようにすることについては、大学のニーズを確認した上で、第3回試行実施までに検討する。

### ✓ 論点7 調査の実施主体について

- ・調査設計の検討・改善が必要な当面の間は、文部科学省が主体となって国立教育政策研究所の協力を得ながら実施し、本格実施により本調査が常態化してきた段階で、実施主体の在り方を検討する。

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について②

## 「全国学生調査（第2回試行実施）」質問項目（案）※

- ※ その他、コロナ禍を踏まえた質問項目を追加予定
- ※ 【新規】【修正】は第1回試行実施からの変更点

### 問1 大学に入ってから受けた授業で、次の項目はどのくらいありましたか。

（選択肢：よくあった、ある程度あった、あまりなかった、なかった）

1. 授業内容の意義や必要性を十分に説明してくれた。
2. 授業内容やその分野を学びたいという意欲がわく内容だった。【新規】
3. 理解しやすいように教え方が工夫されていた。
4. 予習・復習など自主学習について授業やシラバスで指示があった。【新規】
5. 教員以外の者（アシスタントなど）が配置されており、補助的な指導があった。
6. 小テストやレポートなどの課題が出された。 ※期末テストは除く
7. 課題等の提出物に適切なコメントが付されて返却された。【修正】
8. グループワークやディスカッションの機会があった。
9. 教員から意見を求められるなど、質疑応答の機会があった。
10. 主に英語で行われる授業（語学科目は除く）があった。

### 問2 大学に入ってから次のような経験はありましたか。また、その経験は有用でしたか。

（選択肢：有用だった、ある程度有用だった、あまり有用ではなかった、有用ではなかった、経験していない）

- 1.1. 大学での学習の方法（スタディ・スキル）を学ぶ科目【修正】
- 1.2. 研究室やゼミでの少人数教育
- 1.3. （授業時間以外で）教員に質問や学習の方法を相談する機会【修正】
- 1.4. （授業時間以外で）他の学生と一緒に学習する機会【新規】
- 1.5. キャリアに関する科目、キャリアカウンセリング（就職や進学相談）
- 1.6. インターンシップ（5日以上に限る）
- 1.7. 海外留学・海外研修（3か月以上）【修正】
- 1.8. 海外留学・海外研修（3か月未満）【新規】
- 1.9. オンライン留学【新規】
- 2.0. （学内で）自分とは異なる文化圏の学生との交流【修正】
- 2.1. 図書館やアクティブ・ラーニングスペースなど大学施設を活用した学習

### 問3 大学教育を通じて、次のような知識や能力が身に付いたと思いますか。【修正】

（選択肢：身に付いた、ある程度身に付いた、あまり身に付いていない、身に付いていない）

- 2.2. 専門分野に関する知識・理解
- 2.3. 将来の仕事につながるような知識・技能【修正】
- 2.4. 文献・資料を収集・分析する力【修正】
- 2.5. 論理的に文章を書く力
- 2.6. 人に分かりやすく話す力
- 2.7. 外国語を使う力
- 2.8. 統計などデータサイエンスの知識・技能【修正】
- 2.9. 問題を見つけて解決方法を考える力
- 3.0. 答えのない問題を自分の頭で考え抜く力【新規】
- 3.1. 多様な人々の理解を得ながら協働する力【修正】
- 3.2. 幅広い知識、ものの見方
- 3.3. 異なる文化に関する知識・理解

### 問4 これまでの大学での学び全体を振り返って、次の項目についてどのように思いますか。【新規】

（選択肢：そう思う、ある程度そう思う、あまりそうは思わない、そうは思わない）

- 3.4. 具体的な目標・目的をもって主体的に学んでいる。
- 3.5. 大学が卒業までに学生へ求める力（※）を理解している。  
※ディプロマ・ポリシーに示された知識・能力
- 3.6. 授業アンケート等の回答を通じて大学教育が良くなっている。
- 3.7. 教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる。
- 3.8. 大学での学びによって自分自身の成長を実感している。
- 3.9. 知識やスキルを組み合わせることで一つのものをつくり出す力（デザイン力）が必要だと感じている。
- 4.0. 大学での学びを通じて社会に対する理解が深まっている。
- 4.1. 卒業後も主体的に学び続けていくことの大切さを感じている。

# 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について③

問5 今年度の授業期間中の平均的な1週間（7日間）の生活時間はそれぞれのくらいですか。【修正】

（選択肢：0時間、1-5時間、6-10時間、11-15時間、16-20時間、21-30時間、31時間以上）

- 4 2. 対面授業（実験・実習含む）への出席【修正】
- 4 3. **オンライン・オンデマンド授業への出席【新規】**
- 4 4. 予習・復習・課題など授業に関する学習
- 4 5. 授業の予習・復習・課題以外の学習【修正】  
※学問に関する読書・ディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等
- 4 6. 部活動/サークル活動
- 4 7. アルバイト/定職
- 4 8. 就職に関わる活動 ※就職情報の収集、企業研究、就職活動等
- 4 9. 趣味/娯楽/交友
- 5 0. スマートフォンの使用 ※学習に使用している時間は除く

問6 大学での学びについて、御意見を自由に記載してください。  
（自由記述）【修正】

問7 本調査について、御意見を自由に記載してください。  
（自由記述）【修正】

※ その他、コロナ禍を踏まえた質問項目について、今後の大学・学生等の状況や感染症対策の状況等を踏まえながら、第2回試行実施までに検討する。

## 第2回試行実施 公表（集計）基準

- 対象学部・学年の学生数が  
「60人以上80人未満のとき、有効回答者数が30以上」  
「80人以上200人未満のとき            "       40以上」  
「200人以上600人未満のとき           "       50以上」  
「600人以上のとき                       "       60以上」
- 又は「（60人未満のとき）有効回答率が50%以上」

## 令和2年度「全国学生調査」に関する有識者会議

### 主な検討事項

- 令和元年度「全国学生調査（試行実施）」の評価・検証に関すること
- 「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計及び調査結果の取扱いに関すること

### 委員

座長	奥 明子	貞静学園短期大学理事長・学長
	河田 悌一	一般社団法人大学基金推進機構理事長、 前 日本私立学校振興・共済事業団理事長
	岸本 強	島根県立大学・島根県立大学短期大学部副学長
	小林 浩	リクルート進学総研所長、 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
	小林 雅之	桜美林大学総合研究機構教授
	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長・学長
	高橋 哲也	大阪府立大学副学長、教育推進本部長・教授
	田中 愛治	早稲田大学総長
	千葉 吉裕	公益財団法人日本進路指導協会理事・調査部長
	服部 泰直	島根大学長
	本山 和夫	学校法人東京理科大学理事長
	両角亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授
	山田 礼子	同志社大学社会学研究科・学部教授、 高等教育・学生研究センター長

<オブザーバー>

濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部副部長  
・総括研究官

※令和3年2月現在

※本資料の内容は第2回試行実施（令和3年末頃を予定）に向けて検討中のものであり、決定したものではありません。

# 学生による授業評価等に関するデータ



## ○授業評価に関する特徴的な取組





# マンチェスター大学の例

## ● 学生代表の意思決定への参画

### Current members of the Board of Governors

The Board of Governors of The University of Manchester features 23 members, with a majority made up of individuals who are not employed by the University.

Membership of the board is divided into five categories:

- + Category 1: ex officio members
- + Category 2: lay members
- + Category 3: members of the Senate
- + Category 4: members of staff other than academic or research staff
- + Category 5: student member

理事会23人のうち1人が学生代表

<https://www.manchester.ac.uk/discover/governance/structure/board-governors/members/>

## ● 学生参画の多様な取り組み

全国共通以外にも大学独自のアンケート調査を実施

The screenshot displays several key initiatives:

- Student Surveys:** Student Surveys, including Unit Surveys, NSS and PTES. (Read more >)
- Higher Education Achievement Report (HEAR):** Information about the HEAR. (Read more >)
- Your say for your uni microsite:** The Your Say for Your Uni microsite contains information on how students can get involved in the University, and what has changed as a result. (Read more >)
- The Student Charter:** Information about the Student Charter can be found here. (Read more >)
- Student engagement in quality assurance and enhancement:** Information about how students can feed into quality assurance and enhancement at the University. (Read more >)

Eポートフォリオ      目安箱と改善      学生と大学との協定

内部質保証の取り組みへの学生の参画

<https://www.staffnet.manchester.ac.uk/tlso/student-engagement/>

# 在学生への全国共通学生調査： National Student Survey

中央教育審議会大学分科会  
質保証システム部会（第5回）  
資料4（林委員提出資料）（抄）

- 英国全体の共通学生調査。  
学生局Office for Studentsが実施。
- 公的資金を受領している  
全ての高等教育機関の最終学年の学生31万人が回答。
- 8領域27の質問（次ページ）。  
大学ごとにオプションの追加質問を付けることも可能。
- 少人数コース以外の結果  
はDiscover Uniサイトにて公表（後述）。



(質保証を支える公財政支出)

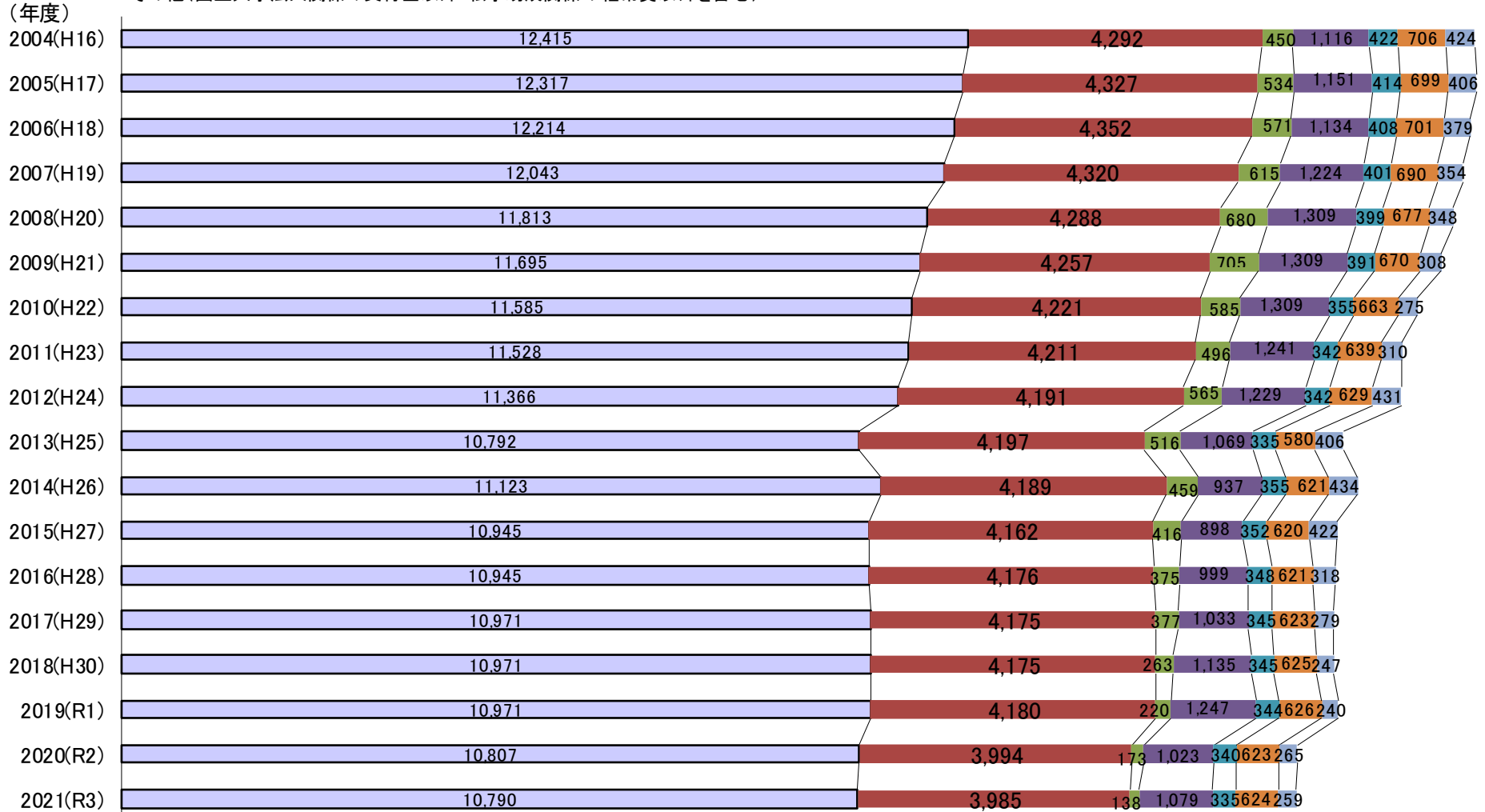
# 高等教育の修学支援新制度における大学等の機関要件について

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。**
  1. **実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。**
    - ※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
    - \* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
    - \* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。
  2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
  3. **授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、**厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。****
  4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。
- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。
  - ▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。
    - ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
    - ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）
    - ③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）
      - ※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm)

# 高等教育関係予算の推移【H16～R3年度】

- 国立大学法人関係(交付金)
- 国立大学法人関係(交付金以外・私学助成関係の経常費以外を含む)
- 私学助成関係(経常費)
- 大学等奨学金(JASSO交付金除く)
- 国立高専交付金
- 国公私補助金
- 留学生関係経費



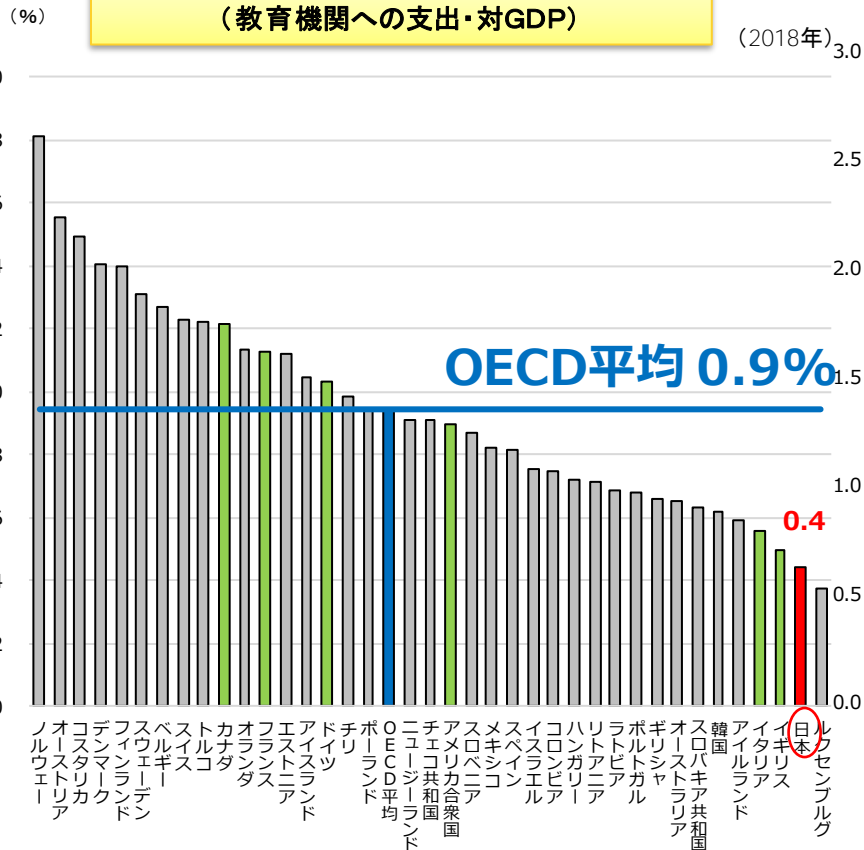
- (注1) H29年度及びH30年度の国立大学法人関係(交付金)は、国立大学法人機能強化促進費を含む。  
 (注2) 私学助成関係には、他局計上分及び内閣府移管分(子供・子育て支援新制度分)を含まない。  
 (注3) 日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を含まない。  
 (注4) 復興特別会計計上分及び内閣府計上分(高等教育修学支援新制度分)を含まない。  
 (注5) R1年度及びR2年度には、「臨時・特別の措置」を含まない。

〔 R1年度: 国立大学法人関係: 30億円、私学助成関係: 78億円、その他: 57億円(船舶建造費)  
 R2年度: 国立大学法人関係: 28億円、私学助成関係: 38億円、その他: 57億円(船舶建造費) 〕

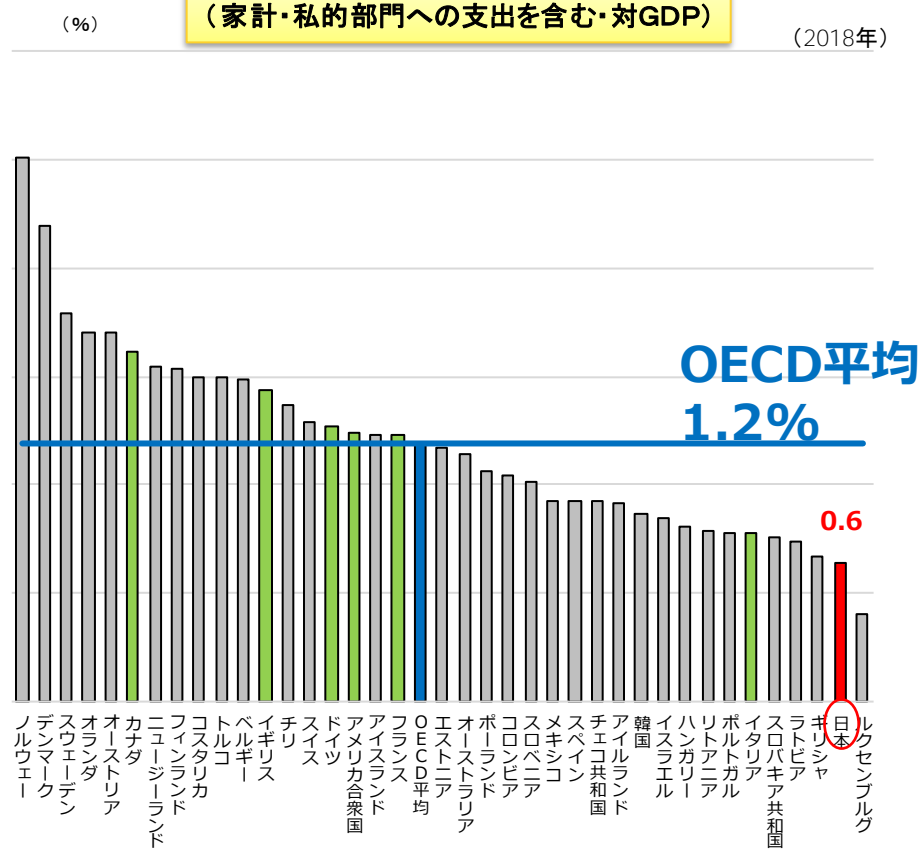
# 高等教育への公財政支出（対GDP比）

国の経済規模(GDP)に対して、高等教育への公財政支出は、OECD諸国の中で極めて低い水準。

高等教育への公財政支出  
(教育機関への支出・対GDP)



高等教育への公財政支出  
(家計・私的部門への支出を含む・対GDP)

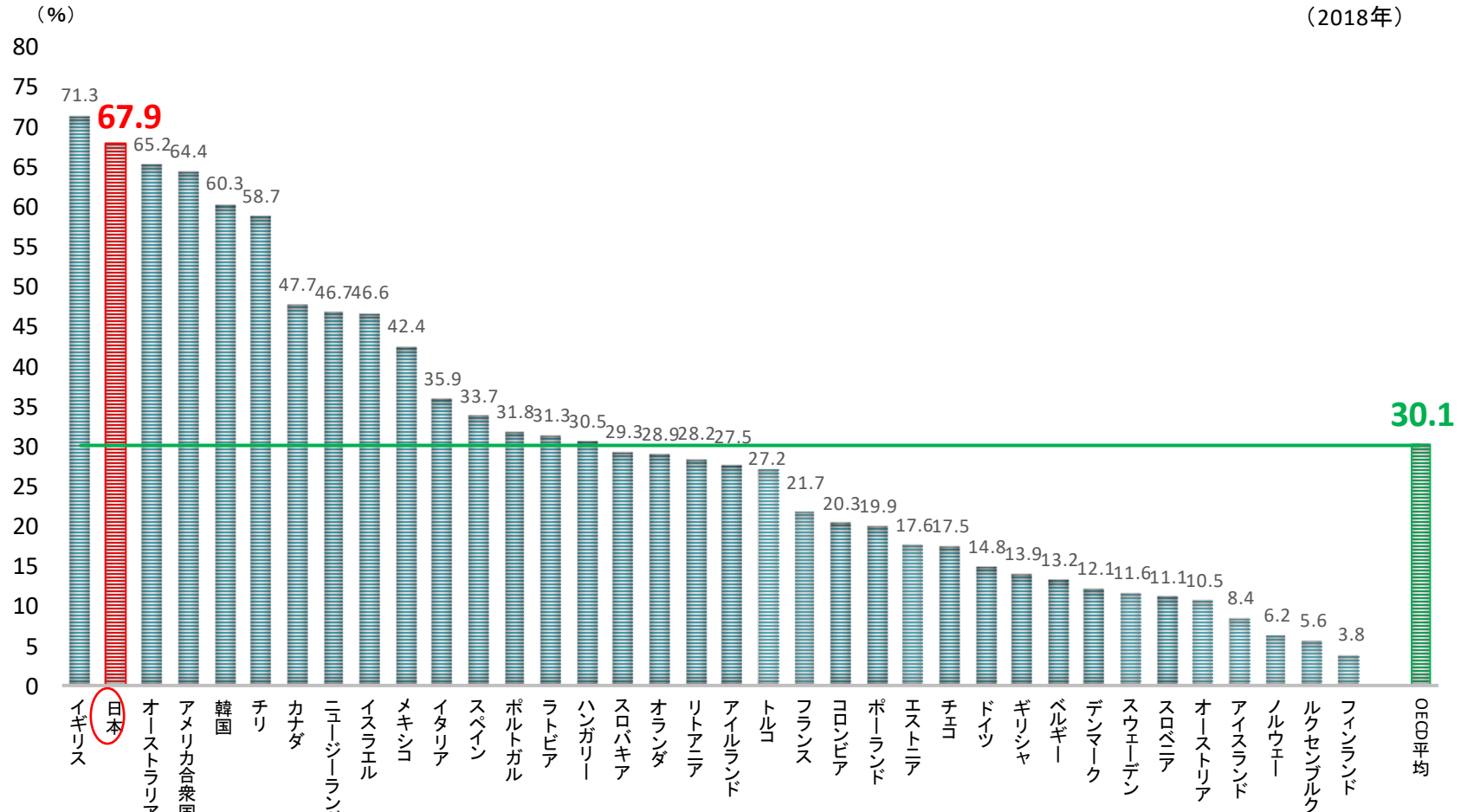


※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。  
 ※分類不可（教育行政費等）を含まない。  
 注1：データはOECD加盟38か国。  
 注2：「教育機関への支出」には、奨学金等の個人補助を含まない。

注3：「家計・私的部門への支出」は、奨学金等の家計や学生への支出を指す。  
 注4：我が国のデータは、他の教育段階に係るデータが一部含まれる。  
 注5：我が国の参照年度は、2018年度（平成30年度）。

# 高等教育機関への教育支出における私費負担割合

高等教育段階における私費負担の割合は、OECD加盟国の中で高い水準。



注1：OECD加盟38カ国のうち、スイス、コスタリカを除く。  
 注2：他の教育段階に係るデータが一部含まれる。  
 注3：奨学金等の個人補助を含まない。  
 注4：我が国の参照年度は、2018年度(平成30年度)。

出典：OECD「Education at a Glance 2021 (図表でみる教育 2021)」